

第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度
（計画案）

平成30（2018）年〇月

広島県

目 次

第1章 総論

I 計画作成の趣旨等

1 作成の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本的理念、目指す姿	2
4 計画の基本的な方向	2
5 計画の期間	2
6 計画の点検・評価	3

II 区域の設定

1 考え方	4
2 サービス区分による区域の設定	4

III 平成32(2020)年度の目標と取組

IV 広島県障害者プランの4つの重点的な取組の取組状況

第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

I 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	13
3 地域生活支援拠点等(システム)の整備	15

II 成果目標の達成に向けた取組

1 障害への理解の促進	
(1) 障害に対する理解の促進	16
(2) あいサポートプロジェクトの推進	18
2 保健、医療の充実	
(1) 保健・医療提供体制の充実	20
(2) 医療と福祉の連携	23
3 地域生活の支援体制の構築	
(1) 障害福祉サービス等の提供	25
(2) 住まいの場の確保	28
(3) 相談支援体制の構築	29
(4) 権利擁護の推進	33
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	35

第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

I 成果目標の設定

1 福祉施設から一般就労への移行等	41
-------------------	----

II 成果目標の達成に向けた取組

1 自立と社会参加の促進	
--------------	--

(1) 雇用・就労の促進	43
(2) 情報の保障の強化	51
(3) スポーツ・芸術文化活動の振興	55

第4章 障害児の健やかな育成を支援します

I 成果目標の設定	
1 地域における重層的な障害児支援体制の構築	61
2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	63
II 成果目標の達成に向けた取組	
1 障害児の健やかな育成の支援	
(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	64
(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	67
(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進	71

第5章 障害福祉サービス等の見込量等

I 第4期広島県障害福祉計画の実施状況	77
II 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画における 障害福祉サービス等の見込量等	
1 障害福祉サービス等の見込量（県全体）	83
2 障害福祉サービス等の見込量（圏域別、市町別）	
(1) 訪問系サービス	84
(2) 日中活動系サービス	86
(3) 居住系サービス	104
(4) 相談支援	107
(5) 障害児に関するサービス	110
3 地域生活支援事業の実施見込み	
(1) 市町地域生活支援事業	122
(2) 県地域生活支援事業等	123

第6章 資料

I 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画 指標・ 関連事業一覧	127
II 障害者等の状況	135
III 障害者・障害児に対する福祉サービスの体系等	142
IV 雇用支援機関・制度等の種類と内容	146
V 指定障害福祉サービス等事業所数（圏域別）	147
VI 用語解説	148
VII 障害福祉計画・障害児福祉計画作成に係る検討組織	151
VIII 障害福祉計画・障害児福祉計画の作成経過	153



第1章

総論

I 計画作成の趣旨等

1 作成の趣旨

平成 18（2006）年4月に、障害種別に関わらないサービスの提供や身近な市町による一元的なサービス提供などが盛り込まれた「障害者自立支援法」が施行されました。

県では、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるため、これまで第1期から第4期までの計画を作成してきました。

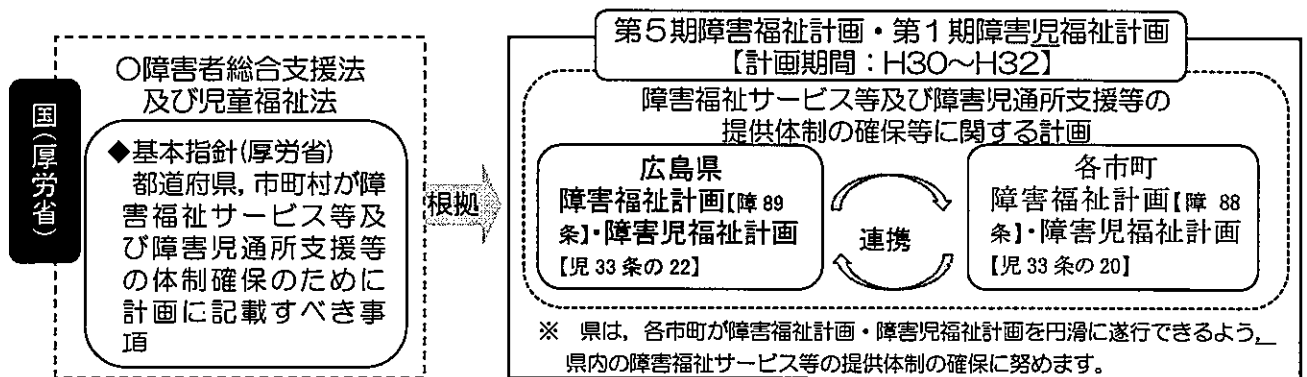
平成 29（2017）年度末で、第4期計画の期間が終了しますが、障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援の多様化したニーズへのきめ細やかな対応を図るために、平成 30（2018）年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正が施行されます。

県は、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画の達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間を計画期間とする第5期広島県障害福祉計画及び第1期広島県障害児福祉計画を一体的に作成します。

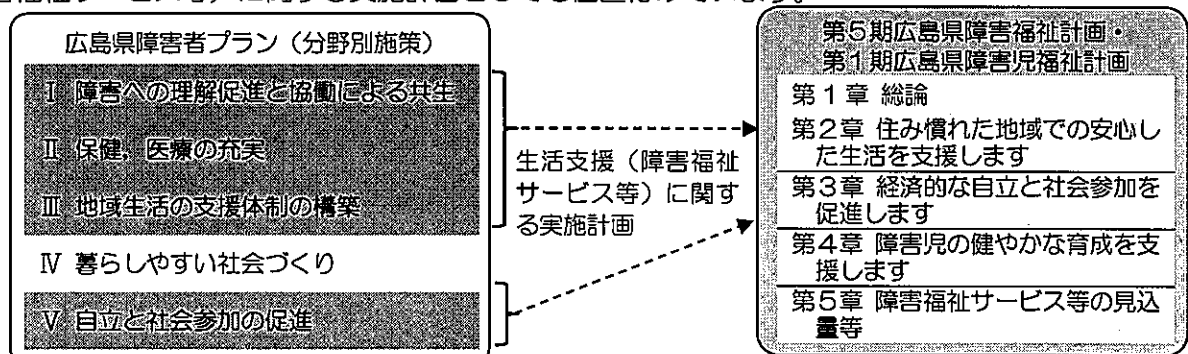
2 計画の位置付け

広島県障害福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく「都道府県障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画です。

広島県障害児福祉計画は、改正後の児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく「都道府県障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。



また、障害者の社会参加・参画に向けた障害者の生活全般にわたる幅広い施策のための計画として定めている「広島県障害者プラン」（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画としても位置付けています。



3 計画の基本理念, 目指す姿

【基本理念】 障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現

【目指す姿】

- 障害者等が、住民をはじめとする多様な主体の支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できている。
- 障害者等が、経済的に自立し、社会参加することができている。
- 障害児が、身近な地域で一貫した支援を受けながら、社会との関わりを持ち、健やかに育つことができている。

4 計画の基本的な方向

- ◆ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 県内どこでも必要なサービスの提供
- ◆ 地域生活への移行, 地域生活の継続支援及び就労支援並びに障害児支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

5 計画の期間

第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

《参考：広島県障害者プラン》

本計画を実施計画と位置付けている「広島県障害者プラン(第3次広島県障害者計画)」の計画期間は、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間となっています。

H18 (2006) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度	H23 (2011) 年度	H24 (2012) 年度	H25 (2013) 年度	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度
【事業者等の新体系サービスへの移行】														
事業者等の段階的な新体系へ						新体系移行後のサービス提供								
【広島県障害者プラン】														
広島県障害者プラン [第2次広島県障害者計画] (平成16~25年度)						広島県障害者プラン [第3次広島県障害者計画] (平成26~30年度)								
【広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画】														
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画														
平成23年度の目標を見据えたサービス見込量を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・地域生活支援事業			第1期の実績を踏まえた計画を作成 ①第1期計画の進捗状況等の分析・評価 ②第2期計画における課題の整理 ③課題を踏まえた着実なサービス基盤整備の取組の推進			新体系移行後を踏まえた第3期計画の作成 ①第2期計画までの進捗状況等の分析・評価 ②直面する課題、新体系への対応 ③障害福祉サービスや就労支援の充実			平成29年度を目標とした第4期計画の作成 ①第3期計画までの進捗状況等の分析・評価 ②直面する課題への対応 ③課題を踏まえた障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援等の提供体制の確保等			平成32年度を目標とした第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の作成 ①第4期計画までの進捗状況等の分析・評価 ②直面する課題への対応 ③課題を踏まえた障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援等の提供体制の確保等		

6 計画の点検・評価

(1) 広島県障害者施策推進協議会

県は、障害者、障害者団体、障害福祉事業者団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の進捗状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

(2) 広島県障害者自立支援協議会

県は、この計画の推進に係る具体的な課題について、障害者、障害者団体、医師、障害福祉事業者団体、雇用関係機関、市町等で構成される「広島県障害者自立支援協議会」に意見を求めます。

■ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

[障害者基本法]

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

[障害者総合支援法]

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

II 区域の設定

障害者総合支援法では、県が区域を設定し、障害福祉サービス等の計画的な整備を進めることとされています。(第89条第2項第2号)

このため、次のとおり区域を設定し、計画的な整備を進めます。

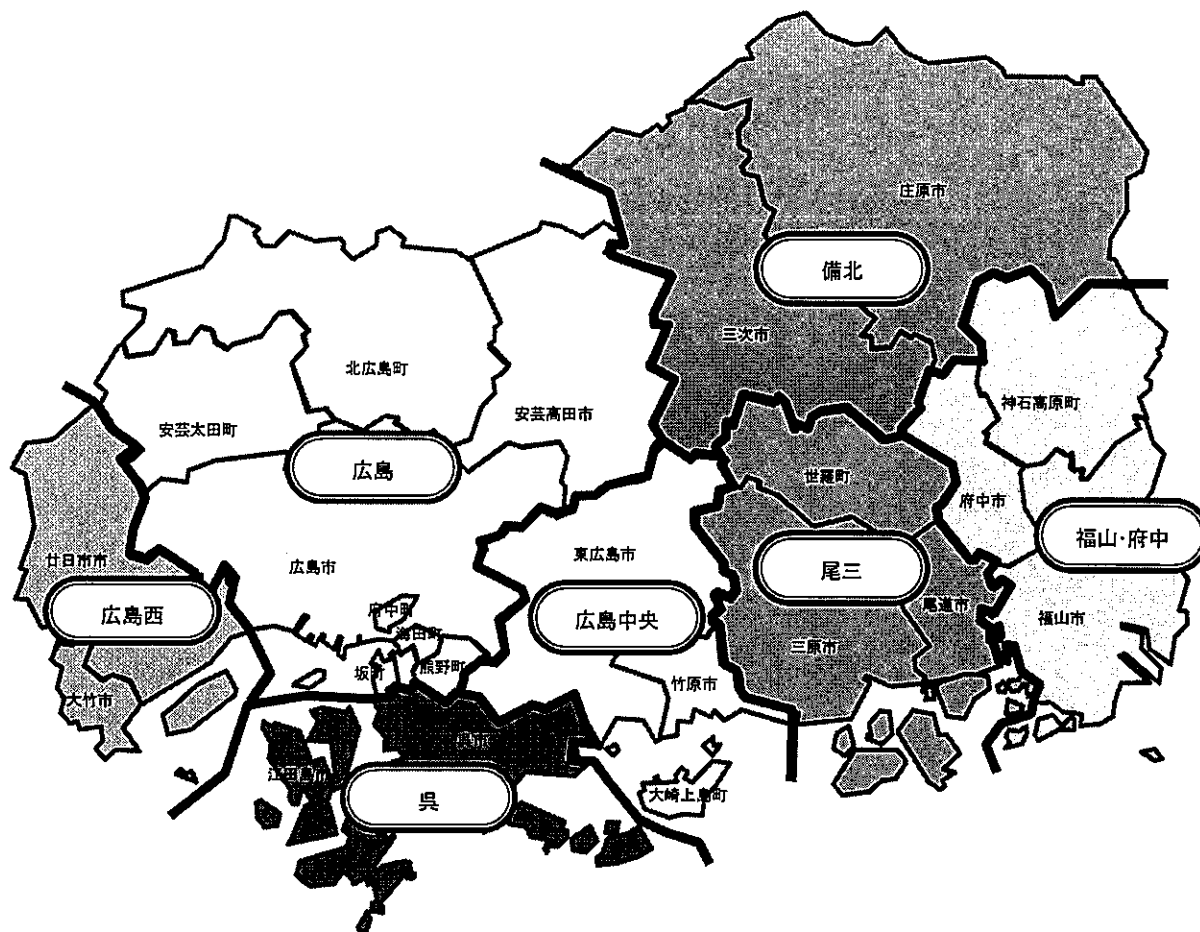
1 考え方

障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者が生活する市町を基本的な単位として、きめ細かサービスを提供することが必要ですが、広域的な提供体制の整備が必要な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービス提供体制づくりを進めます。

2 サービス区分による区域の設定

サービスの区分 考 え 方	区 域 具体的サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・居住系サービス（共同生活援助に限る。） ・障害児通所支援 ・相談支援、障害児相談支援 <p>【考え方】 居宅における介護、地域の住まいの場、障害児に係るサービス及び相談の場などは、障害者等が地域で生活をするための基本的なサービスであることから、市町を区域として設定します。</p>	<p>【区域】 市町</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービス P84 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 ●居住系サービス P104 自立生活援助、共同生活援助（以下「グループホーム」という。） ●障害児通所支援 P110 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ●相談支援、障害児相談支援 P107 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、 障害児相談支援 P120
<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス（療養介護を除く。） <p>【考え方】 日中活動の場を提供するサービスは、広域的な提供体制の整備が必要であることから、障害者プランにおいて設定されている障害保健福祉圏域を区域として設定します。ただし、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めることとします。</p>	<p>【区域】 障害保健福祉圏域</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P86 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援 短期入所（福祉型・医療型）
<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス（療養介護に限る。） ・居住系サービス（施設入所支援及び障害児入所支援に限る。） <p>【考え方】 広域性をもった圏域を設定する必要があることから、県全域を区域とします。</p>	<p>【区域】 県全域</p> <p style="text-align: right;">第5期計画・ 第1期計画見込量</p> <p>↓</p> <p>【具体的サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系サービス P99 療養介護 ●居住系サービス P106 施設入所支援 P121 障害児入所支援

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域



圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市, 東広島市, 大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町
備北障害保健福祉圏域	三次市, 庄原市

※ この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

Ⅲ 平成 32 (2020) 年度の目標と取組

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、障害者等の地域生活への移行及び一般就労、障害児の地域での支援体制の整備について、平成32(2020)年度末に向けての具体的な数値目標を設定し、その推進に努めます。

計画の基本理念、目指す姿、基本的な方向 (P2)

ひろしま未来チャレンジビジョン
「安心な暮らしづくり」～支援が必要な人が、地域で安心して生活できる環境が整っています。

成果目標 (平成 32 (2020) 年度) 【重点的な取組】

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (P 1 1, 1 2)
 - 福祉施設から地域生活への移行者数 266 人 (H28 年度末入所者の 8.7%)
 - 施設入所者数 (H28 年度末⇒H32 年度末) 3,044 人⇒2,975 人(△69 人(△2.3%))
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 (P 1 3, 1 4)
 - 精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 県、各圏域、23 市町で設置
 - 精神科病床における1年以上長期在院者数 (H32 年度末) 2,859 人(65 歳以上), 1,801 人(65 歳未満)
 - 入院後3か月時点の退院率 69.0% ○ 入院後6か月時点の退院率 84.0%
 - 入院後1年時点の退院率 90.0%
- 3 地域生活支援拠点等 (システム) の整備 (P 1 5)
 - 地域生活支援拠点等 (システム) 整備 23 市町【29 か所】
- 4 福祉施設から一般就労への移行等 (P 4 1, 4 2)
 - 一般就労移行者数 (H28 年度末⇒H32 年度末) 394 人⇒517 人(1.3 倍)
 - 就労移行支援事業所利用者数 (H28 年度末⇒H32 年度末) 642 人⇒774 人(+20.6%)
 - 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所 47 事業所 (全 87 事業所の 54.0%)
 - 就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から1年後の職場定着率 80.0%
- 5 地域における重層的な障害児支援体制の構築 (P 6 1, 6 2)
 - 児童発達支援センター設置 23 市町
 - 保育所等訪問支援の実施 23 市町
 - 発達障害専門医療機関ネットワークの構築 7 圏域
- 6 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (P 6 3)
 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 23 市町
 - 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 23 市町
 - 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置 県、各圏域、23 市町で設置 (H30 年度末)



成果目標の達成に向けた取組			
第2章 障害のある児童・若者の生活の支援 取組	1 障害への理解の促進	(1) 障害に対する理解の促進	P16
		(2) あいサポートプロジェクトの推進	P18
	2 保健, 医療の充実	(1) 保健・医療提供体制の充実	P20
		(2) 医療と福祉の連携	P23
	3 地域生活の支援体制の構築	(1) 障害福祉サービス等の提供	P25
		(2) 住まいの場の確保	P28
		(3) 相談支援体制の構築	P29
		(4) 権利擁護の推進	P33
		(5) 障害福祉サービスの質の向上等	P35
	第3章 障害のある若者の自立と社会参加の促進 取組	1 自立と社会参加の促進	(1) 雇用・就労の促進
(2) 情報の保障の強化			P51
(3) スポーツ・文化芸術活動の振興			P55
第4章 障害のある児童・若者の健全な育成の支援 取組	1 障害児の健全な育成の支援	(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	P64
		(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	P67
		(3) 関係機関と連携した支援, 地域社会への参加・包容の推進	P71

各種
指標等

IV 広島県障害者プランの4つの重点的な取組の取組状況

広島県障害者プラン(平成26(2014)年3月策定)では、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間で4つの取組を“重点的な取組”に位置付けて、具体的な取組を進めています。





第2章

住み慣れた地域での安心した生活を
支援します

I 成果目標の設定

障害者が地域で安心した生活が送れるよう、福祉施設に入所している障害者や、入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、具体的な数値目標を掲げ、障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等（システム）の整備等に取り組むとともに、施設入所が真に必要と判断される障害者の数を踏まえた施設を確保します。

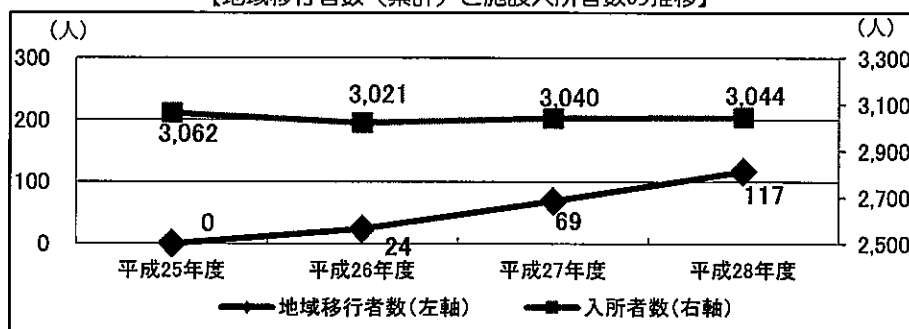
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 現状

県内で福祉施設を退所し、地域生活へ移行した障害者の人数は、第4期計画策定時の平成25（2013）年度末時点から平成28（2016）年度までの間で、117人となっています。

また、福祉施設の入所者数（以下「施設入所者数」という。）は、平成28（2016）年度末現在3,044人で、平成25（2013）年度末時点の3,062人から18人減少しています。

【地域移行者数（累計）と施設入所者数の推移】



(2) 取組の方向

障害に対する理解の促進、障害の特性に配慮した住まいの場、相談、就労など必要な支援を通じて、障害者が地域で安心して生活できる体制を整備し、希望する障害者の地域生活への移行を進めます。

(3) 成果目標

平成28（2016）年度末時点における福祉施設入所者のうち、平成32（2020）年度末時点で、累計で266人（平成28（2016）年度末の施設入所者数の8.7パーセント）が地域生活へ移行するとともに、平成32（2020）年度末の施設入所者数を69人（平成28（2016）年度末の施設入所者数の2.3パーセント）減少させることを目指します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

項目	数値	備考
福祉施設入所者数 (A)	3,044 人	平成 28(2016)年度末
福祉施設入所者数(見込み) (B)	2,975 人	平成 32(2020)年度末
目標値	地域生活移行者数 (C) (8.7%)	平成 32(2020)年度末までに、福祉施設からグループホーム、在宅等へ移行する者の数(移行割合 C/A)
	施設入所者減少数 (A-B)	平成 32(2020)年度末時点の施設入所者減少数(減少割合 (A-B) / A)

(注) 上記の数値は、平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者が引き続き障害者支援施設として利用することとした障害児施設等を除いて設定しています。

(4) 成果目標の考え方

県は、障害者総合支援法の規定に基づく基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

【第5期障害福祉計画における各市町別目標値】

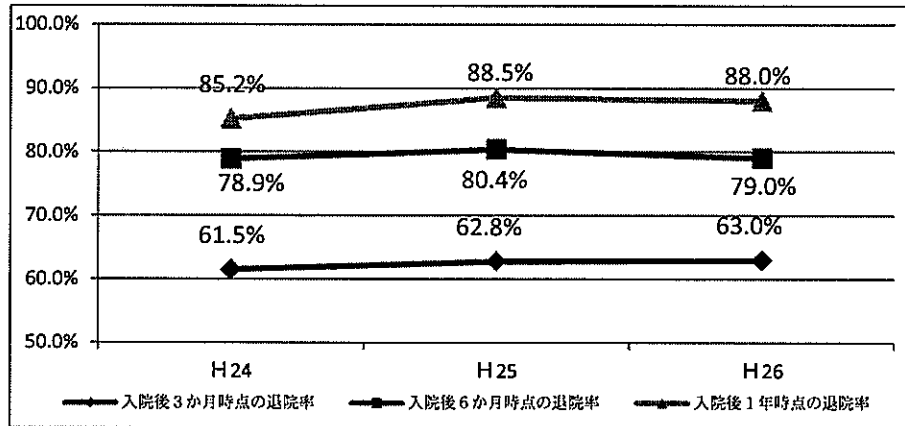
区 域	施設入所者数 (平成28年度末) A	施設入所者数 (平成32年度末) B	施設入所から 地域生活への 移行者数 C	地域生活移行 割合 C/A	施設入所者削減 見込数 A-B	施設入所者削減 割合 (A-B)/A
広島圏域	1,217人	1,190人	110人	9.0%	27人	2.2%
広島市	956人	936人	87人	9.1%	20人	2.1%
安芸高田市	96人	94人	9人	9.4%	2人	2.1%
府中町	30人	29人	2人	6.7%	1人	3.3%
海田町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
熊野町	29人	28人	3人	10.3%	1人	3.4%
坂町	13人	12人	2人	15.4%	1人	7.7%
安芸太田町	22人	22人	2人	9.1%	0人	0.0%
北広島町	47人	46人	4人	8.5%	1人	2.1%
広島西圏域	166人	162人	15人	9.0%	4人	2.4%
大竹市	40人	35人	4人	10.0%	5人	12.5%
廿日市市	126人	127人	11人	8.7%	-1人	-0.8%
呉圏域	385人	376人	35人	9.1%	9人	2.3%
呉市	326人	319人	30人	9.2%	7人	2.1%
江田島市	59人	57人	5人	8.5%	2人	3.4%
広島中央圏域	272人	267人	15人	5.5%	5人	4.4%
竹原市	57人	55人	6人	10.5%	2人	3.5%
東広島市	191人	189人	8人	4.2%	2人	1.0%
大崎上島町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
尾三圏域	376人	368人	33人	8.8%	8人	2.1%
三原市	145人	142人	13人	9.0%	3人	2.1%
尾道市	191人	187人	18人	9.4%	4人	2.1%
世羅町	40人	39人	2人	5.0%	1人	2.5%
福山・府中圏域	447人	436人	41人	9.2%	11人	2.5%
福山市	367人	359人	33人	9.0%	8人	2.2%
府中市	58人	56人	6人	10.3%	2人	3.4%
神石高原町	22人	21人	2人	9.1%	1人	4.5%
備北圏域	181人	176人	17人	9.3%	5人	2.8%
三次市	104人	101人	10人	9.6%	3人	2.9%
庄原市	77人	75人	7人	9.1%	2人	2.6%
計	3,044人	2,975人	266人	8.7%	69人	2.3%

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 現状

平成 26 (2014) 年度NDB (レセプト情報・特定健診等情報データベース) 集計によると、県内の精神科病院に入院中精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率は、それぞれ63.0パーセント、79.0パーセント及び88.0パーセントとなっています。

【入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



(2) 取組の方向

入院中の精神障害者が地域で安心して生活できる体制を整備するとともに、精神科病院等の関係機関とも連携しながら、本人の意向に配慮しつつ、入院中の精神障害者の早期退院を促進し、地域生活への移行を進めます。

(3) 成果目標

ア 県及び各障害保健福祉圏域において、精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

また、各市町において、同様に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、複数市町による共同設置も可能とします。

【精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項目	数値	備考
目標値	県、各圏域、23市町	平成32(2020)年度末時点の設置状況

イ 平成32(2020)年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期在院者数を2,859人に、65歳未満1年以上長期在院者数を1,801人に減少させることを目指します。

ウ 平成32(2020)年度における入院中の精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率を、それぞれ69.0パーセント、84.0パーセント及び90.0パーセントとすることを目指します。

【入院中の精神障害者の地域生活への移行】

項目		数値	備考
精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳以上）		3,150人	平成26(2014)年度6月30日時点
精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳未満）		2,082人	平成26(2014)年度6月30日時点
目標値	精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳以上）	2,859人	平成32(2020)年度末
	精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳未満）	1,801人	平成32(2020)年度末
	入院後3か月時点の退院率	69.0%	平成32(2020)年度
	入院後6か月時点の退院率	84.0%	平成32(2020)年度
	入院後1年時点の退院率	90.0%	平成32(2020)年度

（注）平成32(2020)年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を347人と見込んでいます。

(4) 成果目標の考え方

県は、入院中の精神障害者の地域移行を進めるため、基本指針を踏まえ、入院後3か月、6か月及び1年時点の退院率を高め、長期在院者数を減少させる目標を定めています。

3 地域生活支援拠点等（システム）の整備

(1) 現状

第4期広島県障害福祉計画において、成果目標として、障害者等の地域生活支援を推進する多機能拠点である地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は複数事業所等が連携した面的な体制）を、原則、各市町に1か所以上整備することを目指し、市町等の取組を支援してきましたが、国が平成28（2016）年9月に実施した全国調査によると、広島県を含め全国的に整備が進展していない状況にあります。

このため、改めて基本指針において、地域生活支援拠点等（システム）を所定の期間内に整備するよう規定されました。

(2) 取組の方向

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、障害者等が地域生活を継続できるよう、市町による関係機関と連携した取組を支援することにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進します。

(3) 成果目標

地域生活支援拠点等を、原則、各市町に1か所以上整備することを目指します。ただし、1か所の拠点整備が困難な場合は、複数市町や圏域で1か所以上整備することも可能とします。

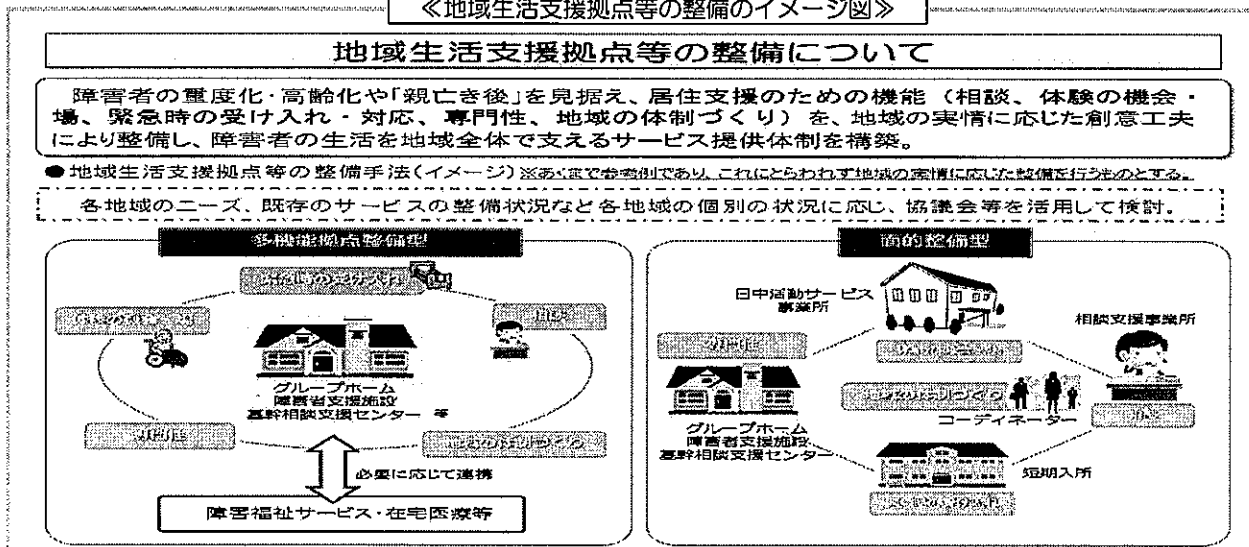
【地域生活支援拠点等の整備】

項目	数値	備考
目標値	23市町 【29か所】	平成32（2020）年度末時点の県内整備か所数

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

＜地域生活支援拠点等の整備のイメージ図＞



(H28.12.12 地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（厚生労働省主催）資料より）

Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 障害への理解の促進

(1) 障害に対する理解の促進

ア 障害者の差別解消に向けた取組

〈現状〉

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が、平成 28（2016）年 4 月 1 日から施行されました。

■障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによつて、すべての国民が障害の有無によつて分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- 県では、国から示された対応指針を踏まえ、職員が遵守すべき服務規律としての職員対応要領の制定、職員対応要領ハンドブックの作成、専門相談員を配置した相談窓口の設置、事業者等への普及啓発活動の展開、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に取り組んでいます。
- 県に寄せられた相談については、必要に応じて所管の行政機関等に橋渡しを行ったり、相談者と相手方との間に立って調整を行うなど、事案の解決に向けた取組を進めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有化を行い、事案の解決方法等について協議を行っています。

【表 1 平成 28 年度相談件数（障害者支援課）】

不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	計
33件	55件	88件

- また、あいサポート企業・団体による合理的配慮の提供事例について、県ホームページに掲載し、普及啓発に努めています。
- 市町に対しては、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置、普及啓発活動について取組要請を行っています。

〈課題〉

- 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について普及啓発が進みつつありますが、平成 29（2017）年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7パーセントが「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。
- 職員対応要領の未制定、障害者差別解消支援地域協議会の未設置、相談事例がない又は過少な市町もあることから、該当の市町に対して、引き続き、積極的な取組を働きかけていく必要があります。

〈今後の具体的な取組〉

- 会議、研修、講演、出前講座等のあらゆる機会を利用し、障害者差別解消法の普及啓発に取り組めます。
- 障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有や分析を行うとともに、効果的な事案解決方法等について協議し、実効性のある相談・支援体制となるよう取り組めます。

- 市町に対し、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営、普及啓発活動について取組要請を行うとともに、地域全体としての相談解決機能の向上を図るために、県の障害者差別解消支援地域協議会とのネットワークの構築を進めます。

イ 交流活動の推進

《現状》

- 福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営を支援し、「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動に取り組んでいます。
- 障害者が利用している施設・作業所において製造されているスナックやスイーツなどの菓子類の品評会「ひろしまS-1サミット」を通じて、県民が障害者と触れ合いながら、障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。
- 障害者スポーツの体験会、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇など、県民と障害者が交流する多彩なイベントを実施、支援しています。

《課題》

- 障害に対する正しい理解と認識を深めるためには、県民が障害者と交流し、触れ合う機会をできるだけ多く確保する必要があります。
- 「ふれ愛プラザ」は、平成13（2001）年の設置から10年以上が経過しましたが、近年、来客数が伸び悩んでおり、活気ある交流の場づくりが課題となっています。

【表2 ふれ愛プラザの来客数】

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来客数	16,054人	15,873人	16,933人	16,960人	16,087人

- 「ひろしまS-1サミット」などのイベントを通じて、県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう、実施形態や実施内容等について検証する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 「ふれ愛プラザ」におけるホームページやSNS等を活用した商品と活動に関する情報や福祉情報の提供、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等の取組を支援し、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場の創出を図ります。
- 「ひろしまS-1サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇、発達障害啓発イベントなど、集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、県民と障害者が触れ合いながら、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。

ウ 地域とのつながり、利用者の安全確保

《現状》

- 利用者の安全確保において、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要性が指摘されています。

- 平成 29 (2017) 年 6 月に水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) が改正され、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

《課題》

- 障害福祉サービス事業所等においては、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要であり、県や市町はその支援を行うことが必要です。
- また、これらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、発災時には障害福祉サービス事業所等が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことが必要です。
- 障害福祉サービス事業所等の利用者の安全確保のため、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者に対し支援できるよう、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス事業所等において、非常災害対策計画の策定、避難訓練等の実施が徹底されるよう指導、助言を行います。
- 障害福祉サービス事業所等においては、地域住民等との連携・協力体制の構築が図れるよう、日頃から自発的な活動等を通じて地域との交流に努めるよう指導、助言を行います。
- 県による虐待防止・権利擁護研修を実施し、参加促進を図るとともに、障害福祉サービス事業所等における虐待防止・権利擁護研修の実施を促進します。
- 障害福祉サービス事業所内のキャリアパス制度の整備を促進し、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図ります。

(2) あいサポートプロジェクトの推進

《現状》

- 県では、平成 23 (2011) 年 10 月から、県民運動として、あいサポート運動を進めています。県民オールあいサポーターに向けて、あいサポーターを養成するため、小・中学校、高校、企業、団体等へ出前講座等を実施するなどにより、あいサポーター数は着実に増加しています。
- また、企業・団体によるあいサポート運動を促進するため、平成 28 (2016) 年度にあいサポート運動に先駆的に取り組み、他の模範となる企業・団体を表彰する制度を創設するなどし、あいサポート企業・団体数の増加に取り組んでいます。

【表3 あいサポート運動の取組状況 (平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在)】

あいサポーター数 (累計)	173,167人
あいサポートリーダー養成数 (累計)	284人
あいサポート企業・団体数 (累計)	522企業・団体

- 平成 29 (2017) 年 9 月から、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」と、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を無償配布しています。
- 障害者が芸術文化活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成 24

(2012)年度から、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29(2017)年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

【表4 あいサポートアート展来場者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人	2,511人

《課題》

- 広く県民に、あいサポート運動を理解、認識してもらうために、県だけでなく、市町も主体的に運動に取り組む実施体制や実施方法について、市町及び障害者団体等と意見交換を行いながら、検討する必要があります。
- 平成26(2014)年度から養成を実施してきた、あいサポートリーダーの活動促進を図り、県内各地域において、サポート運動が実践活動を伴って展開される必要があります。
- 近年、あいサポート企業・団体数が伸び悩んでおり、あいサポート運動に取り組む企業・団体の掘り起しを行う必要があります。
- 障害者等が周囲から配慮や支援が受けやすくなるよう、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図る必要があります。
- 「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」等の障害者の芸術文化活動を、広く県民に知ってもらう必要があります。

《今後の具体的な取組》

- あいサポーター研修の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」、「就労支援リーダー」の養成・登録を行い、これらリーダーを活用した市町による地域住民・関係団体への研修や活動支援、企業内での研修や障害のある従業員への支援などにより、県民オールあいサポーターに向けた取組を強化し、誰もが障害者等に対して自然に手助けをする「心のバリアフリー化」を推進します。

【指標① あいサポートプロジェクトの推進】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポーター数(累計)	173,167人	190,000人	195,000人	200,000人
あいサポートリーダー養成数(累計)	284人	430人	490人	550人
あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	650企業・団体	700企業・団体	750企業・団体

- 組織的な活動による大きな効果が期待できるあいサポート企業・団体に対する表彰を行うなど、あいサポート企業・団体数の増加に取り組みます。
- ポスター、ステッカー、県ホームページ等により、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図るとともに、障害者等が必要とする配慮や支援を受けられるよう、県民への啓発活動に取り組みます。
- 「あいサポートアート展」の県内複数個所での開催や、市町巡回展示とともに、「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して、県民の障害への理解と認識を深めていきます。

2 保健、医療の充実

(1) 保健・医療提供体制の充実

ア 保健活動の推進

《現状》

- 平成28（2016）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると県民の49.2パーセントがストレスや悩みを抱え、10.5パーセント（20歳以上）が気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じており、精神疾患の発症予防や早期発見のため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。
- 障害児（者）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。障害者支援施設等は、運営に関する基準で、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとされています。
- 平成 28（2016）年度に、広島県内の障害福祉サービス（日中活動）事業所、グループホーム及び障害者支援施設を対象に行った調査によると、協力歯科医療機関を設置している施設の割合は39.0パーセントとなっています。また、1年に1回以上と定期的に利用者に対する歯科健診を実施している施設の割合は23.8パーセントと低い状況です。

《課題》

- 地域における精神保健福祉相談体制について、一層の充実を図る必要があります。
- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児（者）について、定期的な歯科健診の受診を図る必要があります。
- 障害児（者）が、適切な歯科保健医療を受けられる環境を整備する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県立総合精神保健福祉センター及び保健所、市町など地域における関係機関において相談指導の充実を図ります。
- 「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。
- 平成24（2012）年9月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。
- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、簡易な歯科健診、施設職員及び障害児（者）の家族への口腔管理等に関する研修・啓発等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での自発的かつ定期的な歯科健診の実施につなげます。
- 障害児（者）の専門的な治療機能及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療及び歯科疾患予防のための口腔ケアが実施できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修等を行い、障害児（者）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

イ 専門的な医療の提供

《現状》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。

【表5 県立リハビリテーションセンターの利用状況】

施設名	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療センター	日平均入院患者数	100.1人	126.3人	129.6人
	外来患者数	49,895人	53,291人	53,523人
若草園	月平均入園児数	51人	45人	44人
若草療育園	月平均入所者数	53人	53人	53人
あけぼの	月平均入所者数	61人	50人	53人

- 発達障害を診療できる県内の医師は、県西部地域に偏在しているとともに、絶対数が不足しているため、平成20（2008）年7月から、県立障害者療育支援センター・わかば療育園等の発達外来を活用し、医師に対する臨床研修を行い、発達障害を診療できる医師及びコメディカルスタッフを養成する取組を行っています。

【表6 医師・コメディカルスタッフ研修受講者数】

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医師数	6人	5人	7人	1人	3人	3人	2人	6人	1人
コメディカル数	2人	4人	2人	6人	7人	8人	1人	1人	2人

- 発達障害が疑われる児童生徒等の受診希望が専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じており、初期の診療や地域の中核となる専門医が不足するとともに、医療機関相互の連携と機能分化が進展していない状況にあります。
- このため、「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を平成26（2014）年度に設置し、医療機関の連携方策等について課題の共有を行うとともに、発達障害の診療を行うかかりつけ医を確保するため、平成27（2015）年度から「発達障害児・者診療医養成研修」を実施、また、地域の中核的な専門的医療機関を確保するため、平成28（2016）年度からは国立精神・神経医療研究センターの専門的研修への医師派遣等の取組を行っています。
- また、県民の適切な受診機会を確保する観点から、発達障害の診療を行うことができる医療機関を県ホームページで公表しており、医療機関数、医師数とも年々増加しています。

【表7 発達障害の診療ができる医療機関：県ホームページ掲載のみ】

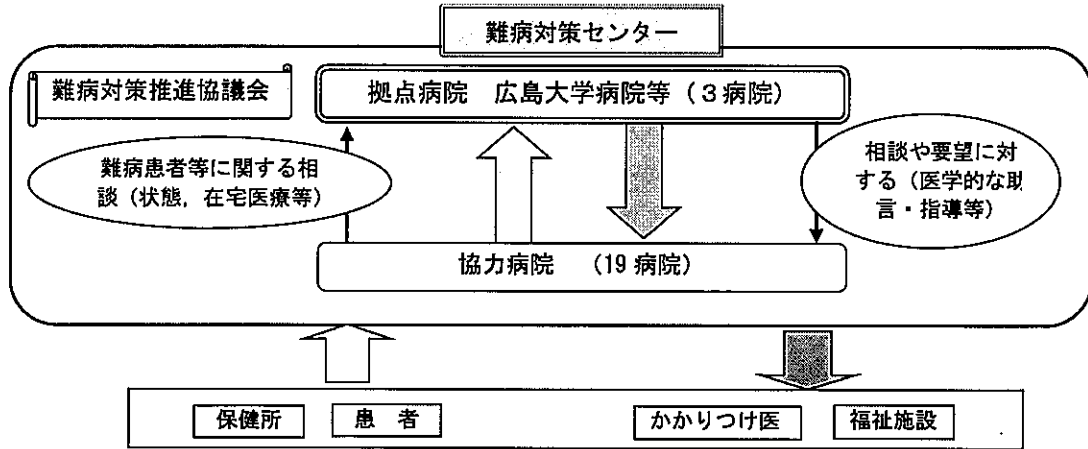
項 目	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成29年度
医療機関数	68機関	75機関	107機関	97機関
医師数	91人	103人	147人	158人

【表8 発達障害児・者診療医養成研修受講者数】

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医師数	52人	87人	※H30.1判明
医師以外	26人	154人	※H30.1判明

- 難病は、原因不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病であり、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費を負担する場合も多くなっています。このため、難病のうち、一定の要件を満たし、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものを指定難病として認定し、医療費の公費負担を行っています。
- 在宅の重症神経難病患者が入院医療を必要とした場合、適切な入院施設が確保できるよう地域の医療機関の連携を図る難病医療ネットワーク事業を実施しており、難病医療拠点病院（3か所）を指定するほか、二次保健医療圏域に難病医療協力病院（19か所）を指定しています。

【図1 難病医療ネットワーク事業】



《課題》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療の中核拠点として、引き続き、広範な医療ニーズに対応するとともに、診療ニーズが高まる高次脳機能障害や発達障害にも対応していく必要があります。
また、重症心身障害児（者）の入所ニーズへの対応や在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。
- 平成29（2017）年9月に実施した「重症心身障害児（者）及びその介護者に関する実態調査」によると、介護者の40.1パーセントが解消できない介護による疲労を抱え、46.7パーセントが短期入所事業所の不足を感じています。
- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医は、不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、一部の専門医療機関に患者が集中し、医療機関によっては、初診までに長期の待機期間が生じています。
- 発達障害児（者）は、コミュニケーションの困難さや感覚過敏などの個々の特性から、医療を継続して受けにくいことがあるため、発達障害の特性に応じた診療を行う医師の養成や発達障害児（者）の診療に対応できる医療機関を増やしていくことが必要です。
- また、発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けられるようにするため、地域のかかりつけ医と専門医療機関や小児科医と精神科医、地域の関係機関等との連携体制の構築が必要です。
- 難病患者の多くは、在宅での療養を行い地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者等が安心して療養できる環境が求められています。介護者の負担を減らすため、障害福祉サービスの利用促進や、レスパイト入院のための制度の導入、入院が必要になった際の医療機関情報の提供や難病患者に対する包括的な支援を協議するシステムの構築が求められています。
- 平成25（2013）年度から障害に難病が加わったものの、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況となっています。

《今後の具体的な取組》

- 県立障害者リハビリテーションは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療を担う中核拠点病院として、引き続き、高次脳機能障害や脊椎損傷、発達障害など様々な医療ニーズに対応していきます。

- 障害児（者）に係る高度で専門的な医療ニーズや診療ニーズに対応するため、県立障害者療育支援センター・わかば療育園を県立障害者リハビリテーションセンターに新築移転し、医療体制の一本化による充実・強化を図ります。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）の療育環境の改善を図るとともに、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保など重症心身障害児・者の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を図ります。
- また、身近な地域で介護者のレスパイトや緊急時等に対応した短期入所が利用できるよう、定員の確保について検討します。
- 発達障害について、引き続き、研修等により初期の診療や地域医療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において各医療機関の医療機能を明確にし、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関とのネットワーク化を図るなど、役割分担と連携を推進することにより、地域の医療支援体制の整備を進めていきます。
また、発達障害の診療を行うことができる医療機関リストを県ホームページで公表し、県民への適切な受診機会を確保していきます。

【指標② 発達障害の診療ができる医師数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医師数	158 人	172 人	186 人	200 人

- また、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等医療従事者による発達障害児（者）への療育技術の向上など療育体制の充実を図るとともに、地域における医療と療育の連携を進め、できるだけ身近な地域で早期に医療支援や療育支援が受けられる体制整備を進めていきます。
- 発達障害児（者）がライフステージを通して、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けられるようにするため、かかりつけ医と専門医療機関、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。
- 難病患者等は、長期にわたる継続治療とともに、緊急の場合の的確な専門治療が必要であるため、難病対策センターを中心とした難病医療拠点病院、難病医療協力病院との連携を強化するとともに、各市町、各保健所等が連携して、難病患者等の必要に応じた保健・医療・福祉のサービスが提供できるシステム体制の整備を進めます。
- 難病患者に対する包括的支援を検討するため地域生活支援拠点等の利用を進めます。
- 医療従事者等に対する難病研修会を行い、新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。
- 難病患者のレスパイト入院が可能な制度の導入を検討します。
- 難病患者団体を通じて、障害福祉サービスの制度や利用方法についての周知を図ります。

【指標③ 医療従事者等に対する難病研修会】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療従事者研修会の開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回

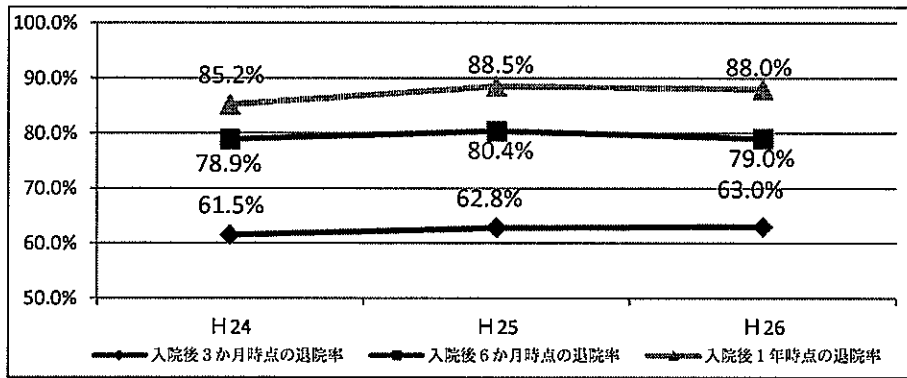
(2) 医療と福祉の連携 〔地域生活への移行支援〕

＜現状＞

- 平成 26（2014）年度 NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、県内の精神科病院に入院中の精神障害者の入院後 3 か月時点、6 か月時点及び 1 年時点の退院率

は、それぞれ 63.0パーセント、79.0パーセント及び88.0パーセントとなっています。(再掲)

【図2 入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



- 平成26(2014)年4月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)の改正が施行され、精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者の退院促進のための体制整備等が義務付けられました。
- 矯正施設を退所する障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、平成22(2010)年6月に広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援しています。

【表9 地域生活定着支援センターの支援状況】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
コーディネート業務	38件	36件	35件
フォローアップ業務	53件	44件	46件
相談支援業務	14件	11件	13件

《課題》

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、地域生活に関する相談に対応できるように、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。
- 精神疾患に罹患しても地域や社会で生活できるようにするため、入院しても早期に退院できるよう早期受診・早期治療及び地域移行支援の仕組みの定着を図る必要があります。
また、退院促進の観点から、精神通院医療費の公費負担のあり方についても、市町と連携して検討する必要があります。
- 問題事例、困難事例が増加しており、広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向上と、帰住先確保や福祉的な支援が早期に継続して行われるよう、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との連携を図る必要があります。また、関係機関や地域に、障害等のある矯正施設退所者の社会復帰への支援の必要性について理解が不十分な点があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32(2020)年度末及び平成 36(2024)年度末の精神病床における入院需用(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき基盤整備を推進します。
- 精神保健福祉法に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(昭和 26 年厚生労働省告示第 65 号)を踏まえて、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症、高次脳機能障害などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、保健医療計画に基づき、各医療機関の医療機能を明確化します。
- 発症してから精神科を受診するまでの期間をできるだけ短縮するため、障害保健福祉圏域単位でかかりつけ医と精神科医の連携会議を開催するなど、地域の連携体制を強化します。
- 認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等の介護サービスが連携し、気軽に相談でき、早期に鑑別診断を行う体制を構築します。
- 広島県地域生活定着支援センター職員の研修や、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との定期的ケア会議等による事例検討や課題解決、情報共有等によるネットワークの構築に取り組みます。また、関係機関等に、障害等のある矯正施設退所者の社会復帰への支援の必要性について理解を広げる取組をしていきます。

3 地域生活の支援体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の提供

ア 障害福祉サービス等の基盤整備

《現状》

- 障害福祉サービスの介護給付として、市町において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護及び施設入所支援を実施しています。
- 平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、訪問系サービスの事業所数は、居宅介護で 574 となっています。(訪問系サービス事業所数の一覧 P147)
- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及びグループホームを実施しています。
- 平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、日中活動系サービスを提供する事業所等の数は、生活介護 232、自立訓練(機能訓練) 6、自立訓練(生活訓練) 19、就労移行支援 77、就労継続支援 A 型 89、就労継続支援 B 型 282 となっています。(日中活動系サービス事業所数の一覧表 P147)
- 平成 29(2017)年 4 月 1 日現在、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所数は、児童発達支援 121(うちセンター 17)、医療型児童発達支援 4、放課後等デイサービス 337、保育所等訪問支援 31 となっています。(障害児通所支援事業所数の一覧表 P147)
- 障害福祉サービス等の提供状況について、市町別の分析を行うため、平成 29(2017)年度に、市町から関係データの提供を受け、データベース化を行いました。
- 65 歳以上の高齢障害者について、必要とする障害福祉サービスが提供されるよう、会議等において、市町に対して介護保険と適切に連携するよう助言や支援を行うとともに、相談支援専門員と介護支援専門員との意見交換を実施しています。
- 平成 25(2013)年度から障害者総合支援法に定める障害児(者)の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

《課題》

- 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 日中活動系サービスや障害児通所支援事業については、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。
- 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実する必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を行い、市町の障害福祉計画や障害児福祉計画の進捗状況の管理や、不足しているサービスの確保に向けた事業者等の政策的な誘導、過剰となっているサービスの適正管理等に活用する必要があります。
- 65歳以上の高齢障害者の介護保険制度への移行に際し、市町やサービス提供事業者における障害福祉部門と介護保険部門による十分な連携がとれていない面があります。
- 難病等患者に対し、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況となっています。

《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス等の提供については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量の確保のため、市町や関係機関、関係事業者等と連携を図ります。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を継続的に行い、サービス提供体制の地域的な偏在状況等を把握するとともに、分析結果を市町等に提供し、今後の人口動態等を反映した必要なサービス見込み量の確保や地域におけるサービス提供の均てん化等への活用を図ります。
- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。
また、中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保に努めます。
- 地域で不足する日中活動系サービスや障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画や障害児福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。
- 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの拡充と併せて、平成30(2018)年度から新たに導入される自立生活援助サービスの事業者参入や必要な訪問系サービスや日中活動系サービス等の確保に努めます。
- 介護保険との関係について、相談支援専門員と介護支援専門員との情報共有化、両者の的確なバトンタッチ、併給の場合の両者によるダブルケア等、障害福祉と介護保険とが連携する仕組みづくりについて検討します。
- 難病患者団体を通じて、難病患者や支援者を含む関係者に対して障害福祉サービスの利用方法等について周知を図ります。

イ 地域生活を支えるサービス等

《現状》

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等による事業を計画的に実施するもので、障害福祉サービスに係る給付と並んで、障害児者の日常生活・社会生活を営むうえで重要な事業となっています。
- 市町は、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの強化（理解促進研修・啓発事業）等の必須事業を実施しています。また、利用者ニーズに応じて市町の判断で実施することができる多種多様な任意事業（福祉ホームや日中一時支援、社会参加など）も実施しています。（市町地域生活支援事業の実施見込についてはP122参照）
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成し、給付しています。また、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、身体障害者補助犬の授与式を実施するなど、県民に身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い、理解促進に努めています。

【表 10 県内の身体障害者補助犬の実働状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）】

項目	実働数（全国）
盲導犬	29 頭（950 頭）
介助犬	実働無（71 頭）
聴導犬	実働無（75 頭）

- 精神障害に係る緊急受診などに応じるため、精神科救急情報センターにおける相談・情報提供や、精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターによる救急医療の提供を行っています。

《課題》

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業が実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域差が生じています。
- 市町地域生活支援事業は、障害者の生活に密着した事業で構成されており、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大を続けていますが、国の財政的補助は十分に行われておらず、市町の財政負担は増加を続けています。

また、平成 29（2017）年度から、地域生活支援事業に含まれる補助事業のうち、政策的な課題に対応する国として促進すべき事業については地域生活支援促進事業として、5割の補助率を確保する等の見直しが行われていますが、十分な財源が確保されるか留意する必要があります。

- 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）成立後 15 年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないことなどから、身体障害者補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていないという状況にあります。
- 精神疾患の症状に応じて、速やかに精神科救急医療や専門医療を提供できる体制が必要です。このため、精神科救急情報センター、精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターには 24 時間対応が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 市町地域生活支援事業については、引き続き、利用者の目線に立った柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、市町に対する助言及び市町間の調整を行います。また、各市町が利用者のニーズに応じて必要なサービスを安定的に提供するためには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。
- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、県民に広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、身体障害者補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。

- 精神科救急情報センター，精神科救急医療施設，精神科救急医療センターからなる24時間365日体制の精神科救急医療システムの運営を行います。

【指標④ 精神科救急医療体制】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神科救急医療体制	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応

(2) 住まいの場の確保

ア 居住系のサービス基盤の整備

《現状》

- 平成29(2017)年4月1日現在，県内の指定障害者支援施設(施設入所支援)は64施設，グループホームの事業者数は117となっています。(居住系サービス事業所数の一覧 P147)
- 施設入所者の現状をみると，障害支援区分5以下の利用者は減少又は横ばいである一方，障害支援区分6の利用者が増加しており，全体として施設入所者の重度化が進んでいるとともに，65歳以上の利用者の割合が増加しているなど，高齢化も進んでいます。

《課題》

- 地域における居住の場として地域生活への移行を促進するための受皿となるグループホームについて，設置されていない市町もあるなど，サービスを利用しにくい地域があります。
- 障害者支援施設と一体的に運営している障害児入所施設においては，経過措置の有効期限(平成32(2020)年度末)までに，障害児入所施設，障害者支援施設又は障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- グループホームが不足している地域においては，社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより，必要なサービス量の確保に努めます。
- 障害者支援施設と一体的に運営している障害児入所施設に関しては，障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるよう取り組みます。

イ 住宅の確保

《現状》

- 障害者施策として地域包括ケアによる在宅中心の対応に移行しています。

《課題》

- 平成29(2017)年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律(平成19年法律第112号)が改正され，入居支援等において新たな枠組み(空き家を利活用した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録制度等)が創設されたことから，同法に基づき組織された広島県居住支援協議会の支援体制等を見直す必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正を受け，広島県居住支援協議会の支援体制等を再構築し，障害者の入居支援を図ります。

(3) 相談支援体制の構築

ア 身近な地域における相談

《現状》

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 障害者等の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、地域の様々な機関が共通の目的に向けて情報を共有し、具体的に協働することが必要です。地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。

【表 11 アドバイザー派遣状況】

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
派遣市町数	9 市町	10 市町	11 市町	11 市町
派遣人員	12 人	24 人	27 人	27 人

【表 12 基幹相談支援センター設置市町数】

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置市町数 (か所数)	4 市 (8 か所)	5 市 (12 か所)	5 市 (13 か所)	5 市 (13 か所)

- 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成 27 (2015) 年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。
- 相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。
- 身近な地域における相談業務を主な機能としている地域生活支援拠点等 (システム) の市町による整備が、進展していない状況にあります。

《課題》

- 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。
また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。
- 相談支援事業所を指導する立場にある基幹相談支援センターの設置を促進する必要があります。
- 平成31 (2019) 年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 地域生活支援拠点等 (システム) は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の自立支援協議会等で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。
- 市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や各市町が抱えている課題等について

情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方、地域生活支援拠点等（システム）の整備等について協議を行います。

- 地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、地域生活支援拠点等（システム）の整備と併せて、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。
- 相談支援従事者等の研修体系の大幅な見直しに対応するため、平成26（2014）年度に作成した「人材育成ビジョン」に基づき、人材育成研修を実施するとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成等に取り組みます。
- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の質的向上を図ります。
- 各市町において、平成29（2017）年度に策定された地域生活支援拠点等（システム）の整備行程を明らかにしたロードマップが着実に実行され、障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう、アドバイザーの派遣、市町協議会事務局連絡会議、先進事例説明会等を通じて、市町の取組を支援していきます。（⇒《成果目標1》P15ページ参照）

イ 専門的・広域的な相談

《現状》

- こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援を行っています。また、こども家庭センターでは、児童虐待の防止対策、配偶者からの暴力（DV）被害者への支援、子供の発達に係る相談など、子供や家庭の問題に関する総合的な相談支援を実施しています。

【表13 こども家庭センターにおける相談種別受付状況】

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
心身障害	2,242件	2,044件	1,956件
養護	2,524件	2,576件	2,581件
育成	855件	774件	229件
非行	293件	235件	265件
その他	214件	202件	47件
計	6,128件	5,831件	5,078件

- 県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに、補装具、自立支援医療（更生医療）の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。

【表14 身体障害者の更生相談の状況】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談等実人員	3,671人	3,516人	3,848人
相談件数	3,426件	3,311件	3,736件
判定件数	2,356件	2,229件	2,224件

- 県では、ろうあ者専門相談員を6機関に配置し、聴覚障害者の意思疎通を支援し、更生援護等の相談に応じています。

【表15 ろうあ者専門相談員の活動状況（相談件数）】

年度	家族関係	生活・生計	職業・職場	住居	健康・医療	教育・育児	施設・サービス	補装具・日	常生活用具	手帳・制度	年金・保健	その他	計
平成26年度	61件	244件	84件	21件	283件	9件	22件	97件	1件	44件	778件	1,644件	
平成27年度	69件	255件	78件	52件	240件	30件	25件	44件	1件	25件	837件	1,656件	
平成28年度	74件	484件	58件	35件	29件	17件	54件	70件	55件	37件	356件	1,535件	

- 県では、難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等や日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。
- また、広島難病団体連絡協議会に委託し、難病患者等へのピアカウンセリング事業を実施しています。

【表 16 難病対策センターの相談状況】

相談件数			主な相談内容（平成28年度）	相談の多い疾患（平成28年度）
平成26年度	平成27年度	平成28年度		
1,486件	1,772件	1,762件	疾患・症状等病気に関すること 福祉制度関係 難病支援事業 医療費助成等経済面に関すること 講演会・交流会等難病支援事業	パーキンソン病 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 潰瘍性大腸炎 クローン病

《課題》

- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養をおくることのできる相談体制の提供が求められています。
- また、難病の最新の医療情報や専門的医療を受けることのできる医療機関情報等を提供できる体制が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 難病患者等やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及び小児慢性特定疾患児童等の家族の不安解消に向けた養育経験者によるピアカウンセリングを実施します。

【指標⑥ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所

- 難病医療コーディネーターの設置による、医療機関との連携強化や情報収集できる体制の確保を検討します。
- 難病患者等やその家族に対して、機会をとらえて難病対策センターの周知や各種講演会等の周知を図ります。

ウ 発達障害児（者）に対する相談支援

《現状》

- 発達障害のある人やその家族が、地域で安心して暮らすためには、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行われる必要があります。このため、県は、保健、医療、福祉、教育、労働等関係機関により構成された支援連携委員会において、情報共有を図りながら、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援などの取組を進めています。
- 発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

【表17 広島県発達障害者支援センターの主な事業内容】

相談支援	本人・家族・関係者からの相談	普及啓発・研修	リーフレット配布、講師派遣
発達支援	アセスメント、支援計画、支援会議等	支援体制整備	市町への実態調査活動、支援体制整備検討委員会への出席助言
就労支援	アセスメント、就労支援機関との連携、企業訪問	人材育成	発達障害支援者各種研修
機関連携	コンサルテーション、ケース会議、各種委員会への出席、出張相談会	事業(所)のバックアップ	健診・保育所の環境設定、保育所支援事業(学習会・Jリサーチ)、発達障害専門相談会等
家族支援体制整備	ペアレントメンター研修、家族支援関係者会議	その他	当事者活動支援、親の会との連携

【表18 広島県発達障害者支援センターの相談・研修の状況】

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談(実人数)※	253人	268人	317人	359人
相談(延件数)※	1,008件	979件	1,181件	1,324件
研修(件数)	87件	113件	121件	112件
研修(参加人数)	2,551人	2,354人	3,302人	3,295人

※電話相談を含まない。

- また、発達障害児(者)ができるだけ身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域・市町単位で支援体制を整備することを基本に、発達障害の特性に応じた支援に係る専門的な知識・経験を有し、市町、事業所等における支援者・支援機関の連携や個別支援の方法についての実践的な活動を行う発達障害者地域支援マネジャーを広島県発達障害者支援センターに配置し、地域・市町をフォローする体制づくりを進めています。

【表19 地域支援体制マネジメント事業の実施状況】

利用種類	平成27年度	平成28年度
研修	40件	50件
行動観察	31件	55件
アセスメント	14件	18件
会議、打ち合わせ	10件	14件
計	95件	137件

《課題》

- 発達障害児(者)とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。
- また、平成28(2016)年8月に施行された改正発達障害者支援法を受けて、司法手続きにおける配慮や家族支援の充実、就労定着等の支援体制の整備推進が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 広島県発達障害者支援センターについては、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 市町において、発達障害児(者)の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネジャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。
- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援を強化するとともに、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。
- また、改正発達障害者支援法を踏まえ、広島県発達障害者支援センターを核として、ハローワーク等と連携した就労定着支援、警察・司法関係者等と連携した権利擁護・司法手続き等における配慮の促進や、家族支援体制の充実等に取り組んでいきます。
- 発達障害に関する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成された支援連携委員会において、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援など、ライフステージを通じて継続した支援体制の充実に向けて連携、支援に取り組んでいきます。

【指標⑥ 県及び広島県発達障害者支援センターの取組状況】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回	2回
発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人	2人	(2人) <small>(本年度の実績を踏まえて増員)</small>	(2人) <small>(本年度の実績を踏まえて増員)</small>
発達障害者支援センター実相談利用者数 ※	563人	580人	600人	620人
発達障害者支援センター相談支援件数	1,528件	1,600件	1,640件	1,680件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(延)	739件	800件	830件	860件
発達障害者支援センター助言件数	652件	710件	730件	760件
発達障害者地域支援マネジャー助言件数	87件	90件	100件	100件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	162件	170件	176件	183件

※電話相談を含む。

(4) 権利擁護の推進 〔障害者虐待の防止〕

《現状》

- 平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)が施行され、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定されました。
- 障害者虐待防止法に基づき、平成24(2012)年度から、虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備するとともに、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言その他必要な援助を行うことなどを目的とした広島県障害者権利擁護センターを設置しています。

【表20 平成28(2016)年度 障害者虐待の件数(対象者：県内在住の障害者)】

項目	通報件数	認定件数
養護者による障害者虐待	96件	21件
障害福祉施設従事者等による障害者虐待	47件	13件
使用者による障害者虐待	19件	6件

- 成年後見制度が障害者等の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)が施行され、国は実効性ある取組を盛り込んだ成年後見制度利用促進基本計画(平成29～33年度)を策定し、今後は、この国の基本計画を踏まえ、各市町において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、県では必要な助言等を行うこととしています。

《課題》

- 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。

- 障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口・届出、相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、相談支援専門員等の配置や市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。
- 障害者関係団体等の人材育成等を促進し、指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法施行後の虐待の未然防止等の取組について、事業者間の格差が認められます。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対しては、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 市町及び労働局等の関係機関との連携体制等を継続・強化するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。
- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。
- 広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。
- 相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。
- 一時保護のために必要な居室の確保について、必要に応じて、市町域を超えた広域的な調整を行います。

【指標⑦ 障害者虐待の防止関係】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者虐待防止ネットワーク推進会議開催回数	1回	1回	1回	1回
県障害者虐待防止・権利擁護研修開催回数、受講者数	2回 441人	2回 500人	2回 500人	2回 500人
国障害者虐待防止研修受講者数	4人	4人	4人	4人

- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対する支援や、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動支援等、市町が地域生活支援事業の活用等により制度を利用促進できるよう助言や支援をしていきます。また、取組にあたっては、各市町が作成に努めることとされている市町成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるよう助言していきます。

【指標⑥ 成年後見制度関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	39人	66人	70人	73人
成年後見制度法人後見支援事業実施市町	2市町	9市町	9市町	9市町

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

ア 質の確保

《現状》

- 県内の指定障害福祉サービス事業所は、種別に見てみると、近年横ばいか増加傾向にあります。就労継続支援A型・B型の事業所も年々増加傾向にあり、A型は平成25(2013)年4月の37事業所から平成29(2017)年4月の89事業所に、利用者数も平成25(2013)年4月の13,935人から平成29(2017)年1月の32,030人といずれも2倍以上に増加しています。
- 特に就労継続支援A型事業においては、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所などの全国的に不適切な事例の増加を踏まえ、就労の質の向上を目的として、平成29(2017)年度から指定(運営)基準等の改正が行われました。
- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の順守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導を行っています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正法により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30(2018)年度から施行されます。
- 福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、事業者は苦情解決体制(第三者委員など)を設けることとされています。また、福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、広島県福祉サービス運営適正化委員会が設置されています。

【表21 広島県福祉サービス運営適正化委員会(苦情件数)】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
苦情件数(障害者を含む)	73件	75件	80件

《課題》

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 事業者が、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常に障害者等の立場に立ち、効果的にサービスの質の向上を自主的に行う必要があります。
- 実地指導の平準化を図るため、市町職員を対象とした研修の実施や、県が実地指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会への苦情・相談の主な内容は、「職員の接遇」、「サービスの質や量」、「説明・情報提供不足」となっており、事業者による苦情解決体制の整備や福祉サービスの質の向上を推進していく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研究等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働き掛けを行うなど、市町と連携し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 事業者が、常に障害者等の立場に立ち、効果的に提供するサービスの質の向上に自主的に取り組むよう、事業者への集団指導研修等を実施します。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会は、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決等を実施することにより、事業所利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業者等に対する研修を実施するとともに、苦情解決体制の整備を進めるため、巡回訪問等を実施します。

イ 人材育成・確保

《現状》

- 平成 27（2015）年度から、全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援（サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成）を実施していく必要があることから、平成 23（2011）年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。
- 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から5年度の間に、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。

【表 22 相談支援従事者初任者研修実施状況】

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5日間研修修了者数	347 人	352 人	333 人	382 人	370 人	302 人

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成 28（2016）年度からフォローアップ研修を実施しています。
- 障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。
- 発達障害児（者）への支援が、個々の特性に応じて身近な地域において行われるよう、支援に携わる市町、保育所、事業所職員等を対象に、発達障害の特性や支援方法等の基礎的な研修から、アセスメントや個々の特性に配慮した支援スキルの向上を図る実践的な研修を行うほか、教職員を対象とした学校での発達障害支援に関する研修を実施しています。
- また、発達障害の育児経験を持つペアレントメンターが、家族の不安に寄り添って心のサポートを行う家族支援体制を整備するため、ペアレントメンターの養成を行うとともに、ペアレントメンターが活動する事業の企画・調整等を担う市町職員を対象に、ペアレントメンター・コーディネーターの養成を行っています。

【表 23 発達障害関係研修修了者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎研修	—	—	—	433人
相談支援スキルアップ研修	26人	28人	28人	31人
療育支援スキルアップ研修	34人	34人	35人	55人
就労支援スキルアップ研修	28人	28人	29人	38人
教育支援研修	—	60人	59人	149人
計	88人	150人	151人	706人

(注)平成 29 (2017) 年度から研修体系を見直し、発達障害に関する基礎的な知識やスキルを幅広い支援者に習得する基礎研修と、発達障害の特性に配慮した支援を行う中核的な人材養成を行うスキルアップ研修(相談、幼児期・学齢期(療育支援から変更)、成人期(就労支援から変更))、教育支援研修を行っています。

- 2025 年(団塊世代が 75 歳に到達)には、現状の供給ベースでは、約 7,000 人の介護職員が不足すると推計される一方、労働力人口が減少傾向となり、福祉・介護分野の有効求人倍率が高い水準で推移し、福祉・介護施設・事業所の 6 割以上が人材の不足感を抱くなど、福祉・介護従事者の安定的な確保が困難となっています。
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材を育成するため、介護職員等に対して喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関を指定するとともに、喀痰吸引等研修の指導看護師を対象とした研修等を開催しています。

【表 24 県喀痰吸引等の実施状況(登録機関の状況・平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在)】

登録研修機関			登録特定行為 事業者	認定特定行為業務認定件数			
第1号	第2号	第3号		第1号	第2号	第3号	経過措置
18機関	25機関	14機関	456事業所	295件	615件	1,071件	5,313件

《課題》

- 相談支援従事者初任者研修の受講定員を拡大するためには、研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習グループリーダー(相談支援専門員)を多数確保する必要があります。
- 平成31(2019)年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。
- 福祉・介護事業者が採用を行うに当たっての採用力を強化するとともに、「選ばれる職場」となるよう福祉・介護への理解・関心層のすそ野を広げるとともに、福祉・介護業界全体が「魅力ある職場」となるよう底上げを図り、福祉・介護人材の確保・育成・定着を促進する必要があります。
- 地域において福祉・介護人材を持続的に確保していくためには、市町やハローワーク、関係機関・団体等が一体となって、地域の実情に応じた取組を推進する必要があります。
- 福祉・介護職員等が医療的ケアを適正かつ円滑に実施するためには、喀痰吸引等研修の受講ニーズに対応した登録研修機関及び研修講師を確保する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 相談支援従事者初任者研修における演習グループリーダー研修の内容を充実し、事業所内又は事業所間の連携において OJT 効果を高めるとともに、相談支援従事者等の研修体系の大幅な見

直しに対応するため、研修ファシリテーターを担える指導力を備えた相談支援専門員の育成に取り組めます。

- 指導力を備えた相談支援専門員の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への計画的な人材派遣を行います。

【指標⑨ 相談支援従事者指導者養成研修派遣人数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指導者養成研修派遣人数	4 人	4 人	4 人	4 人

- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消や質的向上を図るとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成に取り組めます。
- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の人材育成については、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、平成 31（2019）年度から、新たに創設される基礎、実践、更新研修に取り組めます。
- 平成 26（2014）年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、県が行う研修だけでなく、関係団体等による研修実施を促進します。
- 発達障害のある者が、身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、支援者の資質向上を図るため、研修を実施します。また、発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレントメンター及びペアレントメンター・コーディネーターを養成します。

【指標⑩ 発達障害関係研修修了者数、養成者数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎研修	433 人	400 人	400 人	400 人
スキルアップ研修	124 人	125 人	125 人	125 人
教育支援	149 人	150 人	150 人	150 人
計	706 人	675 人	675 人	675 人
ペアレントメンター	40 人	40 人	40 人	40 人
ペアレントメンター・コーディネーター	34 人	30 人	30 人	30 人

- 障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。
- 行政、関係機関・団体で構成する「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において、人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージアップ・理解促進の3つの柱に沿った施策を総合的に推進します。
- 地域の実情に応じた人材確保策については、平成 27（2015）年度から市町ごとの設置を促進している「地域人材確保推進体制」を中心として、行政、ハローワーク、関係機関・団体等が一体となった取組を促進します。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修講師の養成機会の確保・提供や関係機関・団体等への登録研修機関登録の働きかけなど、研修実施体制の整備などに取り組めます。



第3章

経済的な自立と社会参加を促進
します

I 成果目標の設定

障害者の自立した地域生活や社会参加が実現するよう、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、多様な就労の場の確保など、一般就労を希望する障害者の就労を支援します。

1 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 現状

県内で福祉施設を退所して一般就労した人の数は、平成 28 (2016) 年度の 1 年間で 394 人となっています。

(2) 取組の方向

障害者の自立した地域生活や社会参加を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を希望する障害者の就労を支援します。

(3) 成果目標

ア 平成 32 (2020) 年度の 1 年間に、517 人が一般就労へ移行することを目指します。(平成 28 (2016) 年度の一般就労実績 394 人の 1.3 倍)

【福祉施設利用者の一般就労移行者数】

項目		数値	備考
年間一般就労移行者数 (A)		<u>394</u> 人	平成 28 (2016) 年度の 1 年間に福祉施設を退所して一般就労した者の数
目標値	年間一般就労移行者数 (B)	<u>517</u> 人 (1.3 倍)	平成 32 (2020) 年度 1 年間に福祉施設を退所して一般就労する者の数 (一般就労移行者増加割合 B/A)

(注) (B) のうち、就労移行支援及び就労継続支援の利用者は 486 人と見込んでいます。

イ 平成 32 (2020) 年度末時点で、774 人が就労移行支援事業所を利用することを目指します。(平成 28 (2016) 年度の利用者数 642 人から 20.6 パーセント増加)

【就労移行支援事業所の利用者数】

項目		数値	備考
就労移行支援事業所の利用者数 (A)		642 人	平成 28 (2016) 年度末時点の利用者数
目標値	就労移行支援事業所の利用者数 (B)	<u>774</u> 人 (<u>20.6</u> %)	平成 32 (2020) 年度末時点の利用者 (就労移行支援事業所利用者増加割合 B/A-1)

ウ 平成 32 (2020) 年度末における就労移行支援事業所数を 87 事業所と見込み、このうち 54.0 パーセントの 47 事業所が就労移行率 3 割以上となることを目指します。

【就労移行支援事業所の就労移行率】

項目		数値	備考
就労移行支援事業所数 (A)		87 事業所	平成 32 (2020) 年度末時点 (見込み)
目標値	就労移行支援事業所数 (B)	47 事業所 (54.0%)	平成 32 (2020) 年度において就労移行率が 3 割以上の事業所数 (3 割以上の事業所の割合 B/A)

エ 平成 32 (2020) 年度末における就労定着支援事業利用者の 1 年以上職場定着率を 80.0 パーセント以上となることを目指します。

【就労定着支援サービス利用者の職場定着率】

項目		数値	備考
目標値	就労定着支援サービスによる支援開始した時点から 1 年後の職場定着率	<u>80.0</u> %	平成 32 (2020) 年度末時点における 1 年後職場定着率

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第 4 期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として成果目標を定めています。

※ 当該目標に係る福祉施設の範囲

就労移行支援、就労継続支援 (A 型・B 型)、生活介護及び自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 自立と社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

ア 企業等の理解促進

《現状》

○ 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,150社）における障害者の実雇用率は、平成29（2017）年6月1日現在で2.05パーセントと、法定雇用率（2.0パーセント）を達成し、法定雇用率を達成している企業の割合は50.2パーセントとなっています。

また、法定雇用率未達成企業1,071社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は635社で、未達成企業全体に占める割合は59.3パーセントとなっています。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部改正により、平成30（2018）年度から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられます。

また、平成30年4月から民間企業の障害者雇用率が2.3パーセント（当分の間2.2パーセント、3年を経過する日より前に2.3パーセント）に引き上げられます。

○ 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。

【表 25 県内に本社のある企業(50人以上規模)の障害者雇用状況】(各年6月1日現在)

項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業数 ①=②+③	2,044社	2,086社	2,124社	2,150社
雇用率達成企業数 (割合) ②/①	921社 (45.1%)	986社 (47.3%)	1,023社 (48.2%)	1,079社 (50.2%)
雇用率未達成企業数 ③	1,123社	1,100社	1,101社	1,071社
障害者雇用的人数が0人の企業数 (割合) ④/③	657社 (58.5%)	637社 (57.9%)	643社 (58.4%)	635社 (59.3%)
雇用障害者数(雇用率算定用換算人数)	8,607.5人	9,073.5人	9,482.5人	10,024.0人
雇用率	1.90%	1.95%	1.99%	2.05%

○ 平成23（2011）年10月から、県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。

【表3 あいサポート運動の取組状況（平成29（2017）年3月31日現在）】《再掲》

あいサポーター数（累計）	173,167人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284人
うち就労支援リーダー養成数（累計）	149人
あいサポート企業・団体数（累計）	522企業・団体

《課題》

○ 県内に本社のある企業の実雇用率は、平成29（2017）年6月1日現在において法定雇用率を達成したものの、法定雇用率を達成している企業の割合が約半数にとどまるなど障害者を雇用する企業に偏りが見られることや、平成30（2018）年4月1日から法定雇用率が2.2%に引き上げられることなどから、障害者の雇用を更に拡大していく必要があります。

- 平成 28 (2016) 年4月に施行された改正障害者雇用促進法を踏まえ、障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を促進するためには、企業経営者をはじめ、従業員が障害に対する偏見や無関心をなくすとともに、障害の特性や配慮等についての無理解を起因とした社会的な障壁を除去し、障害者の受入体制を整備していく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」(<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>)への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。
- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」(平成26(2014)年12月作成)を活用し、障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。

【指標⑩ 県内に本社のある企業で雇用されている障害者の実人数】

指標・目標	現状(平成 29 年)	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
県内に本社のある 50 人以上規模の企業で雇用される障害者の実人数	8,594 人	8,987 人	9,379 人	9,772 人

- 企業が障害者を積極的に雇用するためには、企業経営者の理解はもとより、従業員の理解による障害者への配慮や支援が重要であることから、企業内でのあいサポート研修を促進するとともに、職場の障害者への相談、支援を行う就労支援リーダーを養成し、企業内でのあいサポート運動の普及や障害者の職場定着への取組を支援していきます。

【指標⑪ あいサポートプロジェクトの推進】《再掲》

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
あいサポーター数(累計)	173,167 人	190,000 人	195,000 人	200,000 人
あいサポートリーダー養成数(累計)	284 人	430 人	490 人	550 人
あいサポート企業・団体数(累計)	522 企業・団体	650 企業・団体	700 企業・団体	750 企業・団体

イ 就業機会の拡充と雇用促進

《現状》

- 就職を希望する障害者に就業支援や生活支援を行い、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とし、雇用、保健福祉、教育等の関係機関が連携した拠点として、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置・運営しています。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)において、国、地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、優先的に物品等を調達することや受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

- 障害者優先調達推進法に基づき、平成25（2013）年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでいます。

また、優先発注制度の適用範囲について、平成26（2014）年度から障害者就労施設等が製作している物品全てに対象を拡大しています。

【表 26 優先調達実績額】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
優先調達実績額	49,275千円	32,513千円	30,797千円

（注）実績額の内訳については、県ホームページの「障害者優先調達推進法について」に掲載しています。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/yuusentyoutatusuisinhou.html>

- 平成28（2016）年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっています。

【表 27 障害者の新規求職申込件数・就職件数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込件数	3,964件	4,198件	4,299件
就職件数	2,145件	2,390件	2,406件

- 県内に本社のある企業（対象労働者50人以上規模：2,150社）において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、平成29（2017）年6月1日現在では8,594人となっています。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。（参考：障害者が就職するまでの支援の例 ⇒ P48参照）
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めています。

《課題》

- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターの登録者数、相談・支援件数等は大幅に増加しており、一部センターの体制整備が課題となっています。

【表28 障害者就業・生活支援センターの取組】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
センター数	7か所	7か所	7か所
登録者数	663人	671人	740人
相談・支援件数	4,133件	3,832件	4,342件
職場実習等あっせん件数	56件	53件	56件
就職件数	60件	68件	55件

- 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- 個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センター、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。
- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターは、自ら就労・定着支援を実施するほか、

周囲の利用可能な社会資源と有機的に連携を図るコーディネート機能を果たす必要があり、特に、平成30（2018）年4月1日から、法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられるため、各センターの果たす役割は、今後、益々増加するものと考えられます。

【表 29 障害者の法定雇用率の引上げ】

事業主区分	現 行	平成30（2018）年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国，地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

（注）平成33（2021）年4月までに更に0.1%の引上げが予定されています。

- 就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。
- 県の物品等の購入予算の増額が見込めない財政状況にあって、障害者就労施設等からの優先調達を一層推進するためには、県が発注する物品等と障害者就労施設等が製造する製品との二重のズレを改善・解消するとともに、県全体で優先調達の推進に取り組む執行体制とする必要があります。
- 就労を希望する全ての障害者が、自己の能力と適性に依拠して就業できる社会状況とは言えず、また、離職率も高くなっています。
- 企業経営者や従業員に若年性認知症に関する知識が十分でなく、若年性認知症の人の新規就労を阻む要因となっています。

《今後の具体的な取組》

- 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターの会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携を図り、就労支援ネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。

【指標⑫ 障害者就業・生活支援センターの取組】

項 目	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	740人	815人	855人	897人
相談・支援件数	4,342人	4,516件	4,606件	4,698件
職場実習等あっせん件数	56件	62件	65件	68件
就職件数	55件	63件	67件	71件

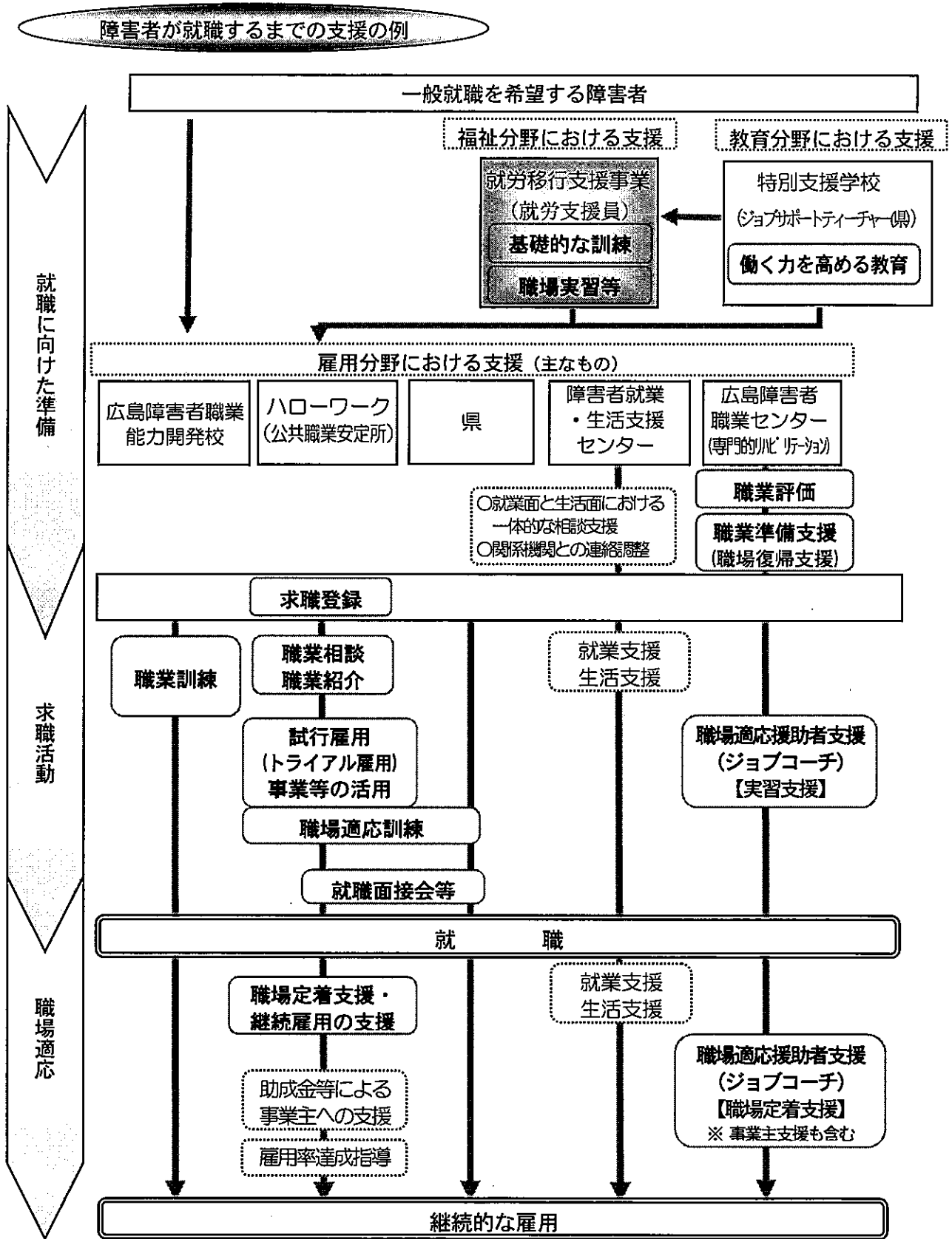
- 民間企業との連携が重要であることから、研修会、相談会等において、障害者雇用を希望する企業に積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等によるあいサポート研修や、「あいサポート企業・団体」認定申請への働きかけを行います。
- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、次の雇用関係施策を推進します。
 - ・障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
 - ・職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
 - ・新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進

- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用する「ひろしま障害者雇用ビジネスモデル」(平成 26 (2014) 年 12 月作成)を活用し、障害者雇用を行う企業等の見学会を実施し、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。(再掲)
- 障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。
- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。
- 障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成 30 (2018) 年度から新たに導入される就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。
- 優先調達方針を毎年度策定し、県全体で方針を共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

【指標③ 障害者優先調達額】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
優先調達額	30,797千円	34,500千円	35,000千円	35,500千円

- 県発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するために、県の発注実績を障害者就労施設等に情報提供するとともに、共同受注窓口である広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品の企画開発やマーケティング研修等について検討します。
- 優先調達制度を有効に活用するためには、障害者就労施設等が、県の入札参加資格を取得することが必要となるため、入札参加資格の取得を推奨し、随時、優先発注用品の情報提供に努めます。
- 入札参加資格を取得できない障害者就労施設等においては、広島県就労振興センターやトータルライフサポートふくやまによる共同受注窓口の活用を促進します。
- 物品調達において、障害者雇用事業者の受注機会の拡大に努めます。
- 農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。
- 若年性認知症の人が、介護保険、障害福祉をはじめとした適切な福祉サービスの利用や就労につながるよう、自立等を支援するネットワークの構築を推進するとともに、支援機関における対応力の向上等を図るため、支援関係者に対する研修等を実施します。



就職に向けた準備

求職活動

職場適応

ウ 工賃向上のための取組

《現状》

- 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。
- このため、平成 24（2012）年度から、県内の関係事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を整備し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。

【表 30 共同受注実績】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	66 件	33 件	72 件
金額	3,088,902 円	2,066,265 円	4,031,584 円

- 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃は、平成 28（2016）年度実績で 15,892 円となっており、工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても、その額は十分ではありません。
- 広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。

《課題》

- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。
- 一人暮らしの障害者が 1 か月に必要な生活経費を約 10 万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約 35,000 円を自らの就労による工賃で賄う必要があるため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。

【表 31 平成 21（2008）年度～平成 28（2016）年度の平均工賃の目標額と実績額】

項目				【第1期工賃向上に向けた取組】			【第2期工賃向上に向けた取組】		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平均月額 工賃	目標	/	/	16,000円	17,300円	18,700円	16,500円	18,700円	17,500円
	実績	13,291円	13,474円	14,397円	15,668円	15,551円	15,644円	15,939円	15,892円
対 21 年度比	—	101.4%	108.3%	117.9%	117.0%	117.7%	119.9%	119.6%	—
前年度比増減額	—	183円	923円	1,271円	△117円	93円	295円	△47円	—

- 「ふれ愛プラザ」の売上額が伸び悩んでおり、設置主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化していく必要があります。

【表 32 ふれ愛プラザの売上額】

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総売上額	18,219 千円	17,917 千円	18,955 千円	22,906 千円	22,920 千円
うち店舗売上額	10,686 千円	10,138 千円	11,144 千円	10,512 千円	10,179 千円

《今後の具体的な取組》

- 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画についての確かなPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。
- 第2期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」（計画期間：平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）について、事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏まえ、第3期の工賃向上計画（計画期間：平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度）を作成し、事業所の取組を支援していきます。
- 専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や、「ひろしまS-1サミット」の開催などを通じて、技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。
- 共同受注窓口による企業、官公庁等への働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等への支援を行うとともに、平成28（2016）年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画に基づき、売上額増加に向けた取組を支援していきます。
- 農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行うとともに、マルシェを開催し、生産物の品質向上や販路の拡大を支援していきます。
- 障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について、「あいサポート企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。
- 「ふれ愛プラザ」において、消費者ニーズに対応した商品の企画開発やイベント出展等による商品PR等の取組を支援し、売上額の増加を図ります。

エ 職業能力開発の充実（広島障害者職業能力開発校の現状等）

《現状》

- それぞれの障害者の態様に応じた訓練内容や受け入れ体制の整備については、国と連携しながら検討していくこととしています。
平成24（2012）年度から発達障害、高次脳機能障害及び精神障害の方を対象とした事務実務科を新設し、職業訓練の更なる充実を図っており、また、平成25（2013）年度からは重度視覚障害者を対象とした訓練科を設置しています。
平成29（2017）年度から、総合実務科に発達障害者の方を対象とした「チャレンジコース」を新設し、就業に必要な社会生活技能などの習得支援を行っています。
- 平成28（2016）年度の施設内訓練の定員充足率は、入校辞退を含めた合格者ベースでは、ほぼ100パーセントとなっています。委託訓練の定員充足率についても、90パーセント以上と、高い水準となっています。

■ 広島障害者職業能力開発校

広島障害者職業能力開発校は、障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するために、職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し、広島県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、広島市南区に設置されています。

CAD 技術科、情報システム科、Web デザイン科、OA 事務科などの訓練科目が設けられています。

【表 33 施設内訓練定員数（平成 29 年度）】

科 名	定員数
CAD 技術科(15 人×2 年)	30 人
情報システム科(10 人×2 年)	20 人
Web デザイン科(10 人×2 年)	20 人
OA 事務科	17 人
重度視覚コース (OA 事務科)	3 人
事務実務科	10 人
総合実務科	30 人
チャレンジコース (総合実務科)	5 人×2 回

【表 34 委託訓練定員数（平成 29 年度）】

コース種類	定員数
知識・技能習得	70 人
実践能力習得	10 人
e-ラーニング	10 人
特別支援学校早期訓練	2 人
在職者訓練	30 人

《課題》

- 障害者の就職件数は近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的障害の重度等の障害者の能力・適性に応じた職業訓練を行う必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 広島障害者職業能力開発校が、中国・四国地域における障害者のための職業訓練の中核施設として、その機能が発揮できるよう、引き続き、訓練生一人ひとりの障害の態様に配慮したきめ細かな職業訓練を行います。

【指標⑭ 福祉施設から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉施設利用者の一般就労 (障害者委託訓練修了者)	2 人	4 人	4 人	4 人
福祉施設利用者の一般就労 (施設内訓練修了者)	未集計			

- さらに、就職支援活動に積極的に取り組むことにより、訓練生の就職率の向上を図ります。
- 引き続き、職業能力開発を必要とする障害者に適切な訓練機会が提供できるよう、県ホームページによる情報の提供やオープンスクールの開催など効果的かつ積極的な広報活動に努めます。

【指標⑮ 広島障害者職業能力開発校の就職率】

指標・目標	現状(平成 28 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就職率 (施設内訓練修了者)	91.0%	80.0%	80.0%	80.0%
就職率 (障害者委託訓練修了者)	44.4%	55.0%	55.0%	55.0%

(注)「第10次広島県職業能力開発計画」において、平成27(2015)年度までの実測値を基に数値目標を設定しています。

(2) 情報の保障の強化

ア 情報バリアフリー化の推進

《現状》

- 県民だよりについては、希望者に点字版、テープ・デイジー版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。
また、テレビ広報ではクローズド・キャプションを行っています。

- 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。
- 平成29(2017)年2月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は12市町であり、活字読み上げ装置を設置している市町は22市町となっています。
- 県の行政文書等のうち可能なものから逐次音声コードの貼付を進めています。
- 県が主催するイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書などの視覚に障害がある方を対象とした文書について、原則として音声コードの貼付をすることとしており、イベントチラシ等においては、平成28(2016)年度は20種類、126万部の添付実績があります。

【表 35 音声コード貼付状況(イベントチラシ)】

年度	種類	チラシ作成部数
平成26年度	19種類	746,000部
平成27年度	22種類	1,096,000部
平成28年度	20種類	1,268,000部

- 情報技術(IT)を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、広島県障害者ITサポートセンターを設置しています。同センターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」等を実施しています。

【表 36 広島県障害者ITサポートセンター事業実施状況(平成28(2016)年度)】

項目	実績	障害種別内訳			
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他
相談件数	48件	7件	33件	0件	8件
パソコン講習会受講者数	30人	11人	3人	0人	16人
タブレット体験会受講者数	33人	10人	12人	0人	11人

- 聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、法定の聴覚障害者情報提供施設「広島県聴覚障害者センター」を平成29(2017)年1月に移転開所しました。同センターでは、手話・字幕入りビデオ・DVDの制作・貸出、情報機器などの貸出、ホームページや広報誌などによる情報提供や相談対応など、聴覚障害者の自立と社会参加を支援しています。

【表 37 広島県聴覚障害者センター利用者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	2,425人	2,943人	5,472人

- 県立視覚障害者情報センターでは、主な業務として点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧や、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。

【表 38 県立視覚障害者情報センター貸出図書タイトル数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出図書タイトル数	62,345件	62,074件	63,821件

(注) 視覚障害者用図書サイト(サビエ)からのダウンロード件数を含んでいます。

《課題》

- 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（JIS）や総務省の運用モデルに沿って作成し、JIS規格の等級A及びAAを達成しているものの、今後も維持していくためには、全庁的な対応が必要となっています。
- イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。
- 情報技術（IT）に関しては日々発展を続けており、広島県障害者ITサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。
- 広島県聴覚障害者センターでは、施設・機能を拡充した施設の円滑な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かいサービスを提供するためには、ボランティアの協力が求められています。
また、聴覚障害者の障害特性に適した様々なコミュニケーション手段の情報発信、相談機能（聞こえに関する相談等）等の充実を図り、様々な聴覚障害者のニーズに応じたサービス提供が求められています。
- 県立視覚障害者情報センターの点字・録音図書の製作は、ボランティアの協力を得て行っています。

《今後の具体的な取組》

- 県民だよりの点字版、テープ・デジ版の送付、テレビ広報のクローズドキャプションを継続して実施することとします。
また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAを維持することとします。

【指標⑥ 広報関係】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県ホームページアクセシビリティ	方針策定済	等級AA	等級AA	等級AA

- 研修会や説明会等において、県の行政文書等への音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。
- 市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、市町の音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。

【指標⑦ 市町の音声コード貼付部数及び活字文書読上げ装置設置数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
音声コード貼付部数	203,000部	215,000部	221,000部	227,000部
活字文書読上げ装置設置数(累計)	102台	113台	119台	125台

- 広島県障害者ITサポートセンターについては、引き続き、ITに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・活用が行えるよう支援します。

【指標⑧ 広島県障害者ITサポートセンター講習会受講者数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
講習会受講者数	63人	70人	70人	70人

- 広島県聴覚障害者センターについては、聴覚障害者の障害特性やニーズに応じたイベント、相談対応の充実とともに、県民と聴覚障害者との交流促進を図り、ボランティアの育成、組織化等による施設機能の向上に努めます。

【指標⑨ 広島県聴覚障害者センター利用者数】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	5,472人	8,000人	9,000人	10,000人

イ 意思疎通支援の充実

《現状》

- 平成25(2013)年度から、聴覚障害者の意思疎通支援に係る都道府県と市町の役割分担が明確化され、原則、市町において意思疎通支援者の派遣を行い、県では、市町の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、広域的な対応が必要な派遣ネットワーク事業を実施しています。

【表39 手話通訳者・要約筆記者派遣実績】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話通訳者派遣件数	169件	164件	122件
要約筆記者派遣件数	56件	66件	64件

- 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

【表40 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実績】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数	1,716件	1,833件	1,885件

《課題》

- 県及び市町の役割分担に沿って効果的・安定的に県内全ての地域で意思疎通支援者の派遣事業を実施する必要があります。

【表41 意思疎通支援に係る県と市町の役割】

区分	実施主体	手話通訳	要約筆記	触手話・指点字等
養成	市町【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	県・指定都市・中核市【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
派遣	市町【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	県・指定都市・中核市【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町が派遣できない場合の派遣（県）		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	県【派遣に係る相互間の連絡調整】	A市在住の者がB市に出向く場合などにおいて、県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定		—

- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援を充実する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県内全ての市町で意思疎通支援者の派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保に努めるとともに、関係団体と連携し、派遣事業を円滑に実施します。
- 失語症者に対する意思疎通支援者の養成及び派遣や、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業におけるニーズに応じた個別給付での対応検討等、関係団体と連携して支援体制の整備に努めます。

【指標⑩ 意思疎通支援者の人材養成・確保】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者養成講座修了者数	89人	80人	80人	80人
要約筆記者養成講座修了者数	48人	40人	40人	40人
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数	15人	15人	15人	15人

(3) スポーツ・芸術文化活動の振興

ア 障害者スポーツの推進

《現状》

- 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。
- 一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まってきたことから、平成28(2016)年1月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立し、「裾野を広げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。

【表42 広島県障害者スポーツ協会の取組】

普及啓発・広報	パラスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、HPによる情報発信等
選手の育成・強化等	平成28(2016)年10月締結の障害者スポーツ分野における4者協定(※)に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、障がい者スポーツ指導員の養成、優秀選手等の表彰等

※国立大学法人広島大学、広島県障害者スポーツ協会、NPO法人STAND及び広島県による障害者スポーツ分野における連携協定

【表43 障害者スポーツ大会の参加者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
陸上競技大会への参加者数	464人	447人	492人
全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣	78人	76人	77人

【表44 障がい者スポーツ指導員養成者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい者スポーツ指導員養成者数(初級,中級) (累計)	495人	538人	598人

【表45 県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター(おりづる)利用者数】

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般
スポーツ施設	42,559人	33,220人	43,474人	37,220人	45,532人	40,792人
文化施設	6,326人	4,963人	6,317人	4,953人	5,770人	5,367人
小計	48,885人	38,183人	49,791人	42,173人	51,302人	46,159人
合計	87,068人		91,964人		97,461人	

※「障害者」には介助者を含んでいます。

《課題》

- 障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。
- バリアフリー化を含む施設の整備等、必要な環境整備の促進を図る必要があります。
- 2020年東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。
- 本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。
また、障害者スポーツ活動が県内各地域において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 障害者スポーツの大会や体験会等を継続して実施するとともに、障害のある人もない人も、身近な地域で共にスポーツを楽しむ機会を促進します。
- 県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等、施設の安心・安全の向上に取り組めます。
- 広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発、体験会等の「裾野を拡げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。
- 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講を働きかける等、指導者の一元化を促し、障害の有無に関わらず、県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。
- 広島県障害者スポーツ協会の安定的運営や社会的信用を高めるため、当協会の法人化に向けた取組を支援します。

【指標② 障害者スポーツ関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(個人競技)	50.8%	52.6%	54.8%	57.1%
障がい者スポーツ指導員養成者数(初級、中級)(累計)	598人	630人	660人	690人
東京パラリンピックへの本県在住の出場選手数	(平成28(2016)年リオ大会) 0人	—	—	4人

(注) 過去5大会の本県在住の最多出場選手数：3人(平成16(2004)年アテネ大会)

イ 芸術文化活動の充実

《現状》

- 障害者が絵画、音楽などの芸術文化活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- 平成24(2012)年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29(2017)年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。
- また、平成28(2016)年度には、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する、「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。

■あいサポートアート展

共生社会の実現に向けて、障害のある方の芸術文化活動を応援し、障害のある方への県民の理解を深めることを目的として、広島県内に、在住、在勤、在学、通所している障害のある方が、製作した絵画、書道、立体造形、手芸、陶芸等の美術作品展を平成24(2012)年度から実施しています。

平成29(2017)年度は、広島県立美術館及びふくやま美術館において、402点の作品を展示しました。

【表4 あいサポートアート展来場者数】《再掲》

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人	2,511人

- 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント・東京ブランドショップ「TAU」での展示を行うとともに、あいサポートアート展入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化への取組を支援しています。

《課題》

- 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めて行く必要があります。
- 文化・芸術については、障害のある人もない人も誰もが等しく芸術文化活動を享受できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。
- 障害者の中には、日ごろから芸術文化活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っているながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害者芸術文化活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で芸術文化活動を行う環境を整備する「裾野を拡げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から芸術文化の振興を図ります。
また、障害者の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加を促進します。
- 県内の障害者芸術文化振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における、普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ、活動基盤の充実・強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の利用者だけでなく、地域で暮らす障害者の立場に立った文化・芸術活動に関する幅広い情報提供等を行っていきます。
- 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」について、県内複数の市町での開催、市町巡回展示など、芸術性の高い作品の評価・発掘、県内外への情報発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。
また、音楽、演劇、ダンス等「舞台芸術」の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。
- 障害者の芸術作品の商品化について、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、商品化の取組を促進します。

【指標② 障害者芸術文化活動振興関係】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポートアート展への来場者数	2,160人	2,600人	2,800人	3,000人
広島県アートサポートセンター 相談、指導者等派遣件数	172件	200件	220件	240件



第4章

障害児の健やかな育成を支援します

I 成果目標の設定

障害児が身近な地域で一貫した支援を受けながら、社会との関りを持ち、健やかに育つことができるよう、障害児を地域で支援する体制の構築の整備を推進するため、具体的な数値目標を掲げて取り組むとともに、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む。）など特別な支援を必要とする障害児に対する支援体制や障害児相談支援体制の構築などに取り組みます。

1 地域における重層的な障害児支援体制の構築

(1) 現状

地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を預かる施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターについては、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。

また、保育所等訪問支援についても、全ての市町で実施されていない状況です。

また、発達障害を診療できる医師が不足するとともに、地域の医療機関の機能分化がされていないため、一部の専門医療機関に患者が集中している状況にあります。

(2) 取組の方向

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの設置を推進します。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を進めます。

また、発達障害について、医療機関の機能を明確化するとともに、役割分担と相互の連携により、医療支援体制の整備を進めます。

(3) 成果目標

ア 児童発達支援センターを、原則、各市町に1か所以上設置することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域で設置することも可能とします。

【児童発達支援センター設置市町数】

項目		数値	備考
目標値	児童発達支援センターの設置	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内設置市町数

イ 全ての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備します。

【保育所等訪問支援実施市町数】

項目		数値	備考
目標値	保育所等訪問支援の実施	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内実施市町数

ウ 全ての障害保健福祉圏域において、発達障害の専門医療機関とかかりつけ医が連携したネットワーク体制を構築します。

【発達障害専門医療機関ネットワーク体制の構築】

項目		数値	備考
目標値	発達障害専門医療機関ネットワーク体制	7圏域	平成 32 (2020) 年度末時点の障害保健福祉圏域における構築数

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(1) 現状

医療技術の進歩を背景として、医療的ケア児が増加していますが、医療的ケア児を受け入れられる事業所は少なく、身近な地域で十分に支援が受けられる状況にはなっていません。

県内で、主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所は、児童発達支援が16事業所、放課後等デイサービスが12事業所となっています。(平成29年4月1日現在)

(2) 取組の方向

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を進めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県、各障害保健福祉圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、支援体制の整備を進めます。

(3) 成果目標

ア 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、原則、各市町に1か所以上確保することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、圏域で確保することも可能とします。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

項目		数値	備考
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内確保市町数
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	23市町	平成32(2020)年度末時点の県内確保市町数

イ 県、各障害保健福祉圏域及び各市町において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、県が関与した上で、障害保健福祉圏域で設置することも可能とします。

【医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置】

項目		数値	備考
目標値	医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	県、各圏域、 23市町	平成30(2018)年度末時点の県内設置数

(4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

1 障害児の健やかな育成の支援

(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築

ア 地域支援体制の構築

《現状》

- 平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が成立し、同法の基本理念を踏まえた障害児への支援体制づくりが進められています。
- 障害者リハビリテーションセンター、障害者療育支援センター及び福山若草園の県立3施設において、発達障害児や重度心身障害児を含めた障害児に対し、民間では対応しにくい専門的・先駆的な医療・福祉サービスを提供しています。
- 平成29（2017）年4月1日現在、児童福祉法に基づき障害児の指定通所支援事業所数は、児童発達支援121（うちセンター17）、医療型児童発達支援4、放課後等デイサービス337、保育所等訪問支援31となっています。（障害児通所支援事業所数の一覧表P147）（再掲）
- 身近な地域で支援を受けられるよう、市町を実施主体として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所支援が実施されています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上が指定されていますが、市町ごとにみると未実施の市町があります。また、事業所によっては、サービス内容・質に格差があるとの指摘があります。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を預かる施設へ援助・助言する保育所等訪問支援などの地域支援を行っています。
- 児童発達支援センターは、全ての障害保健福祉圏域に設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。また、保育所等訪問支援についても、全ての市町で実施されていない状況です。

【表46 障害保健福祉圏域・市町ごとの事業所指定状況（平成29年9月1日現在）】

事業所等	圏域ごとの配置（実施）状況	市町ごとの配置（実施）状況
児童発達支援センター	7圏域	9市町
児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）	7圏域	17市町
放課後等デイサービス	7圏域	19市町
保育所等訪問支援	7圏域	10市町
障害児相談支援	7圏域	10市町

- 在宅の障害児等に対する療育相談・指導及び保育所等施設に対する療育技術の指導を行う障害児等療育支援事業を実施しています。

《課題》

- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援制度に基づく障害児への専門的な支援体制の確保及び関係機関との連携を図っていく必要があります。

- 発達障害児への支援、高次脳機能障害児の社会復帰支援、NICU 退院児を含めた重症心身障害児の在宅支援など、ライフステージに応じた医療と福祉の高度な連携が求められる課題に対応していく必要があります。
- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。
- 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。
- 障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の向上と内容の適正化を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 県立施設は引き続き、専門的・先駆的な医療・福祉サービスの提供やマンパワーの育成などにおいて公的施設の役割を果たすとともに、障害の多様化・重度化やサービスの対象範囲の拡大など、障害児のニーズの変化にも適切に対応していきます。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園，若草療育園，若草園）の療育環境の改善を図るとともに、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保など、重症心身障害児の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を図ります。
- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。（⇒《成果目標1①》P61ページ参照）
- 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密に連携した重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- 障害児入所施設については、専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関となるよう、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を促進します。
- 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、県ホームページ等を通じて各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。
- 地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。
- 社会福祉施設整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービスを優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。
- 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な移行を図るため、市町と緊密に連携し、必要な障害福祉サービス事業所の確保に努めます。

イ 発達障害児支援の充実

《現状》

- 発達障害は早期に適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適応することは可能であるため、早期把握、早期支援が特に重要です。このため、市町の相談機関、保育所・幼稚園における日常の集団生活での行動観察や乳幼児健康診査における気づきを強化するなど、発達障害の早期把握に取り組むとともに、気づいた段階から必要な支援につなげられるよう、各市町への助言や関係機関の研修等を実施しています。
- 発達に課題のある子どもが、身近な地域で適切に診察、診断、助言を受けることができるよう、診療医養成研修を実施するとともに、県立障害者療育支援センター・わかば療育園等での臨床研修による専門医の養成に取り組んでいます。また、県民への適切な受診機会を確保するため、県ホームページにおいて発達障害の診断を行うことができる専門医療機関を公表しています。
- 子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害児の育児経験者として、共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行うペアレント・メンターに係る体制を整備し、発達障害児（者）への家族支援体制の充実を図っています。
- 各市町の子どもの発達等に関する身近な相談窓口で、安心して相談ができ、乳幼児期の早い段階から、子どもやその家族を総合的に支援していく体制整備に取り組んでいます。
- また、発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点である広島県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある当事者やその家族への相談支援のほか、地域支援マネジャーによる市町や関係機関に対する現地指導、福祉・就労・教育等の従事者に対するアセスメントや相談スキル向上の研修を行うなど、相談機能の強化に取り組んでいます。

《課題》

- 発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しい等の理由により、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースがあります。
- 各市町では乳幼児健康診査等により、発達に課題のある子どもを支援するフォローアップ親子教室など子育て支援を行っていますが、市町の取組状況には差異があります。
- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医は不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、専門医療機関に患者が集中し、初診までに長期の待機期間が生じています。（再掲）
- 児童発達支援や放課後等児童デイサービス等の障害児通所支援事業所は、年々増加していますが、その療育の質の確保・向上を図るとともに、地域において発達障害児等における医療と療育の連携を図り、早期に医療支援及び療育支援が受けられる体制づくりが必要です。
- 成育歴やケアの方法等について、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録・整理することができる「サポートファイル」は、特に乳幼児期から学童期、成人期といったライフステージの変わり目に、各支援機関との間で有効な情報共有ツールですが、十分には活用されていない状況にあります。
- 発達障害児とその家族が、身近な地域・市町で気づきの段階から個々の特性に応じた適切な支

援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。(再掲)

- また、平成 28 (2016) 年8月に施行された改正発達障害者支援法を受けて、司法手続きにおける配慮や家族支援の充実等の支援体制の整備推進が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 気になる子どもに対して、気づきの段階から保育・母子保健と連携しつつ、地域で早期に療育支援を行うとともに、保護者への相談や専門的医療機関への受診待機期間のフォローとしての役割等を担う障害児等療育支援事業を継続して実施し、障害児福祉サービスの提供とともに、重層的な支援体制を構築していきます。
- 保育所・幼稚園の現場や、乳幼児健康診査における気づきの強化を行うとともに、保護者に対して、気づいた段階から市町の母子保健活動や子育て支援等において、発達障害に関する基礎的な知識や地域の支援機関に関する情報提供等を行います。
- また、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるペアレントトレーニング等の支援、発達障害児の育児経験のあるペアレントメンターによる家族の不安に寄り添った心のサポートを行うなど、子どもやその保護者の意思を尊重しながら、精神的負担の軽減や適切な支援につながるよう、家族支援体制の充実に取り組みます。
- 発達に課題のある子どもに対する適切な支援や支援スキルの向上を図るため、市町、保育所・幼稚園、障害児通所支援事業所等の職員に対する研修や療育現場での指導を実施し、療育の質の向上を図るとともに、医療と療育の連携を進め、早期に身近な地域で医療支援と療育支援が受けられる体制整備を進めます。
- 乳幼児健康診査結果やその後の支援状況について、保護者の了解の下、情報共有のツールである「サポートファイル」を活用、保育所・幼稚園、小・中・高等学校等、更には就職時等への引き継ぎを行い、各支援機関が連携して対応する体制整備を進めます。
- 広島県発達障害者支援センターについては、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。(再掲)
- 市町において、発達障害児の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネジャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。(再掲)
- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援を強化するとともに、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。(再掲)
- 警察、司法関係者職員が実施する発達障害に係る研修やケース会議へ、広島県発達障害者支援センターの職員派遣を行うなど、意思疎通手段等が配慮されるなどの発達障害児の権利利益を擁護するための必要な体制整備を進めます。

(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障害児・医療的ケア児に対する支援の充実

《現状》

- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加しています。

- 一方、医療的ニーズの高い重症心身障害児を主に支援する事業所が少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていません。

【表47 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所（平成29年4月1日現在）】

項目	全事業所数	主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所	割合
児童発達支援	121事業所	16事業所	13.2%
放課後等デイサービス	337事業所	12事業所	3.5%

- 在宅の重症心身障害児や医療的ケア児（以下「重症心身障害児等」という。）については、受け入れ可能な短期入所事業所等の社会資源が少なく、家族等の介護者の負担が大きくなっています。
- 児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児が地域において必要な支援を適切・円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備について、必要な措置を講ずるように努めることとされました。

《課題》

- 重症心身障害児等に対する支援が適切に行える人材及び事業所等を確保する必要があります。
- 平成29（2017）年9月に実施した「重症心身障害児（者）及びその介護者に関する実態調査」によると、介護者の40.1パーセントが解消できない介護による疲労を抱え、46.7パーセントが短期入所事業所の不足を感じています。（再掲）
- 平成29（2017）年12月に県が県内の特別支援学校等の幼児児童生徒を対象に実施した「在宅医療的ケアが必要な子どもとその保護者に関する実態調査」によると、通学している児童生徒の保護者の33.3パーセントが医療的ケアに対応できる放課後等デイサービス事業所が近いことを課題としています。
- 地域において医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられることができる体制の整備を行う必要があります。
- 医療型障害児入所施設は、NICU 長期入院児の後方支援の役割のほか、重症心身障害児等の在宅生活を支援する役割も期待されていることから、地域のニーズに応じた拡充が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 重症心身障害児等が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。（⇒《成果目標1②》P63ページ参照）
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材や医療的ケア児に係る関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修の実施等により、支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の整備に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町への配置（市町単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）を促進します。

【指標⑨ 医療的ケア児支援に係るコーディネーター配置】

指標・目標	現状（平成28年度）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	—	8人	11人	23人

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各障害保健福祉圏域及び各市町において、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等で構成される協議の場の設置等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の整備を促進します。
また、この支援体制において、医療的ケアが必要な障害児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、支援の充実に努めます。(⇒「成果目標1②」P63ページ参照)
- 重症心身障害児等の在宅支援機能の整備を図るため、県立施設における短期入所専用居室の整備、NICU退院児の在宅移行準備を行う施設としての親子入園の環境整備等、在宅支援機能の強化を図ります。
- また、身近な地域で介護者のレスパイトや緊急等に対応した短期入所が利用できるよう、定員の確保について検討します。(再掲)
- 社会福祉施設整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス、医療機関や介護保険施設による医療型短期入所事業所を優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。

イ 強度行動障害を有する障害児に対する支援

《現状》

- 強度行動障害を有する児童生徒は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としているため、事業所での受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性が懸念される一方、事業所等において、適切な支援を行うことにより他害行為など危険を伴う行動の回数が減少するなど、支援の有効性も報告されています。

《課題》

- 強度行動障害の特性についての知識を持ち、適切な支援ができる人材が不足しており、障害児通所支援事業所等での受入れが難しい状況です。

《今後の具体的な取組》

- 強度行動障害支援者研修については、県実施研修から指定事業者研修への移行による研修機会を確保し、適切な支援ができる人材の育成を図り、障害児通所支援事業所等での受入れなど、強度行動障害を有する児童生徒の支援を強化します。

ウ 高次脳機能障害を有する障害児に対する支援

《現状》

- 高次脳機能障害は、病気やケガなどにより脳が損傷し、その後遺症として、集中力が低下したり、感情や行動の抑制がきかなくなったりして、日常生活や社会生活に支障をきたした状態をいいますが、外見からは分かりにくいいため、周囲の人から誤解を受けたりトラブルになることもあり、事業所や学校等での受入れが難しい場合があります。
- 県立障害者リハビリテーションセンター・広島県高次脳機能センターは、専門的・先駆的な医療拠点として、高次脳機能障害の診断・治療からリハビリ・社会復帰までを支援しています。

《課題》

- 高次脳機能障害児者の診療体制については、障害保健福祉圏域ごとに高次脳機能地域支援センターを指定しするなどの体制整備を図っていますが、地域の相談支援事業所等との連携強化などが課題となっています。

《今後の具体的な取組》

- 高次脳機能障害についての理解を深めるための講演会の開催や保健師や事業所職員等支援従事者向けの研修を開催し、高次脳機能障害を有する児童生徒の支援を強化します。
- 高次脳機能障害について、関係医療機関の医療機能を明確化し、相互の役割分担と連携による医療支援体制の強化に努めます。

エ 虐待を受けた児童に対する支援体制の整備

《現状》

- 児童虐待相談件数は、近年、増加傾向にあります。このうち障害児がどの程度占めているか不明ですが、同様に増加傾向にあるものと推察されます。

【表 48 児童虐待相談件数】

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県子ども家庭センター	1,524件	1,559件	1,850件	1,890件	2,066件
市町(広島市を除く。)	1,579件	1,818件	1,793件	1,901件	2,071件

- 児童福祉法の改正により、要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（歯科医師を含む。）は、その旨を市町に情報提供するように努めることとされました。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならないことが明文化されました。

- 市町は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされ、市町の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこと、調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることが義務化されました。

《課題》

- 虐待の防止や通報義務等について、広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。
- 虐待の防止、虐待を受けた障害児の保護及び自立の支援並びに保護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害児への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。(再掲)
- 指定障害児入所支援においては、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が行われますが、従業員による障害児への虐待事案が発生しており、指定障害福祉サービス事業所等及び指定障害児通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業員に対する研修等の実施を徹底する必要があります。

- 虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要です。

《今後の具体的な取組》

- 虐待の未然防止及び早期発見のため、障害児入所施設及び障害児通所支援事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 虐待を受けた障害児へ早期に対応するため、障害児入所施設等での短期入所や親子入所等の実施体制の整備を推進します。
- 法務局、市町、学校、保育、県医師会等の関係機関との連携体制等を継続・強化するため、定期的に児童虐待防止連絡会議を開催し、障害児を含む児童に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、児童虐待防止対策等に必要となる体制の整備を図ります。
- 被措置児童等の虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。

(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進

ア 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

《現状》

- 共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を構築することが求められています。
- 市町において、乳幼児の健康診査や家庭訪問などを実施し、子供の健康の保持増進を図り、疾病の予防や障害の早期発見に取り組んでいます。
平成27（2015）年度の健診受診率は、1歳6か月健康診査は93.9パーセント、3歳児健康診査は91.4パーセントとなっています。
- 先天性の代謝異常等を早期に発見し、適切に治療することにより障害を予防するため、新生児に対して、先天性代謝異常等検査を実施しています。
- 身体に障害がある子供について、市町が実施する自立支援医療費（育成医療）給付や重度心身障害児（者）医療費に対して助成を行っています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上が指定されています。
- 児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、全ての障害保健福祉圏域に設置されていますが、市町ごとにとみると未設置の市町があります。また、保育所等訪問支援についても、全ての市町で実施されていない状況です。（再掲）
- 県教育委員会では、園・学校等で、個別の指導計画等を作成して、適切な支援が計画的に行わ

れるよう取り組んでいます。

なお、特別支援学校については、個別の指導計画等の作成率は 100 パーセント となっています。

【表49 公立幼稚園、公立小・中・高等学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況】

項目	個別の指導計画	個別の教育支援計
公立幼稚園	80.0%	51.4%
公立小学校	65.5%	38.7%
公立中学校	52.6%	46.2%
公立高等学校	69.5%	29.3%

（注）特別支援教育課調べ：作成率は特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員について作成した園、学校の割合（平成28年9月1日現在）

《課題》

- 県及び市町は、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した障害児支援を提供する体制の構築を図る必要があります。
- 県内の乳幼児健康診査の受診率は、わずかながら全国平均を下回っており、保護者に対して、確実に受診するよう働きかける必要があります。また、未受診児の中には、支援を必要とする子供がいることから、未受診時や家庭の状況把握など、関係機関が連携した継続的な取組が必要となっています。
- 県及び市町は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行う必要があります。
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成については、園・学校等で取組が進んでいますが、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対する作成率は低いものとなっています。
- 園、学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員に対して、引き続き個別の指導計画等の作成を促す必要があります。
- また、関係機関との連携については、個人情報管理の徹底等が課題となっており、園・学校等では保護者を介して個別の指導計画等を活用した連携を図るなどの工夫が必要です。

《今後の具体的な取組》

- 子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえて、障害児について、教育、保育等の利用状況を踏まえた居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保を図ります。
- 共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策とも緊密な連携を図ります。
- 乳幼児健康診査の確実な受診を促すとともに、育児不安等に対する相談支援や、疾病及び発達障害などの早期発見・早期支援に向けた乳幼児健康診査事業の一層の充実を図るよう市町を支援します。

- 母子保健と子育て支援が一体となった子育て・見守り拠点である「ひろしま版ネウボラ」の設置を促進することにより、妊娠期から出産、育児期の継続的な保護者とのつながりを持つことで、ハイリスク家庭の早期発見につなげます。

【指標⑳ 乳幼児健康診査の未受診率】

指標・目標	現状(平成27年度)	平成31年度
乳児	—	3.0%
1歳6か月児	6.1%	4.0%
3歳児	8.6%	6.0%

- 保育所等における障害児の受入れ体制、障害児通所支援の体制整備に当たっては、子育て支援担当部局や保健医療担当部局と連携し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障害児支援が適切に行われ、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるようにするため、障害児支援担当部局と教育委員会等とが連携し、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携を図ります。
- 市町教育委員会及び県立学校に対し、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、障害特性等に応じた指導の充実を図るとともに、校種間連携や関係機関等との連携を行う際に活用するよう、引き続き、指導、助言を行います。
- 特別な支援が必要な幼児児童生徒全員に対し、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成するよう、市町教育委員会及び県立学校に対し、啓発を続けます。また、作成に係る研修を実施し、必要性の周知とともに、作成に関するノウハウの習得を図ります。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行に当たっては、県は市町と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害児が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据えて、連絡調整を図ります。

イ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

《現状》

- 保育所等訪問支援については、全ての障害保健福祉圏域で実施されていますが、全ての市町では実施されていません。
- 地域の保育所や放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障害児の受入れについては、例えば、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するために必要な経費について補助を行うことなどにより、年々着実に進んでいます。また、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所する障害児数が増加するなど、一般施策等における対応の必要性が拡大しています。

【表 50 障害児保育実施状況（3月末現在）】

項目	平成27年度	平成28年度
実施保育所数	451 か所	443 か所
受入れ児童数	1,250 人	1,630 人

【表 51 放課後児童クラブ実施状況（5月1日現在）】

項目	平成28年度	平成29年度
障害児受入クラブ数	453 か所	465 か所
登録障害児童数	1,257 人	1,436 人

《課題》

- 障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を通して、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。
- 保育所や放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）における障害児への受入れ体制が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。（⇒《成果目標1①》P61 ページ参照）
- 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）等における受入れ体制の充実を図ります。



第5章

障害福祉サービス等の見込量等

I 第4期広島県障害福祉計画の実施状況

1 ひろしま未来チャレンジビジョンの実現に向けた具体的指標

(1) 障害者の自立を支援するための就労支援

【指標①】雇用されている障害者の人数を平成26(2014)年より1,800人増やします。

平成26.6.1	平成28.6.1	増減	評価
12,757人	15,390人	+2,633人	達成

(2) 障害者が地域で生活するための住まいの確保

【指標②】グループホームの利用者数を平成25年度の1.3倍に引き上げます。

平成25年度	平成28年度	増減	評価
1,663人	1,940人	1.17倍	やや低調

(3) 障害者の地域での生活を支える社会づくりの推進

【指標③】「あいサポーター」の数を163,000人にします。

平成26.11.30	平成29.3.31	進捗率	進捗
135,383人	173,167人	106.2%	達成

「あいサポートリーダー」を300人養成します。

平成26.11.30	平成29.3.31	進捗率	進捗
50人	284人	94.7%	順調

2 数値目標

	項目	H29(2017) 年度目標値	H28(2016) 年度実績	進捗率 H28/H29
1	福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行	345人	117人	33.9%
	施設入所者の減少	119人	18人	15.1%
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	—	—	—
	入院後3か月時点の退院率	64%	(※58%)	(※90.6%)
	入院後1年時点の退院率	91%	(※87%)	(※95.6%)
	長期在院者減少数	953人	(※267人)	(※28.0%)
3	地域生活支援拠点等の整備	23市町(23か所)	0市町(0か所)	0.0%(0.0%)
4	福祉施設利用者の年間一般就労移行者数	446人	394人	88.3%
	就労移行支援事業所利用者数	1,089人	642人	59.0%
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	53事業所	17事業所	32.1%

※ 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値については、平成28(2016)年度実績が平成30(2018)年11月に公表予定であるため、平成27(2015)年度の実績を括弧内に記載しています。

3 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援）	時間/月	182,069	161,659	88.8%
		人/月	5,609	4,999	89.1%
2	生活介護	人日/月	121,232	120,642	99.5%
		人/月	6,047	5,992	99.1%
3	自立訓練（機能訓練）	人日/月	1,128	717	63.6%
		人/月	75	49	65.3%
4	自立訓練（生活訓練）	人日/月	5,645	3,966	70.3%
		人/月	399	277	69.4%
5	就労移行支援	人日/月	17,607	10,494	59.6%
		人/月	1,087	626	57.9%
6	就労継続支援A型	人日/月	27,074	34,514	127.5%
		人/月	1,340	1,715	128.0%
7	就労継続支援B型	人日/月	98,252	94,697	96.4%
		人/月	5,487	5,376	98.0%
8	療養介護	人/月	682	641	115.5%
9	短期入所（福祉型）	人日/月	12,263	11,021	89.9%
		人/月	1,661	1,535	92.4%
10	短期入所（医療型）	人日/月	871	813	93.3%
		人/月	150	152	101.3%
11	共同生活援助	人/月	2,214	1,940	87.6%
12	施設入所支援	人/月	2,943	3,042	103.4%
13	計画相談支援	人/月	3,054	2,712	88.8%
14	地域移行支援	人/月	73	4	5.5%
15	地域定着支援	人/月	76	36	47.7%

(2) 児童福祉サービス

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	児童発達支援	人日/月	23,525	20,188	85.8%
		人/月	3,144	2,927	93.1%
2	放課後等デイサービス	人日/月	45,878	58,477	127.5%
		人/月	5,297	6,006	113.4%
3	保育所等訪問支援	人日/月	186	83	44.6%
		人/月	126	82	65.1%
4	医療型児童発達支援	人日/月	1,092	1,141	95.7%
		人/月	117	99	84.6%
5	障害児相談支援	人/月	1,063	998	93.9%
6	福祉型児童入所支援	人/月	118	135	114.4%
7	医療型児童入所支援	人/月	187	120	64.2%

4 市町地域生活支援事業

	項目	単位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	理解促進研修・啓発事業	実施市町	19	17	89.5%
2	自発的活動支援事業	実施市町	14	14	100.0%
3	障害者相談支援事業	実施箇所	78	82	105.1%
4	基幹相談支援センター	設置市町	9	5	55.6%
5	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施市町	21	16	76.2%
6	住宅入居等支援業	実施市町	10	6	60.0%
7	成年後見制度利用支援事業	人/年	71	39	54.9%
8	成年後見制度法人後見支援事業	実施市町	7	2	28.6%
9	意思疎通支援	—	—	—	—
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	573	430	75.0%
	手話通訳者設置事業	人/月	80	25	31.2%
10	日常生活用具給付等	—	—	—	—
	介護・訓練支援用具	件/年	263	232	88.2%
	自立生活支援用具	件/年	779	533	68.4%
	在宅療養等支援用具	件/年	752	565	75.1%
	情報・意思疎通支援用具	件/年	690	505	73.2%
	排泄管理支援用具	件/年	56,471	55,656	98.6%
	居宅生活動作補助用具	件/年	123	76	61.8%
11	手話奉仕員養成事業	人/年	371	296	79.8%
12	移動支援事業	人/月	4,986	3,920	78.6%
13	地域活動支援センター	人/月	1,973	1,869	94.7%
14	福祉ホーム	人/月	82	69	84.1%
15	日中一時支援事業	人/月	1,825	1,317	72.2%

5 県地域生活支援事業

	項目	単位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
1	県立障害者自立支援協議会	設置箇所	1	1	100.0%
2	県相談支援体制整備事業（アドバイザー配置）	人	10	11	110.0%
3	障害児等療育支援事業（療育支援施設事業）	実施箇所	11	11	100.0%
4	発達障害者支援センター（実相談利用者）	人/年	270	359	133.0%
5	障害者就業・生活支援センター	設置箇所	7	7	100.0%
6	高次脳機能センター（相談等新規実利用者）	人/年	270	260	96.3%
7	高次脳機能地域支援センター	設置箇所	7	7	100.0%
8	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（手話通訳者）	人/年	52	89	171.2%
9	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（要約筆記者）	人/年	25	48	192.0%
10	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	15	15	100.0%
11	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	26	26	100.0%
12	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	実施の有無	実施	実施	—

6 障害保健福祉圏域別利用状況

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域							計
			広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
1 訪問系サービス(※)	瞬/月	H25	90,609	3,794	6,933	6,821	10,479	17,453	1,818	137,907
		H28	108,342	4,137	8,191	6,948	12,947	19,593	1,501	161,659
		H29見込	124,976	4,667	8,330	8,118	13,156	20,557	2,265	182,069
	人/月	H28/H29	86.7%	88.6%	98.3%	85.6%	98.4%	95.3%	66.3%	88.8%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	2,278	165	317	352	469	1,313	105	4,999
2 生活介護	人/月	H29見込	2,734	201	324	338	549	1,343	120	5,609
		H28/H29	83.3%	82.1%	97.8%	104.1%	85.4%	97.8%	87.5%	89.1%
		H25	40,598	6,371	12,553	10,188	13,766	20,713	5,719	109,908
	人/月	H28	45,423	7,386	13,241	10,636	14,732	23,704	5,520	120,642
		H29見込	47,039	7,880	12,890	10,793	14,565	22,016	6,050	121,232
		H28/H29	96.6%	93.7%	102.7%	98.5%	101.2%	107.7%	91.2%	99.5%
3 自立訓練(機能訓練)	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	2,218	370	646	630	741	1,121	266	5,992
		H29見込	2,328	390	643	567	758	1,081	280	6,047
	人/月	H28/H29	95.3%	94.9%	100.5%	111.1%	97.8%	103.7%	95.0%	99.1%
		H25	436	30	70	115	16	0	0	667
		H28	449	21	50	108	31	22	36	717
4 自立訓練(生活訓練)	人/月	H29見込	648	70	85	138	91	66	30	1,128
		H28/H29	69.3%	30.0%	58.8%	78.3%	34.1%	33.3%	120.0%	63.6%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	H28	33	2	3	6	2	1	2	49
		H29見込	48	4	5	7	5	4	2	75
		H28/H29	68.8%	50.0%	60.0%	85.7%	40.0%	25.0%	100.0%	65.3%
5 就労移行支援	人/月	H25	1,655	500	391	112	283	762	99	3,802
		H28	2,131	127	507	90	325	797	19	3,996
		H29見込	3,658	141	404	101	371	850	120	5,645
	人/月	H28/H29	58.3%	90.1%	125.5%	89.1%	87.6%	93.8%	15.8%	70.8%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	155	7	31	19	30	33	2	277
6 就労継続支援A型	人/月	H29見込	285	8	25	15	23	36	7	399
		H28/H29	54.4%	87.5%	124.0%	126.7%	130.4%	91.7%	28.6%	69.4%
		H25	3,237	373	596	1,268	1,255	2,301	504	9,534
	人/月	H28	4,785	301	1,345	1,266	1,163	1,460	174	10,494
		H29見込	7,414	644	1,728	1,631	2,445	2,913	832	17,607
		H28/H29	64.5%	46.7%	77.8%	77.6%	47.6%	50.1%	20.9%	59.6%
7 就労継続支援B型	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	309	18	70	71	65	81	12	626
		H29見込	490	39	96	86	170	162	44	1,087
	人/月	H28/H29	63.1%	46.2%	72.9%	82.6%	38.2%	50.0%	27.3%	57.6%
		H25	5,152	731	1,896	1,124	796	5,091	725	15,515
		H28	14,578	1,389	3,580	1,914	2,259	9,829	965	34,514
8 療養介護	人/月	H29見込	10,909	1,114	2,580	2,310	1,275	7,331	1,555	27,074
		H28/H29	133.6%	124.7%	138.8%	82.9%	177.2%	134.1%	62.1%	127.5%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	H28	734	71	175	89	110	488	48	1,715
		H29見込	526	53	129	117	60	370	85	1,340
		H28/H29	139.5%	134.0%	135.7%	76.1%	183.3%	131.9%	56.5%	128.0%
9 短期入所(福祉型)	人/月	H25	23,030	2,384	8,964	5,621	10,843	16,286	4,930	72,058
		H28	34,896	3,411	10,891	6,913	13,163	20,175	5,248	94,697
		H29見込	39,545	3,516	9,566	7,192	12,762	20,471	5,200	98,252
	人/月	H28/H29	88.2%	97.0%	113.9%	96.1%	103.1%	98.6%	100.9%	96.4%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	1,995	207	585	393	741	1,157	298	5,376
10 短期入所(医療型)	人/月	H29見込	2,200	216	533	406	664	1,203	265	5,487
		H28/H29	90.7%	95.8%	109.8%	96.8%	111.6%	96.2%	112.5%	98.0%
		H25	283	49	79	46	50	91	29	627
	人/月	H28	296	49	77	45	51	94	29	641
		H29見込	316	51	81	54	52	98	30	682
		H28/H29	93.7%	96.1%	95.1%	83.3%	98.1%	95.9%	96.7%	94.0%
9 短期入所(福祉型)	人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	4,511	1,133	1,340	487	870	2,125	555	11,021
		H29見込	5,852	1,419	1,114	543	879	1,923	533	12,263
	人/月	H28/H29	77.1%	79.8%	120.3%	89.7%	99.0%	110.5%	104.1%	89.9%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
		H28	653	152	157	108	188	231	46	1,535
10 短期入所(医療型)	人/月	H29見込	782	183	142	108	162	239	45	1,661
		H28/H29	83.5%	83.1%	110.6%	100.0%	116.0%	96.7%	102.2%	92.4%
		H25	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	H28	416	83	87	69	91	67	0	813
		H29見込	395	93	77	172	27	92	15	871
		H28/H29	105.3%	89.2%	113.0%	40.1%	337.0%	72.8%	0.0%	93.3%
人/月	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	
	H28	77	16	10	18	13	18	0	152	
	H29見込	65	15	11	25	8	23	3	150	
人/月	H28/H29	118.5%	106.7%	90.9%	72.0%	162.5%	78.3%	0.0%	101.3%	

第5章 障害福祉サービス等の見込量等

サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域							計
			広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
11 共同生活援助	人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
		H28	591	97	204	146	293	475	134	1,940
		H29見込	715	129	194	166	346	520	144	2,214
		H28/H29	82.7%	75.2%	105.2%	88.0%	84.7%	91.3%	93.1%	87.6%
12 施設入所支援	人/月	H25	1,221	157	410	269	386	448	175	3,066
		H28	1,218	166	385	272	373	447	181	3,042
		H29見込	1,171	152	389	261	368	437	165	2,943
		H28/H29	104.0%	109.2%	99.0%	104.2%	101.4%	102.3%	109.7%	103.4%
13 計画相談支援	人/月	H25	408	52	188	75	204	91	56	1,074
		H28	990	117	372	200	400	518	115	2,712
		H29見込	1,155	177	277	142	374	778	151	3,054
		H28/H29	85.7%	66.1%	134.3%	140.8%	107.0%	66.6%	76.2%	88.8%
14 地域移行支援	人/月	H25	9	2	1	1	1	1	0	15
		H28	1	0	1	1	0	1	0	4
		H29見込	21	8	11	7	6	7	13	73
		H28/H29	4.8%	0.0%	9.1%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	5.5%
15 地域定着支援	人/月	H25	1	1	7	3	4	0	0	16
		H28	5	0	11	8	10	2	0	36
		H29見込	19	8	11	9	14	8	7	76
		H28/H29	26.3%	0.0%	100.0%	88.9%	71.4%	25.0%	0.0%	47.4%

※ 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計値

(2) 児童福祉サービス

サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏域							計
			広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
1 児童発達支援	人/月	H25	4,841	581	1,743	841	3,643	4,426	75	16,150
		H28	7,202	609	1,806	1,416	3,704	5,338	113	20,188
		H29見込	9,349	751	2,138	965	4,260	5,688	374	23,525
		H28/H29	77.3%	81.1%	84.5%	146.7%	86.9%	93.8%	30.2%	85.8%
	人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
		H28	754	134	335	299	501	867	37	2,927
2 放課後等デイサービス	人/月	H25	16,216	1,604	2,016	1,085	1,336	2,847	348	25,452
		H28	33,543	3,433	4,343	3,142	2,497	10,932	587	58,477
		H29見込	31,682	2,283	3,044	1,279	1,964	5,153	473	45,878
		H28/H29	105.6%	150.4%	142.7%	245.7%	127.1%	212.1%	124.1%	127.5%
	人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
		H28	2,715	366	447	755	423	1,242	58	6,006
3 保育所等訪問支援	人/月	H25	2	4	7	1	46	8	0	68
		H28	55	2	1	5	3	17	0	83
		H29見込	22	5	7	10	105	30	7	186
		H28/H29	250.0%	45.0%	14.3%	50.0%	2.9%	56.7%	0.0%	44.8%
	人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
		H28	54	2	1	5	3	17	0	82
4 医療型児童発達支援	人/月	H25	551	0	13	112	23	126	0	825
		H28	826	0	5	154	28	128	0	1,141
		H29見込	695	14	17	166	51	146	3	1,092
		H28/H29	118.8%	0.0%	29.4%	92.8%	54.9%	87.7%	0.0%	104.5%
	人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
		H28	63	0	1	13	5	17	0	99
5 障害児相談支援	人/月	H25	49	2	20	14	11	31	10	137
		H28	50	3	19	15	10	27	11	135
		H29見込	43	1	16	11	9	29	9	118
		H28/H29	116.3%	300.0%	118.8%	136.4%	111.1%	93.1%	122.2%	114.4%
	人/月	H25	62	4	15	19	8	20	8	136
		H28	53	8	14	15	8	18	4	120
7 医療型児童入所支援	人/月	H29見込	86	5	20	26	11	28	11	187
		H28/H29	61.6%	160.0%	70.0%	57.7%	72.7%	64.3%	36.4%	64.2%

(2) 市町地域生活支援事業

No.	サービス種別	単位	区分	障害保健福祉圏別							計
				広島	広島西	呉	広島中東	尾三	福山・府中	備北	
1	理解促進研修・啓発事業	実施所	H25	4	1	1	2	3	1	0	12
			H28	6	1	1	3	3	1	2	17
			H29見込	6	1	1	3	3	3	2	19
			H28/H29	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	100.0%	89.5%
2	自発的活動支援事業	実施所	H25	3	1	0	2	3	2	0	11
			H28	4	1	2	2	3	2	0	14
			H29見込	4	1	1	2	3	3	0	14
			H28/H29	100.0%	100.0%	200.0%	100.0%	100.0%	66.7%	—	100.0%
3	障害者相談支援事業	実施所	H25	28	6	6	8	6	3	12	69
			H28	34	6	6	8	6	3	19	82
			H29見込	32	7	8	8	6	3	14	78
			H28/H29	106.3%	85.7%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	135.7%	105.1%
4	基幹相談支援センター	設置所	H25	1	0	0	1	1	1	0	4
			H28	2	0	0	1	1	1	0	5
			H29見込	4	1	0	1	1	1	1	9
			H28/H29	50.0%	0.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	55.6%
5	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施所	H25	3	2	2	2	3	1	2	15
			H28	5	2	2	3	3	1	0	16
			H29見込	7	2	2	3	3	2	2	21
			H28/H29	71.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	76.2%
6	住宅入居等支援事業	実施所	H25	1	1	0	1	2	1	0	6
			H28	1	1	0	1	2	1	0	6
			H29見込	2	1	1	1	3	1	1	10
			H28/H29	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	0.0%	60.0%
7	成年後見制度利用支援	人/年	H25	10	0	0	3	1	4	0	18
			H28	19	0	1	6	3	4	6	39
			H29見込	41	2	2	7	3	7	9	71
			H28/H29	46.3%	0.0%	50.0%	85.7%	100.0%	57.1%	66.7%	54.9%
8	成年後見制度法人後見支援事業	実施所	H25	1	0	0	0	0	1	0	2
			H28	1	0	0	0	0	1	0	2
			H29見込	4	0	0	0	1	2	0	7
			H28/H29	25.0%	—	—	—	0.0%	50.0%	—	28.6%
9	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	H25	264	35	30	34	24	63	7	457
			H28	245	30	46	24	20	58	7	430
			H29見込	279	41	33	40	21	67	92	573
			H28/H29	87.8%	73.2%	139.4%	60.0%	95.2%	86.6%	7.6%	75.0%
10	手話通訳者設置事業	人/月	H25	13	3	2	1	1	50	1	71
			H28	14	3	2	1	2	3	1	25
			H29見込	15	3	2	1	2	56	1	80
			H28/H29	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	54%	100.0%	31.3%
11	介護・訓練支援用具	件/年	H25	92	9	15	13	33	43	9	214
			H28	124	10	19	16	17	41	5	232
			H29見込	106	12	21	16	37	56	15	263
			H28/H29	117.0%	83.3%	90.5%	100.0%	45.9%	73.2%	33.3%	88.2%
12	自立生活支援用具	件/年	H25	379	23	28	75	74	58	16	653
			H28	303	20	29	32	58	78	13	533
			H29見込	392	28	36	74	77	142	30	779
			H28/H29	77.3%	71.4%	80.6%	43.2%	75.3%	54.9%	43.3%	68.4%
13	在宅療養等支援用具	件/年	H25	313	33	45	36	74	129	34	664
			H28	253	15	26	50	72	128	21	565
			H29見込	347	27	44	38	81	170	45	752
			H28/H29	72.9%	55.6%	59.1%	131.6%	88.9%	75.3%	46.7%	75.1%
14	情報・意思疎通支援用具	件/年	H25	315	34	36	38	56	77	11	567
			H28	247	16	44	43	44	104	7	505
			H29見込	337	27	48	39	76	146	17	690
			H28/H29	73.3%	59.3%	91.7%	110.3%	57.9%	71.2%	41.2%	73.2%
15	排泄管理支援用具	件/年	H25	20,990	2,482	6,514	3,663	5,796	10,532	2,607	52,554
			H28	22,844	2,677	6,599	3,843	6,114	10,946	2,633	55,656
			H29見込	22,468	2,796	6,608	3,985	6,276	11,388	2,950	56,471
			H28/H29	101.7%	95.7%	99.9%	96.4%	97.4%	96.1%	89.3%	98.6%
16	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	H25	54	13	1	11	5	9	6	99
			H28	37	7	5	4	10	9	4	76
			H29見込	51	13	9	16	13	14	7	123
			H28/H29	72.5%	53.8%	55.6%	25.0%	76.9%	64.3%	57.1%	61.8%
17	手話奉仕員養成研修事業	人/年	H25	97	41	27	42	38	110	19	374
			H28	89	32	22	23	33	92	5	296
			H29見込	90	49	32	35	26	124	15	371
			H28/H29	98.9%	65.3%	68.8%	65.7%	126.9%	74.2%	33.3%	79.8%
18	移動支援事業	人/月	H25	3,124	216	151	233	246	586	22	4,578
			H28	2,428	262	142	208	245	614	21	3,920
			H29見込	3,374	252	171	235	269	641	44	4,986
			H28/H29	72.0%	104.0%	83.0%	88.5%	91.1%	95.8%	47.7%	78.6%
19	地域活動支援センター	人/月	H25	1,258	89	82	191	72	90	99	1,881
			H28	1,077	114	59	363	59	95	102	1,869
			H29見込	1,191	138	92	228	113	92	119	1,973
			H28/H29	90.4%	82.6%	64.1%	159.2%	52.2%	103.3%	85.7%	94.7%
20	福祉ホーム	人/月	H25	26	1	3	9	6	7	9	61
			H28	34	0	4	8	6	8	9	69
			H29見込	44	1	3	10	8	7	9	82
			H28/H29	77.3%	0.0%	133.3%	80.0%	75.0%	114.3%	100.0%	84.1%
21	日中一時支援事業	人/月	H25	329	99	192	130	353	377	42	1,522
			H28	188	85	222	51	310	404	57	1,317
			H29見込	479	113	204	155	430	381	63	1,825
			H28/H29	39.2%	75.2%	108.8%	32.9%	72.1%	106.0%	90.5%	72.2%

Ⅱ 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等

「障害者が地域社会で自立し、安心して生活できる社会」を実現するためには、必要な障害福祉サービス等の確保とその質の向上は基本的な課題です。

各市町においては、国の基本指針に即し、これまでの利用実績や住民のニーズ調査など、地域の実情を踏まえつつ、各市町において定めた平成 32（2020）年度の地域生活への移行や一般就労への移行などの目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の必要量を見込んでいます。

県では、各市町が見込む必要量の確保を支援するとともに、その質の向上に努めます。

1 障害福祉サービス等の見込量（県全体）

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	実績	第5期広島県障害福祉計画における見込量		
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス	161,659 時間/月	184,337 時間/月	196,708 時間/月	209,837 時間/月
	4,999 人/月	5,600 人/月	5,891 人/月	6,160 人/月
生活介護	120,642 人日/月	125,915 人日/月	128,806 人日/月	132,108 人日/月
	5,992 人/月	6,271 人/月	6,401 人/月	6,549 人/月
自立訓練（機能訓練）	717 人日/月	1,006 人日/月	988 人日/月	988 人日/月
	49 人/月	68 人/月	68 人/月	68 人/月
自立訓練（生活訓練）	3,966 人日/月	5,428 人日/月	5,965 人日/月	6,506 人日/月
	277 人/月	364 人/月	398 人/月	432 人/月
就労移行支援	10,494 人日/月	11,253 人日/月	11,883 人日/月	12,377 人日/月
	626 人/月	681 人/月	721 人/月	753 人/月
就労継続支援A型	34,514 人日/月	40,067 人日/月	42,519 人日/月	45,266 人日/月
	1,715 人/月	1,952 人/月	2,073 人/月	2,207 人/月
就労継続支援B型	94,697 人日/月	106,507 人日/月	112,368 人日/月	118,542 人日/月
	5,376 人/月	6,071 人/月	6,393 人/月	6,732 人/月
就労定着支援	—	285 人/月	324 人/月	359 人/月
療養介護	641 人/月	661 人/月	669 人/月	676 人/月
短期入所（福祉型）	11,021 人日/月	12,095 人日/月	12,871 人日/月	13,599 人日/月
	1,535 人/月	1,758 人/月	1,877 人/月	1,989 人/月
短期入所（医療型）	813 人日/月	1,003 人日/月	1,046 人日/月	1,101 人日/月
	152 人/月	196 人/月	205 人/月	216 人/月
自立生活援助	—	60 人/月	67 人/月	76 人/月
共同生活援助	1,940 人/月	2,172 人/月	2,275 人/月	2,362 人/月
施設入所支援	3,042 人/月	3,022 人/月	3,001 人/月	2,975 人/月
計画相談支援	2,712 人/月	2,825 人/月	2,926 人/月	3,031 人/月
地域移行支援	4 人/月	31 人/月	40 人/月	44 人/月
地域定着支援	36 人/月	74 人/月	82 人/月	89 人/月

(2) 児童福祉サービス

サービス種別	実績	第1期広島県障害児福祉計画における見込量		
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	20,188 人日/月	21,786 人日/月	22,636 人日/月	23,544 人日/月
	2,927 人/月	3,211 人/月	3,346 人/月	3,488 人/月
医療型児童発達支援	1,141 人日/月	1,110 人日/月	1,125 人日/月	1,140 人日/月
	99 人/月	111 人/月	112 人/月	113 人/月
放課後等デイサービス	58,477 人日/月	65,832 人日/月	69,633 人日/月	73,408 人日/月
	6,006 人/月	7,096 人/月	7,541 人/月	7,991 人/月
保育所等訪問支援	83 人日/月	133 人日/月	156 人日/月	180 人日/月
	82 人/月	125 人/月	139 人/月	153 人/月
居宅訪問型児童発達支援	—	98 人日/月	103 人日/月	117 人日/月
	—	26 人/月	28 人/月	32 人/月
障害児相談支援	998 人/月	1,196 人/月	1,274 人/月	1,354 人/月
福祉型児童入所支援	135 人/月	139 人/月	141 人/月	145 人/月
医療型児童入所支援	120 人/月	118 人/月	118 人/月	121 人/月

2 障害福祉サービス等の見込量（圏域別，市町別）

(1) 訪問系サービス

ア 訪問系サービス①（県全域，広島圏域，広島西圏域，呉圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	161,659 時間/月	184,337 時間/月	196,708 時間/月	209,837 時間/月
	4,999 人/月	5,601 人 / 月	5,891 人 / 月	6,160 人 / 月
広島圏域	108,342 時間/月	124,322 時間/月	133,037 時間/月	142,526 時間/月
	2,278 人/月	2,497 人 / 月	2,637 人 / 月	2,752 人 / 月
広島市	103,345 時間/月	118,861 時間/月	127,444 時間/月	136,538 時間/月
	2,041 人/月	2,233 人 / 月	2,333 人 / 月	2,438 人 / 月
安芸高田市	548 時間/月	711 時間/月	711 時間/月	711 時間/月
	38 人/月	42 人 / 月	42 人 / 月	42 人 / 月
府中町	1,904 時間/月	1,898 時間/月	1,926 時間/月	1,940 時間/月
	93 人/月	94 人 / 月	96 人 / 月	97 人 / 月
海田町	1,380 時間/月	1,387 時間/月	1,406 時間/月	1,712 時間/月
	33 人/月	45 人 / 月	76 人 / 月	79 人 / 月
熊野町	656 時間/月	685 時間/月	700 時間/月	700 時間/月
	38 人/月	39 人 / 月	40 人 / 月	40 人 / 月
坂町	295 時間/月	490 時間/月	540 時間/月	605 時間/月
	16 人/月	21 人 / 月	26 人 / 月	31 人 / 月
安芸太田町	54 時間/月	130 時間/月	140 時間/月	150 時間/月
	9 人/月	13 人 / 月	14 人 / 月	15 人 / 月
北広島町	160 時間/月	160 時間/月	170 時間/月	170 時間/月
	10 人/月	10 人 / 月	10 人 / 月	10 人 / 月
広島西圏域	4,137 時間/月	5,137 時間/月	5,454 時間/月	5,819 時間/月
	165 人/月	180 人 / 月	183 人 / 月	186 人 / 月
大竹市	411 時間/月	636 時間/月	656 時間/月	678 時間/月
	20 人/月	29 人 / 月	29 人 / 月	29 人 / 月
廿日市市	3,726 時間/月	4,501 時間/月	4,798 時間/月	5,141 時間/月
	145 人/月	151 人 / 月	154 人 / 月	157 人 / 月
呉圏域	8,191 時間/月	8,581 時間/月	9,235 時間/月	9,638 時間/月
	317 人/月	420 人 / 月	431 人 / 月	441 人 / 月
呉市	7,979 時間/月	8,287 時間/月	8,932 時間/月	9,326 時間/月
	296 人/月	395 人 / 月	405 人 / 月	414 人 / 月
江田島市	212 時間/月	294 時間/月	303 時間/月	312 時間/月
	21 人/月	25 人 / 月	26 人 / 月	27 人 / 月

※ 訪問系サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援

イ 訪問系サービス②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広島中央圏域	6,948 時間/月	8,166 時間/月	8,507 時間/月	8,868 時間/月
	352 人/月	411 人 / 月	434 人 / 月	458 人 / 月
竹原市	1,160 時間/月	1,410 時間/月	1,410 時間/月	1,410 時間/月
	37 人/月	40 人 / 月	40 人 / 月	40 人 / 月
東広島市	5,520 時間/月	6,176 時間/月	6,507 時間/月	6,858 時間/月
	293 人/月	336 人 / 月	358 人 / 月	381 人 / 月
大崎上島町	268 時間/月	580 時間/月	590 時間/月	600 時間/月
	22 人/月	35 人 / 月	36 人 / 月	37 人 / 月
尾三圏域	12,947 時間/月	13,932 時間/月	14,699 時間/月	15,376 時間/月
	469 人/月	496 人 / 月	515 人 / 月	530 人 / 月
三原市	4,378 時間/月	4,541 時間/月	4,922 時間/月	5,199 時間/月
	166 人/月	171 人 / 月	179 人 / 月	184 人 / 月
尾道市	8,371 時間/月	9,160 時間/月	9,535 時間/月	9,930 時間/月
	280 人/月	301 人 / 月	311 人 / 月	321 人 / 月
世羅町	198 時間/月	231 時間/月	242 時間/月	247 時間/月
	23 人/月	24 人 / 月	25 人 / 月	25 人 / 月
福山・府中圏域	19,593 時間/月	22,254 時間/月	23,741 時間/月	25,315 時間/月
	1,313 人/月	1,459 人 / 月	1,546 人 / 月	1,638 人 / 月
福山市	17,596 時間/月	20,058 時間/月	21,188 時間/月	22,333 時間/月
	1,195 人/月	1,325 人 / 月	1,391 人 / 月	1,458 人 / 月
府中市	1,635 時間/月	1,926 時間/月	2,273 時間/月	2,692 時間/月
	96 人/月	114 人 / 月	134 人 / 月	158 人 / 月
神石高原町	362 時間/月	270 時間/月	280 時間/月	290 時間/月
	22 人/月	20 人 / 月	21 人 / 月	22 人 / 月
備北圏域	1,501 時間/月	1,945 時間/月	2,035 時間/月	2,295 時間/月
	105 人/月	137 人 / 月	145 人 / 月	155 人 / 月
三次市	805 時間/月	1,080 時間/月	1,150 時間/月	1,380 時間/月
	54 人/月	80 人 / 月	86 人 / 月	93 人 / 月
庄原市	696 時間/月	865 時間/月	885 時間/月	915 時間/月
	51 人/月	57 人 / 月	59 人 / 月	62 人 / 月

※ 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護①(県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域)

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	120,642 人日/月	125,915 人日/月	128,806 人日/月	132,108 人日/月
	5,992 人/月	6,271 人 / 月	6,401 人 / 月	6,549 人 / 月
広島圏域	45,423 人日/月	46,026 人日/月	46,622 人日/月	47,310 人日/月
	2,218 人/月	2,277 人 / 月	2,307 人 / 月	2,342 人 / 月
広島市	37,085 人日/月	37,564 人日/月	37,937 人日/月	38,394 人日/月
	1,805 人/月	1,842 人 / 月	1,860 人 / 月	1,882 人 / 月
安芸高田市	2,039 人日/月	1,939 人日/月	1,977 人日/月	2,015 人日/月
	100 人/月	103 人 / 月	105 人 / 月	107 人 / 月
府中町	1,840 人日/月	1,976 人日/月	2,052 人日/月	2,128 人日/月
	94 人/月	104 人 / 月	108 人 / 月	112 人 / 月
海田町	957 人日/月	900 人日/月	920 人日/月	920 人日/月
	46 人/月	45 人 / 月	46 人 / 月	46 人 / 月
熊野町	1,263 人日/月	1,300 人日/月	1,320 人日/月	1,340 人日/月
	63 人/月	65 人 / 月	66 人 / 月	67 人 / 月
坂町	413 人日/月	449 人日/月	488 人日/月	531 人日/月
	20 人/月	22 人 / 月	24 人 / 月	27 人 / 月
安芸太田町	593 人日/月	648 人日/月	648 人日/月	702 人日/月
	28 人/月	36 人 / 月	36 人 / 月	39 人 / 月
北広島町	1,233 人日/月	1,250 人日/月	1,280 人日/月	1,280 人日/月
	62 人/月	60 人 / 月	62 人 / 月	62 人 / 月
広島西圏域	7,386 人日/月	8,077 人日/月	8,216 人日/月	8,475 人日/月
	370 人/月	401 人 / 月	406 人 / 月	411 人 / 月
大竹市	1,402 人日/月	1,400 人日/月	1,400 人日/月	1,400 人日/月
	65 人/月	70 人 / 月	70 人 / 月	70 人 / 月
廿日市市	5,984 人日/月	6,677 人日/月	6,816 人日/月	7,075 人日/月
	305 人/月	331 人 / 月	336 人 / 月	341 人 / 月
呉圏域	13,241 人日/月	13,283 人日/月	13,463 人日/月	13,623 人日/月
	646 人/月	658 人 / 月	667 人 / 月	675 人 / 月
呉市	11,359 人日/月	11,383 人日/月	11,563 人日/月	11,723 人日/月
	556 人/月	568 人 / 月	577 人 / 月	585 人 / 月
江田島市	1,882 人日/月	1,900 人日/月	1,900 人日/月	1,900 人日/月
	90 人/月	90 人 / 月	90 人 / 月	90 人 / 月

イ 生活介護②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	10,636人日/月	11,433人日/月	11,413人日/月	11,413人日/月
	630人/月	636人/月	636人/月	636人/月
竹原市	1,482人日/月	1,458人日/月	1,438人日/月	1,438人日/月
	69人/月	73人/月	72人/月	72人/月
東広島市	8,553人日/月	9,275人日/月	9,275人日/月	9,275人日/月
	527人/月	527人/月	527人/月	527人/月
大崎上島町	601人日/月	700人日/月	700人日/月	700人日/月
	34人/月	36人/月	37人/月	37人/月
尾三圏域	14,732人日/月	15,019人日/月	15,510人日/月	16,011人日/月
	741人/月	758人/月	772人/月	788人/月
三原市	4,922人日/月	5,039人日/月	5,240人日/月	5,341人日/月
	241人/月	241人/月	245人/月	250人/月
尾道市	8,457人日/月	8,630人日/月	8,920人日/月	9,310人日/月
	431人/月	445人/月	455人/月	465人/月
世羅町	1,353人日/月	1,350人日/月	1,350人日/月	1,360人日/月
	69人/月	72人/月	72人/月	73人/月
福山・府中圏域	23,704人日/月	26,377人日/月	27,632人日/月	28,976人日/月
	1,121人/月	1,256人/月	1,316人/月	1,382人/月
福山市	20,417人日/月	22,852人日/月	24,102人日/月	25,441人日/月
	957人/月	1,072人/月	1,130人/月	1,193人/月
府中市	2,595人日/月	2,835人日/月	2,835人日/月	2,835人日/月
	131人/月	149人/月	149人/月	149人/月
神石高原町	692人日/月	690人日/月	695人日/月	700人日/月
	33人/月	35人/月	37人/月	40人/月
備北圏域	5,520人日/月	5,700人日/月	5,950人日/月	6,300人日/月
	266人/月	285人/月	297人/月	315人/月
三次市	3,097人日/月	3,300人日/月	3,500人日/月	3,800人日/月
	148人/月	165人/月	175人/月	190人/月
庄原市	2,423人日/月	2,400人日/月	2,450人日/月	2,500人日/月
	118人/月	120人/月	122人/月	125人/月

ウ 自立訓練（機能訓練）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	717人日/月	1,006 人日/月	988 人日/月	988 人日/月
	49人/月	68 人 /月	68 人 /月	68 人 /月
広島圏域	449人日/月	571 人日/月	571 人日/月	571 人日/月
	33人/月	43 人 /月	43 人 /月	43 人 /月
広島市	382人日/月	469 人日/月	469 人日/月	469 人日/月
	28人/月	34 人 /月	34 人 /月	34 人 /月
安芸高田市	22人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	22人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
海田町	6人日/月	9 人日/月	9 人日/月	9 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
熊野町	8人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
坂町	0人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
安芸太田町	9人日/月	18 人日/月	18 人日/月	18 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	0人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	21人日/月	42 人日/月	42 人日/月	42 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
大竹市	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
廿日市市	21人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
呉圏域	50人日/月	99 人日/月	99 人日/月	99 人日/月
	3人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
呉市	28人日/月	77 人日/月	77 人日/月	77 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
江田島市	22人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

工 自立訓練（機能訓練）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	108人日/月	109人日/月	89人日/月	89人日/月
	6人/月	6人/月	5人/月	5人/月
竹原市	23人日/月	22人日/月	22人日/月	22人日/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
東広島市	65人日/月	67人日/月	67人日/月	67人日/月
	4人/月	4人/月	4人/月	4人/月
大崎上島町	20人日/月	20人日/月	0人日/月	0人日/月
	1人/月	1人/月	0人/月	0人/月
尾三圏域	31人日/月	53人日/月	55人日/月	55人日/月
	2人/月	3人/月	4人/月	4人/月
三原市	8人日/月	8人日/月	10人日/月	10人日/月
	1人/月	1人/月	2人/月	2人/月
尾道市	23人日/月	45人日/月	45人日/月	45人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
世羅町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
福山・府中圏域	22人日/月	67人日/月	67人日/月	67人日/月
	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
福山市	0人日/月	23人日/月	23人日/月	23人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
府中市	22人日/月	44人日/月	44人日/月	44人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
神石高原町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
備北圏域	36人日/月	65人日/月	65人日/月	65人日/月
	2人/月	5人/月	5人/月	5人/月
三次市	0人日/月	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
庄原市	36人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

才 自立訓練（生活訓練）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	3,996人日/月	5,428 人日/月	5,965 人日/月	6,506 人日/月
	277人/月	364 人 /月	398 人 /月	432 人 /月
広島圏域	2,131人日/月	3,245 人日/月	3,683 人日/月	4,138 人日/月
	155人/月	216 人 /月	244 人 /月	273 人 /月
広島市	2,011人日/月	3,100 人日/月	3,533 人日/月	3,981 人日/月
	146人/月	203 人 /月	230 人 /月	258 人 /月
安芸高田市	0人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	62人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	3人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
海田町	0人日/月	9 人日/月	9 人日/月	9 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
熊野町	2人日/月	14 人日/月	14 人日/月	14 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
坂町	13人日/月	17 人日/月	22 人日/月	29 人日/月
	2人/月	3 人 /月	4 人 /月	5 人 /月
安芸太田町	2人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	41人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	127人日/月	187 人日/月	187 人日/月	187 人日/月
	7人/月	14 人 /月	14 人 /月	14 人 /月
大竹市	46人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
廿日市市	81人日/月	127 人日/月	127 人日/月	127 人日/月
	5人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
呉圏域	507人日/月	477 人日/月	505 人日/月	534 人日/月
	31人/月	33 人 /月	35 人 /月	37 人 /月
呉市	485人日/月	457 人日/月	485 人日/月	514 人日/月
	30人/月	32 人 /月	34 人 /月	36 人 /月
江田島市	22人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

カ 自立訓練（生活訓練）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	90人日/月	140人日/月	140人日/月	120人日/月
	19人/月	20人/月	20人/月	19人/月
竹原市	19人日/月	19人日/月	19人日/月	19人日/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
東広島市	71人日/月	101人日/月	101人日/月	101人日/月
	18人/月	18人/月	18人/月	18人/月
大崎上島町	0人日/月	20人日/月	20人日/月	0人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	0人/月
尾三圏域	325人日/月	450人日/月	454人日/月	463人日/月
	30人/月	36人/月	37人/月	38人/月
三原市	43人日/月	52人日/月	56人日/月	65人日/月
	3人/月	4人/月	5人/月	6人/月
尾道市	267人日/月	360人日/月	360人日/月	360人日/月
	26人/月	30人/月	30人/月	30人/月
世羅町	15人日/月	38人日/月	38人日/月	38人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
福山・府中圏域	797人日/月	874人日/月	941人日/月	1,009人日/月
	33人/月	41人/月	44人/月	47人/月
福山市	725人日/月	787人日/月	854人日/月	922人日/月
	29人/月	35人/月	38人/月	41人/月
府中市	58人日/月	77人日/月	77人日/月	77人日/月
	3人/月	4人/月	4人/月	4人/月
神石高原町	14人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
備北圏域	19人日/月	55人日/月	55人日/月	55人日/月
	2人/月	4人/月	4人/月	4人/月
三次市	0人日/月	20人日/月	20人日/月	20人日/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
庄原市	19人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

キ 就労移行支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	10,494人日/月	11,253人日/月	11,883人日/月	12,377人日/月
	626人/月	681人/月	721人/月	753人/月
広島圏域	4,785人日/月	5,072人日/月	5,290人日/月	5,505人日/月
	309人/月	337人/月	353人/月	368人/月
広島市	4,099人日/月	4,391人日/月	4,577人日/月	4,718人日/月
	267人/月	295人/月	309人/月	320人/月
安芸高田市	186人日/月	83人日/月	83人日/月	83人日/月
	10人/月	5人/月	5人/月	5人/月
府中町	193人日/月	225人日/月	225人日/月	240人日/月
	13人/月	15人/月	15人/月	16人/月
海田町	135人日/月	165人日/月	180人日/月	180人日/月
	10人/月	11人/月	12人/月	12人/月
熊野町	109人日/月	109人日/月	109人日/月	131人日/月
	5人/月	6人/月	6人/月	7人/月
坂町	43人日/月	56人日/月	73人日/月	95人日/月
	2人/月	3人/月	4人/月	5人/月
安芸太田町	0人日/月	23人日/月	23人日/月	23人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
北広島町	20人日/月	20人日/月	20人日/月	35人日/月
	2人/月	1人/月	1人/月	2人/月
広島西圏域	301人日/月	496人日/月	496人日/月	505人日/月
	18人/月	27人/月	27人/月	28人/月
大竹市	41人日/月	180人日/月	180人日/月	180人日/月
	2人/月	6人/月	6人/月	6人/月
廿日市市	260人日/月	316人日/月	316人日/月	325人日/月
	16人/月	21人/月	21人/月	22人/月
呉圏域	1,345人日/月	1,482人日/月	1,578人日/月	1,636人日/月
	70人/月	77人/月	82人/月	85人/月
呉市	1,287人日/月	1,402人日/月	1,478人日/月	1,536人日/月
	66人/月	73人/月	77人/月	80人/月
江田島市	58人日/月	80人日/月	100人日/月	100人日/月
	4人/月	4人/月	5人/月	5人/月

ク 就労移行支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	1,266人日/月	1,412人日/月	1,448人日/月	1,467人日/月
	71人/月	77人/月	79人/月	80人/月
竹原市	199人日/月	211人日/月	211人日/月	211人日/月
	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月
東広島市	932人日/月	1,001人日/月	1,037人日/月	1,056人日/月
	52人/月	55人/月	57人/月	58人/月
大崎上島町	135人日/月	200人日/月	200人日/月	200人日/月
	8人/月	10人/月	10人/月	10人/月
尾三圏域	1,163人日/月	1,224人日/月	1,272人日/月	1,325人日/月
	65人/月	66人/月	70人/月	74人/月
三原市	520人日/月	539人日/月	547人日/月	555人日/月
	32人/月	32人/月	34人/月	35人/月
尾道市	550人日/月	540人日/月	580人日/月	620人日/月
	28人/月	27人/月	29人/月	31人/月
世羅町	93人日/月	145人日/月	145人日/月	150人日/月
	5人/月	7人/月	7人/月	8人/月
福山・府中圏域	1,460人日/月	1,407人日/月	1,529人日/月	1,669人日/月
	81人/月	86人/月	93人/月	101人/月
福山市	1,237人日/月	1,131人日/月	1,217人日/月	1,338人日/月
	69人/月	71人/月	76人/月	83人/月
府中市	200人日/月	236人日/月	262人日/月	281人日/月
	11人/月	13人/月	14人/月	15人/月
神石高原町	23人日/月	40人日/月	50人日/月	50人日/月
	1人/月	2人/月	3人/月	3人/月
備北圏域	174人日/月	160人日/月	270人日/月	270人日/月
	12人/月	11人/月	17人/月	17人/月
三次市	87人日/月	50人日/月	50人日/月	50人日/月
	7人/月	5人/月	5人/月	5人/月
庄原市	87人日/月	110人日/月	220人日/月	220人日/月
	5人/月	6人/月	12人/月	12人/月

ケ 就労継続支援A型①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	34,514人日/月	40,067 人日/月	42,519 人日/月	45,266 人日/月
	1,715人/月	1,952 人 /月	2,073 人 /月	2,207 人 /月
広島圏域	14,578人日/月	18,806 人日/月	20,692 人日/月	22,807 人日/月
	734人/月	897 人 /月	987 人 /月	1,088 人 /月
広島市	12,010人日/月	15,435 人日/月	17,136 人日/月	19,026 人日/月
	596人/月	735 人 /月	816 人 /月	906 人 /月
安芸高田市	1,292人日/月	1,588 人日/月	1,588 人日/月	1,588 人日/月
	73人/月	74 人 /月	74 人 /月	74 人 /月
府中町	271人日/月	300 人日/月	300 人日/月	300 人日/月
	13人/月	15 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
海田町	295人日/月	320 人日/月	320 人日/月	320 人日/月
	16人/月	16 人 /月	16 人 /月	16 人 /月
熊野町	301人日/月	362 人日/月	362 人日/月	382 人日/月
	15人/月	18 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
坂町	186人日/月	240 人日/月	310 人日/月	400 人日/月
	9人/月	12 人 /月	16 人 /月	21 人 /月
安芸太田町	23人日/月	276 人日/月	391 人日/月	506 人日/月
	2人/月	12 人 /月	17 人 /月	22 人 /月
北広島町	200人日/月	285 人日/月	285 人日/月	285 人日/月
	10人/月	15 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
広島西圏域	1,389人日/月	1,789 人日/月	2,001 人日/月	2,241 人日/月
	71人/月	93 人 /月	104 人 /月	117 人 /月
大竹市	372人日/月	440 人日/月	460 人日/月	480 人日/月
	18人/月	22 人 /月	23 人 /月	24 人 /月
廿日市市	1,017人日/月	1,349 人日/月	1,541 人日/月	1,761 人日/月
	53人/月	71 人 /月	81 人 /月	93 人 /月
呉圏域	3,580人日/月	3,723 人日/月	3,826 人日/月	3,929 人日/月
	175人/月	186 人 /月	191 人 /月	196 人 /月
呉市	3,226人日/月	3,090 人日/月	3,130 人日/月	3,170 人日/月
	159人/月	156 人 /月	158 人 /月	160 人 /月
江田島市	354人日/月	633 人日/月	696 人日/月	759 人日/月
	16人/月	30 人 /月	33 人 /月	36 人 /月

コ 就労継続支援A型②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	1,914人日/月	2,061 人日/月	2,168 人日/月	2,275 人日/月
	89人/月	97 人 /月	102 人 /月	107 人 /月
竹原市	311人日/月	284 人日/月	284 人日/月	284 人日/月
	15人/月	14 人 /月	14 人 /月	14 人 /月
東広島市	1,603人日/月	1,755 人日/月	1,862 人日/月	1,969 人日/月
	74人/月	82 人 /月	87 人 /月	92 人 /月
大崎上島町	0人日/月	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
尾三圏域	2,259人日/月	2,498 人日/月	2,485 人日/月	2,493 人日/月
	110人/月	122 人 /月	124 人 /月	125 人 /月
三原市	550人日/月	560 人日/月	547 人日/月	555 人日/月
	28人/月	28 人 /月	30 人 /月	31 人 /月
尾道市	1,664人日/月	1,850 人日/月	1,850 人日/月	1,850 人日/月
	80人/月	90 人 /月	90 人 /月	90 人 /月
世羅町	45人日/月	88 人日/月	88 人日/月	88 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
福山・府中圏域	9,829人日/月	10,110 人日/月	10,147 人日/月	10,201 人日/月
	488人/月	504 人 /月	506 人 /月	509 人 /月
福山市	9,093人日/月	9,696 人日/月	9,696 人日/月	9,696 人日/月
	451人/月	481 人 /月	480 人 /月	480 人 /月
府中市	674人日/月	374 人日/月	391 人日/月	425 人日/月
	34人/月	22 人 /月	23 人 /月	25 人 /月
神石高原町	62人日/月	40 人日/月	60 人日/月	80 人日/月
	3人/月	2 人 /月	3 人 /月	4 人 /月
備北圏域	965人日/月	1,080 人日/月	1,200 人日/月	1,320 人日/月
	48人/月	53 人 /月	59 人 /月	65 人 /月
三次市	575人日/月	700 人日/月	800 人日/月	900 人日/月
	30人/月	35 人 /月	40 人 /月	45 人 /月
庄原市	390人日/月	380 人日/月	400 人日/月	420 人日/月
	18人/月	18 人 /月	19 人 /月	20 人 /月

サ 就労継続支援B型①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	94,697 人日/月	106,507 人日/月	112,368 人日/月	118,542 人日/月
	5,376 人/月	6,071 人 / 月	6,393 人 / 月	6,732 人 / 月
広島圏域	34,896 人日/月	42,101 人日/月	45,484 人日/月	49,094 人日/月
	1,995 人/月	2,400 人 / 月	2,594 人 / 月	2,799 人 / 月
広島市	29,085 人日/月	35,257 人日/月	38,481 人日/月	41,795 人日/月
	1,642 人/月	2,015 人 / 月	2,200 人 / 月	2,390 人 / 月
安芸高田市	1,875 人日/月	2,346 人日/月	2,346 人日/月	2,346 人日/月
	115 人/月	120 人 / 月	120 人 / 月	120 人 / 月
府中町	1,183 人日/月	1,404 人日/月	1,512 人日/月	1,620 人日/月
	68 人/月	78 人 / 月	84 人 / 月	90 人 / 月
海田町	449 人日/月	540 人日/月	576 人日/月	612 人日/月
	27 人/月	30 人 / 月	32 人 / 月	34 人 / 月
熊野町	615 人日/月	675 人日/月	675 人日/月	690 人日/月
	41 人/月	45 人 / 月	45 人 / 月	46 人 / 月
坂町	297 人日/月	311 人日/月	326 人日/月	341 人日/月
	16 人/月	17 人 / 月	18 人 / 月	19 人 / 月
安芸太田町	294 人日/月	468 人日/月	468 人日/月	540 人日/月
	17 人/月	26 人 / 月	26 人 / 月	30 人 / 月
北広島町	1,098 人日/月	1,100 人日/月	1,100 人日/月	1,150 人日/月
	69 人/月	69 人 / 月	69 人 / 月	70 人 / 月
広島西圏域	3,411 人日/月	4,515 人日/月	4,814 人日/月	5,129 人日/月
	207 人/月	269 人 / 月	287 人 / 月	306 人 / 月
大竹市	406 人日/月	1,080 人日/月	1,140 人日/月	1,200 人日/月
	22 人/月	54 人 / 月	57 人 / 月	60 人 / 月
廿日市市	3,005 人日/月	3,435 人日/月	3,674 人日/月	3,929 人日/月
	185 人/月	215 人 / 月	230 人 / 月	246 人 / 月
呉圏域	10,891 人日/月	10,873 人日/月	11,014 人日/月	11,156 人日/月
	585 人/月	611 人 / 月	619 人 / 月	627 人 / 月
呉市	9,771 人日/月	9,794 人日/月	9,935 人日/月	10,077 人日/月
	528 人/月	553 人 / 月	561 人 / 月	569 人 / 月
江田島市	1,120 人日/月	1,079 人日/月	1,079 人日/月	1,079 人日/月
	57 人/月	58 人 / 月	58 人 / 月	58 人 / 月

シ 就労継続支援B型②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
広島中央圏域	6,913人日/月	7,910人日/月	8,507人日/月	9,138人日/月	
	393人/月	457人/月	493人/月	531人/月	
	竹原市	1,949人日/月	1,915人日/月	1,915人日/月	1,915人日/月
		97人/月	99人/月	99人/月	99人/月
	東広島市	4,431人日/月	5,445人日/月	6,042人日/月	6,673人日/月
		268人/月	328人/月	364人/月	402人/月
	大崎上島町	533人日/月	550人日/月	550人日/月	550人日/月
		28人/月	30人/月	30人/月	30人/月
尾三圏域	13,163人日/月	<u>13,579</u> 人日/月	<u>13,907</u> 人日/月	<u>14,235</u> 人日/月	
	741人/月	<u>762</u> 人/月	<u>774</u> 人/月	<u>786</u> 人/月	
	三原市	5,094人日/月	5,129人日/月	5,257人日/月	5,385人日/月
		288人/月	288人/月	290人/月	292人/月
	尾道市	7,489人日/月	<u>7,850</u> 人日/月	<u>8,050</u> 人日/月	<u>8,250</u> 人日/月
		420人/月	<u>440</u> 人/月	<u>450</u> 人/月	<u>460</u> 人/月
	世羅町	580人日/月	600人日/月	600人日/月	600人日/月
		33人/月	34人/月	34人/月	<u>34</u> 人/月
福山・府中圏域	20,175人日/月	<u>22,029</u> 人日/月	<u>22,932</u> 人日/月	<u>23,870</u> 人日/月	
	1,157人/月	<u>1,247</u> 人/月	<u>1,289</u> 人/月	<u>1,333</u> 人/月	
	福山市	17,616人日/月	19,044人日/月	19,705人日/月	20,389人日/月
		1,008人/月	1,073人/月	1,102人/月	1,131人/月
	府中市	1,918人日/月	<u>2,335</u> 人日/月	<u>2,527</u> 人日/月	<u>2,731</u> 人日/月
		110人/月	<u>134</u> 人/月	<u>145</u> 人/月	<u>157</u> 人/月
	神石高原町	641人日/月	650人日/月	700人日/月	750人日/月
		39人/月	40人/月	42人/月	45人/月
備北圏域	5,248人日/月	5,500人日/月	5,710人日/月	5,920人日/月	
	298人/月	325人/月	337人/月	350人/月	
	三次市	3,036人日/月	3,200人日/月	3,360人日/月	3,520人日/月
		170人/月	200人/月	210人/月	220人/月
	庄原市	2,212人日/月	2,300人日/月	2,350人日/月	2,400人日/月
		128人/月	125人/月	127人/月	130人/月

ス 就労定着支援

区 域	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	285 人/月	324 人/月	359 人/月
広島圏域	251 人/月	264 人/月	275 人/月
広島市	236 人/月	244 人/月	253 人/月
安芸高田市	4 人/月	5 人/月	6 人/月
府中町	5 人/月	5 人/月	5 人/月
海田町	0 人/月	1 人/月	1 人/月
熊野町	5 人/月	5 人/月	6 人/月
坂町	1 人/月	2 人/月	3 人/月
安芸太田町	0 人/月	2 人/月	0 人/月
北広島町	0 人/月	0 人/月	1 人/月
広島西圏域	1 人/月	2 人/月	2 人/月
大竹市	0 人/月	1 人/月	1 人/月
廿日市市	1 人/月	1 人/月	1 人/月
呉圏域	0 人/月	6 人/月	11 人/月
呉市	0 人/月	5 人/月	10 人/月
江田島市	0 人/月	1 人/月	1 人/月
広島中央圏域	4 人/月	7 人/月	13 人/月
竹原市	1 人/月	1 人/月	2 人/月
東広島市	2 人/月	5 人/月	10 人/月
大崎上島町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
尾三圏域	9 人/月	10 人/月	11 人/月
三原市	3 人/月	4 人/月	5 人/月
尾道市	5 人/月	5 人/月	5 人/月
世羅町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
福山・府中圏域	15 人/月	27 人/月	39 人/月
福山市	10 人/月	20 人/月	30 人/月
府中市	3 人/月	3 人/月	3 人/月
神石高原町	2 人/月	4 人/月	6 人/月
備北圏域	5 人/月	8 人/月	8 人/月
三次市	2 人/月	2 人/月	2 人/月
庄原市	3 人/月	6 人/月	6 人/月

セ 療養介護

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	641人/月	661人/月	669人/月	676人/月
広島圏域	296人/月	312人/月	318人/月	324人/月
広島市	238人/月	250人/月	256人/月	262人/月
安芸高田市	13人/月	14人/月	14人/月	14人/月
府中町	11人/月	10人/月	10人/月	10人/月
海田町	6人/月	6人/月	6人/月	6人/月
熊野町	7人/月	9人/月	9人/月	9人/月
坂町	5人/月	5人/月	5人/月	5人/月
安芸太田町	7人/月	7人/月	7人/月	7人/月
北広島町	9人/月	11人/月	11人/月	11人/月
広島西圏域	49人/月	48人/月	49人/月	49人/月
大竹市	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月
廿日市市	38人/月	36人/月	37人/月	37人/月
呉圏域	77人/月	75人/月	75人/月	75人/月
呉市	65人/月	63人/月	63人/月	63人/月
江田島市	12人/月	12人/月	12人/月	12人/月
広島中央圏域	45人/月	45人/月	45人/月	45人/月
竹原市	11人/月	11人/月	11人/月	11人/月
東広島市	31人/月	31人/月	31人/月	31人/月
大崎上島町	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
尾三圏域	51人/月	52人/月	52人/月	52人/月
三原市	18人/月	18人/月	18人/月	18人/月
尾道市	26人/月	27人/月	27人/月	27人/月
世羅町	7人/月	7人/月	7人/月	7人/月
福山・府中圏域	94人/月	99人/月	100人/月	101人/月
福山市	83人/月	87人/月	88人/月	89人/月
府中市	9人/月	10人/月	10人/月	10人/月
神石高原町	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
備北圏域	29人/月	30人/月	30人/月	30人/月
三次市	14人/月	15人/月	15人/月	15人/月
庄原市	15人/月	15人/月	15人/月	15人/月

ソ 短期入所（福祉型）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	11,021人日/月	12,095 人日/月	12,871 人日/月	13,599 人日/月
	1,535人/月	1,758 人 /月	1,877 人 /月	1,989 人 /月
広島圏域	4,511人日/月	5,598 人日/月	6,088 人日/月	6,597 人日/月
	653人/月	805 人 /月	876 人 /月	950 人 /月
広島市	4,056人日/月	5,009 人日/月	5,483 人日/月	5,980 人日/月
	576人/月	704 人 /月	773 人 /月	845 人 /月
安芸高田市	42人日/月	95 人日/月	95 人日/月	95 人日/月
	10人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
府中町	112人日/月	180 人日/月	180 人日/月	180 人日/月
	32人/月	45 人 /月	45 人 /月	45 人 /月
海田町	39人日/月	77 人日/月	77 人日/月	77 人日/月
	6人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
熊野町	95人日/月	119 人日/月	125 人日/月	125 人日/月
	16人/月	20 人 /月	21 人 /月	21 人 /月
坂町	89人日/月	38 人日/月	48 人日/月	60 人日/月
	5人/月	5 人 /月	6 人 /月	8 人 /月
安芸太田町	42人日/月	60 人日/月	60 人日/月	60 人日/月
	5人/月	6 人 /月	6 人 /月	6 人 /月
北広島町	36人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	3人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
広島西圏域	1,133人日/月	1,012 人日/月	1,082 人日/月	1,110 人日/月
	152人/月	144 人 /月	154 人 /月	158 人 /月
大竹市	191人日/月	161 人日/月	168 人日/月	175 人日/月
	22人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
廿日市市	942人日/月	851 人日/月	914 人日/月	935 人日/月
	130人/月	121 人 /月	130 人 /月	133 人 /月
呉圏域	1,340人日/月	1,265 人日/月	1,281 人日/月	1,306 人日/月
	157人/月	155 人 /月	157 人 /月	160 人 /月
呉市	1,299人日/月	1,232 人日/月	1,248 人日/月	1,265 人日/月
	154人/月	151 人 /月	153 人 /月	155 人 /月
江田島市	41人日/月	33 人日/月	33 人日/月	41 人日/月
	3人/月	4 人 /月	4 人 /月	5 人 /月

夕 短期入所（福祉型）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	487人日/月	485 人日/月	497 人日/月	508 人日/月
	108人/月	116 人 /月	119 人 /月	122 人 /月
竹原市	92人日/月	114 人日/月	114 人日/月	114 人日/月
	20人/月	21 人 /月	21 人 /月	21 人 /月
東広島市	380人日/月	351 人日/月	363 人日/月	374 人日/月
	85人/月	90 人 /月	93 人 /月	96 人 /月
大崎上島町	15人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	3人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
尾三圏域	870人日/月	900 人日/月	927 人日/月	961 人日/月
	188人/月	197 人 /月	208 人 /月	218 人 /月
三原市	296人日/月	300 人日/月	304 人日/月	308 人日/月
	53人/月	58 人 /月	63 人 /月	68 人 /月
尾道市	532人日/月	550 人日/月	570 人日/月	600 人日/月
	123人/月	125 人 /月	130 人 /月	135 人 /月
世羅町	42人日/月	50 人日/月	53 人日/月	53 人日/月
	12人/月	14 人 /月	15 人 /月	15 人 /月
福山・府中圏域	2,125人日/月	2,170 人日/月	2,271 人日/月	2,372 人日/月
	231人/月	266 人 /月	279 人 /月	292 人 /月
福山市	1,986人日/月	1,989 人日/月	2,071 人日/月	2,153 人日/月
	215人/月	243 人 /月	253 人 /月	263 人 /月
府中市	121人日/月	111 人日/月	120 人日/月	129 人日/月
	14人/月	13 人 /月	14 人 /月	15 人 /月
神石高原町	18人日/月	70 人日/月	80 人日/月	90 人日/月
	2人/月	10 人 /月	12 人 /月	14 人 /月
備北圏域	555人日/月	665 人日/月	725 人日/月	745 人日/月
	46人/月	75 人 /月	84 人 /月	89 人 /月
三次市	356人日/月	480 人日/月	540 人日/月	560 人日/月
	30人/月	60 人 /月	67 人 /月	70 人 /月
庄原市	199人日/月	185 人日/月	185 人日/月	185 人日/月
	16人/月	15 人 /月	17 人 /月	19 人 /月

子 短期入所（医療型）①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	813人日/月	1,003 人日/月	1,046 人日/月	1,101 人日/月
	152人/月	196 人 /月	205 人 /月	216 人 /月
広島圏域	416人日/月	479 人日/月	504 人日/月	534 人日/月
	77人/月	94 人 /月	99 人 /月	105 人 /月
広島市	392人日/月	410 人日/月	435 人日/月	465 人日/月
	77人/月	82 人 /月	87 人 /月	93 人 /月
安芸高田市	7人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
府中町	0人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
海田町	16人日/月	14 人日/月	14 人日/月	14 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
熊野町	8人日/月	12 人日/月	12 人日/月	12 人日/月
	3人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
坂町	0人日/月	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
安芸太田町	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
北広島町	0人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	83人日/月	91 人日/月	91 人日/月	97 人日/月
	16人/月	18 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
大竹市	20人日/月	28 人日/月	28 人日/月	28 人日/月
	2人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
廿日市市	63人日/月	63 人日/月	63 人日/月	69 人日/月
	14人/月	14 人 /月	14 人 /月	15 人 /月
呉圏域	87人日/月	101 人日/月	101 人日/月	101 人日/月
	10人/月	12 人 /月	12 人 /月	12 人 /月
呉市	87人日/月	98 人日/月	98 人日/月	98 人日/月
	10人/月	11 人 /月	11 人 /月	11 人 /月
江田島市	0人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

ツ 短期入所（医療型）②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	69人日/月	76 人日/月	76 人日/月	76 人日/月
	18人/月	19 人 /月	19 人 /月	19 人 /月
竹原市	25人日/月	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	2人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
東広島市	44人日/月	48 人日/月	48 人日/月	48 人日/月
	16人/月	16 人 /月	16 人 /月	16 人 /月
大崎上島町	0人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
尾三圏域	91人日/月	110 人日/月	115 人日/月	120 人日/月
	13人/月	17 人 /月	18 人 /月	19 人 /月
三原市	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
尾道市	76人日/月	85 人日/月	90 人日/月	95 人日/月
	10人/月	12 人 /月	13 人 /月	14 人 /月
世羅町	14人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
福山・府中圏域	67人日/月	81 人日/月	84 人日/月	88 人日/月
	18人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
福山市	67人日/月	81 人日/月	84 人日/月	88 人日/月
	18人/月	23 人 /月	24 人 /月	25 人 /月
府中市	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
神石高原町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
備北圏域	0人日/月	65 人日/月	75 人日/月	85 人日/月
	0人/月	13 人 /月	15 人 /月	17 人 /月
三次市	0人日/月	50 人日/月	60 人日/月	70 人日/月
	0人/月	10 人 /月	12 人 /月	14 人 /月
庄原市	0人日/月	15 人日/月	15 人日/月	15 人日/月
	0人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

区 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	60 人/月	67 人/月	76 人/月
広島圏域	27 人/月	28 人/月	30 人/月
広島市	22 人/月	22 人/月	22 人/月
安芸高田市	1 人/月	1 人/月	1 人/月
府中町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
海田町	0 人/月	0 人/月	1 人/月
熊野町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
坂町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
安芸太田町	1 人/月	2 人/月	2 人/月
北広島町	0 人/月	0 人/月	1 人/月
広島西圏域	2 人/月	2 人/月	2 人/月
大竹市	1 人/月	1 人/月	1 人/月
廿日市市	1 人/月	1 人/月	1 人/月
呉圏域	0 人/月	1 人/月	3 人/月
呉市	0 人/月	1 人/月	2 人/月
江田島市	0 人/月	0 人/月	1 人/月
広島中央圏域	3 人/月	3 人/月	4 人/月
竹原市	0 人/月	0 人/月	1 人/月
東広島市	2 人/月	2 人/月	2 人/月
大崎上島町	1 人/月	1 人/月	1 人/月
尾三圏域	15 人/月	15 人/月	15 人/月
三原市	10 人/月	10 人/月	10 人/月
尾道市	5 人/月	5 人/月	5 人/月
世羅町	0 人/月	0 人/月	0 人/月
福山・府中圏域	11 人/月	12 人/月	13 人/月
福山市	4 人/月	4 人/月	4 人/月
府中市	6 人/月	6 人/月	6 人/月
神石高原町	1 人/月	2 人/月	3 人/月
備北圏域	2 人/月	6 人/月	9 人/月
三次市	1 人/月	3 人/月	4 人/月
庄原市	1 人/月	3 人/月	5 人/月

イ 共同生活援助（グループホーム）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	1,940人/月	2,172人/月	2,275人/月	2,362人/月
広島圏域	591人/月	682人/月	723人/月	773人/月
広島市	444人/月	505人/月	538人/月	573人/月
安芸高田市	61人/月	67人/月	70人/月	72人/月
府中町	13人/月	20人/月	20人/月	25人/月
海田町	14人/月	17人/月	18人/月	20人/月
熊野町	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月
坂町	4人/月	10人/月	14人/月	19人/月
安芸太田町	7人/月	14人/月	14人/月	14人/月
北広島町	37人/月	37人/月	37人/月	38人/月
広島西圏域	97人/月	120人/月	123人/月	126人/月
大竹市	23人/月	24人/月	25人/月	26人/月
廿日市市	74人/月	96人/月	98人/月	100人/月
呉圏域	204人/月	206人/月	209人/月	212人/月
呉市	182人/月	184人/月	187人/月	190人/月
江田島市	22人/月	22人/月	22人/月	22人/月
広島中央圏域	146人/月	160人/月	162人/月	162人/月
竹原市	34人/月	36人/月	36人/月	36人/月
東広島市	101人/月	101人/月	101人/月	101人/月
大崎上島町	11人/月	23人/月	25人/月	25人/月
尾三圏域	293人/月	349人/月	360人/月	370人/月
三原市	91人/月	95人/月	100人/月	105人/月
尾道市	182人/月	230人/月	235人/月	240人/月
世羅町	20人/月	24人/月	25人/月	25人/月
福山・府中圏域	475人/月	510人/月	528人/月	546人/月
福山市	399人/月	423人/月	435人/月	447人/月
府中市	54人/月	65人/月	70人/月	75人/月
神石高原町	22人/月	22人/月	23人/月	24人/月
備北圏域	134人/月	145人/月	170人/月	173人/月
三次市	76人/月	85人/月	107人/月	110人/月
庄原市	58人/月	60人/月	63人/月	63人/月

ウ 施設入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	3,042人/月	3,022人/月	3,001人/月	2,975人/月
広島圏域	1,218人/月	1,206人/月	1,199人/月	1,190人/月
広島市	956人/月	946人/月	941人/月	936人/月
安芸高田市	96人/月	96人/月	95人/月	94人/月
府中町	30人/月	30人/月	30人/月	29人/月
海田町	24人/月	23人/月	23人/月	23人/月
熊野町	30人/月	29人/月	28人/月	28人/月
坂町	13人/月	13人/月	13人/月	12人/月
安芸太田町	22人/月	22人/月	22人/月	22人/月
北広島町	47人/月	47人/月	47人/月	46人/月
広島西圏域	166人/月	165人/月	163人/月	162人/月
大竹市	40人/月	38人/月	36人/月	35人/月
廿日市市	126人/月	127人/月	127人/月	127人/月
呉圏域	385人/月	381人/月	379人/月	376人/月
呉市	326人/月	323人/月	321人/月	319人/月
江田島市	59人/月	58人/月	58人/月	57人/月
広島中央圏域	272人/月	270人/月	269人/月	267人/月
竹原市	57人/月	56人/月	55人/月	55人/月
東広島市	191人/月	190人/月	190人/月	189人/月
大崎上島町	24人/月	24人/月	24人/月	23人/月
尾三圏域	373人/月	374人/月	371人/月	368人/月
三原市	145人/月	144人/月	143人/月	142人/月
尾道市	188人/月	189人/月	188人/月	187人/月
世羅町	40人/月	41人/月	40人/月	39人/月
福山・府中圏域	447人/月	444人/月	441人/月	436人/月
福山市	367人/月	364人/月	362人/月	359人/月
府中市	58人/月	58人/月	57人/月	56人/月
神石高原町	22人/月	22人/月	22人/月	21人/月
備北圏域	181人/月	182人/月	179人/月	176人/月
三次市	104人/月	105人/月	103人/月	101人/月
庄原市	77人/月	77人/月	76人/月	75人/月

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

区 域	平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	2,712人/月	2,825 人/月	2,926 人/月	3,031 人/月
広島圏域	990人/月	1,002 人/月	1,031 人/月	1,062 人/月
広島市	783人/月	816 人/月	836 人/月	857 人/月
安芸高田市	33人/月	36 人/月	37 人/月	38 人/月
府中町	51人/月	55 人/月	60 人/月	65 人/月
海田町	20人/月	21 人/月	22 人/月	22 人/月
熊野町	24人/月	25 人/月	26 人/月	28 人/月
坂町	11人/月	12 人/月	13 人/月	14 人/月
安芸太田町	10人/月	7 人/月	7 人/月	8 人/月
北広島町	58人/月	30 人/月	30 人/月	30 人/月
広島西圏域	117人/月	135 人/月	146 人/月	157 人/月
大竹市	24人/月	30 人/月	30 人/月	30 人/月
廿日市市	93人/月	105 人/月	116 人/月	127 人/月
呉圏域	372人/月	372 人/月	377 人/月	383 人/月
呉市	331人/月	329 人/月	333 人/月	338 人/月
江田島市	41人/月	43 人/月	44 人/月	45 人/月
広島中央圏域	200人/月	222 人/月	227 人/月	232 人/月
竹原市	30人/月	41 人/月	41 人/月	41 人/月
東広島市	165人/月	175 人/月	180 人/月	185 人/月
大崎上島町	5人/月	6 人/月	6 人/月	6 人/月
尾三圏域	400人/月	427 人/月	445 人/月	464 人/月
三原市	181人/月	192 人/月	199 人/月	206 人/月
尾道市	197人/月	210 人/月	220 人/月	230 人/月
世羅町	22人/月	25 人/月	26 人/月	28 人/月
福山・府中圏域	518人/月	562 人/月	591 人/月	621 人/月
福山市	440人/月	481 人/月	503 人/月	526 人/月
府中市	62人/月	65 人/月	70 人/月	75 人/月
神石高原町	16人/月	16 人/月	18 人/月	20 人/月
備北圏域	115人/月	105 人/月	109 人/月	112 人/月
三次市	33人/月	35 人/月	38 人/月	40 人/月
庄原市	82人/月	70 人/月	71 人/月	72 人/月

イ 地域相談支援（地域移行支援）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	4人/月	31人/月	40人/月	44人/月
広島圏域	1人/月	7人/月	11人/月	13人/月
広島市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
安芸高田市	1人/月	1人/月	2人/月	3人/月
府中町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
海田町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
熊野町	0人/月	0人/月	1人/月	1人/月
坂町	0人/月	0人/月	1人/月	2人/月
安芸太田町	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月
北広島町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島西圏域	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
大竹市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
廿日市市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
呉圏域	1人/月	2人/月	3人/月	3人/月
呉市	1人/月	1人/月	2人/月	2人/月
江田島市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
広島中央圏域	1人/月	6人/月	7人/月	8人/月
竹原市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
東広島市	1人/月	2人/月	3人/月	4人/月
大崎上島町	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
尾三圏域	0人/月	5人/月	6人/月	6人/月
三原市	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月
尾道市	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
世羅町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	1人/月	6人/月	6人/月	6人/月
福山市	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
府中市	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
神石高原町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	0人/月	2人/月	4人/月	5人/月
三次市	0人/月	1人/月	3人/月	4人/月
庄原市	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

ウ 地域相談支援（地域定着支援）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	36人/月	74 人/月	82 人/月	89 人/月
広島圏域	5人/月	10 人/月	13 人/月	14 人/月
広島市	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
安芸高田市	5人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月
府中町	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
海田町	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
熊野町	0人/月	0 人/月	1 人/月	1 人/月
坂町	0人/月	0 人/月	1 人/月	2 人/月
安芸太田町	0人/月	1 人/月	2 人/月	2 人/月
北広島町	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
広島西圏域	0人/月	14 人/月	16 人/月	18 人/月
大竹市	0人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
廿日市市	0人/月	12 人/月	14 人/月	16 人/月
呉圏域	11人/月	12 人/月	12 人/月	12 人/月
呉市	11人/月	11 人/月	11 人/月	11 人/月
江田島市	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
広島中央圏域	8人/月	15 人/月	16 人/月	17 人/月
竹原市	0人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
東広島市	8人/月	10 人/月	11 人/月	12 人/月
大崎上島町	0人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
尾三圏域	10人/月	15 人/月	16 人/月	17 人/月
三原市	10人/月	11 人/月	12 人/月	13 人/月
尾道市	0人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
世羅町	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
福山・府中圏域	2人/月	7 人/月	7 人/月	7 人/月
福山市	2人/月	4 人/月	4 人/月	4 人/月
府中市	0人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
神石高原町	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
備北圏域	0人/月	1 人/月	2 人/月	4 人/月
三次市	0人/月	0 人/月	1 人/月	3 人/月
庄原市	0人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月

(5) 障害児に関するサービス

ア 児童発達支援①(県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域)

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	20,188人日/月	21,786人日/月	22,636人日/月	23,544人日/月
	2,927人/月	3,211人/月	3,346人/月	3,488人/月
広島圏域	7,202人日/月	7,656人日/月	8,034人日/月	8,444人日/月
	754人/月	832人/月	870人/月	911人/月
広島市	6,596人日/月	6,795人日/月	7,056人日/月	7,326人日/月
	700人/月	755人/月	784人/月	814人/月
安芸高田市	46人日/月	95人日/月	95人日/月	95人日/月
	8人/月	12人/月	12人/月	12人/月
府中町	271人日/月	403人日/月	507人日/月	628人日/月
	20人/月	31人/月	39人/月	48人/月
海田町	89人日/月	108人日/月	108人日/月	108人日/月
	6人/月	9人/月	9人/月	9人/月
熊野町	128人日/月	157人日/月	157人日/月	167人日/月
	13人/月	16人/月	16人/月	17人/月
坂町	62人日/月	78人日/月	91人日/月	104人日/月
	5人/月	6人/月	7人/月	8人/月
安芸太田町	0人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
北広島町	10人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
広島西圏域	609人日/月	698人日/月	706人日/月	715人日/月
	134人/月	148人/月	150人/月	151人/月
大竹市	70人日/月	60人日/月	60人日/月	60人日/月
	15人/月	15人/月	15人/月	15人/月
廿日市市	539人日/月	638人日/月	646人日/月	655人日/月
	119人/月	133人/月	135人/月	136人/月
呉圏域	1,806人日/月	1,794人日/月	1,841人日/月	1,883人日/月
	335人/月	330人/月	336人/月	342人/月
呉市	1,582人日/月	1,594人日/月	1,616人日/月	1,633人日/月
	296人/月	292人/月	296人/月	299人/月
江田島市	224人日/月	200人日/月	225人日/月	250人日/月
	39人/月	38人/月	40人/月	43人/月

イ 児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	1,416人日/月	1,570人日/月	1,675人日/月	1,789人日/月
	299人/月	343人/月	366人/月	391人/月
竹原市	87人日/月	111人日/月	119人日/月	128人日/月
	20人/月	26人/月	28人/月	30人/月
東広島市	1,316人日/月	1,449人日/月	1,546人日/月	1,651人日/月
	276人/月	315人/月	336人/月	359人/月
大崎上島町	13人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	3人/月	2人/月	2人/月	2人/月
尾三圏域	3,704人日/月	4,009人日/月	4,087人日/月	4,165人日/月
	501人/月	549人/月	575人/月	601人/月
三原市	898人日/月	1,085人日/月	1,115人日/月	1,145人日/月
	163人/月	196人/月	216人/月	236人/月
尾道市	2,635人日/月	2,740人日/月	2,780人日/月	2,820人日/月
	314人/月	330人/月	335人/月	340人/月
世羅町	171人日/月	184人日/月	192人日/月	200人日/月
	24人/月	23人/月	24人/月	25人/月
福山・府中圏域	5,338人日/月	5,799人日/月	6,003人日/月	6,223人日/月
	867人/月	954人/月	987人/月	1,022人/月
福山市	4,997人日/月	5,408人日/月	5,559人日/月	5,716人日/月
	817人/月	897人/月	922人/月	948人/月
府中市	332人日/月	381人日/月	434人日/月	497人日/月
	47人/月	54人/月	62人/月	71人/月
神石高原町	9人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
備北圏域	113人日/月	260人日/月	290人日/月	325人日/月
	37人/月	55人/月	62人/月	70人/月
三次市	68人日/月	200人日/月	225人日/月	250人日/月
	27人/月	40人/月	45人/月	50人/月
庄原市	45人日/月	60人日/月	65人日/月	75人日/月
	10人/月	15人/月	17人/月	20人/月

ウ 医療型児童発達支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	1,141人日/月	1,110人日/月	1,125人日/月	1,140人日/月
	99人/月	111人/月	112人/月	113人/月
広島圏域	826人日/月	710人日/月	710人日/月	710人日/月
	63人/月	59人/月	59人/月	59人/月
広島市	794人日/月	660人日/月	660人日/月	660人日/月
	60人/月	55人/月	55人/月	55人/月
安芸高田市	12人日/月	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
府中町	0人日/月	15人日/月	15人日/月	15人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
海田町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
熊野町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
坂町	4人日/月	5人日/月	5人日/月	5人日/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
安芸太田町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
北広島町	16人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	1人/月	0人/月	0人/月	0人/月
広島西圏域	0人日/月	4人日/月	4人日/月	4人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
大竹市	0人日/月	4人日/月	4人日/月	4人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
廿日市市	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
呉圏域	5人日/月	11人日/月	11人日/月	11人日/月
	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
呉市	5人日/月	11人日/月	11人日/月	11人日/月
	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
江田島市	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

工 医療型児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	154人日/月	174人日/月	174人日/月	174人日/月
	13人/月	15人/月	15人/月	15人/月
竹原市	0人日/月	22人日/月	22人日/月	22人日/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
東広島市	154人日/月	152人日/月	152人日/月	152人日/月
	13人/月	13人/月	13人/月	13人/月
大崎上島町	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
尾三圏域	28人日/月	37人日/月	37人日/月	37人日/月
	5人/月	8人/月	8人/月	8人/月
三原市	1人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
尾道市	27人日/月	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月
世羅町	0人日/月	5人日/月	5人日/月	5人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	128人日/月	142人日/月	142人日/月	142人日/月
	17人/月	22人/月	22人/月	22人/月
福山市	128人日/月	131人日/月	131人日/月	131人日/月
	17人/月	19人/月	19人/月	19人/月
府中市	0人日/月	10人日/月	10人日/月	10人日/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
神石高原町	0人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	0人日/月	32人日/月	47人日/月	62人日/月
	0人/月	3人/月	4人/月	5人/月
三次市	0人日/月	30人日/月	45人日/月	60人日/月
	0人/月	2人/月	3人/月	4人/月
庄原市	0人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

才 放課後等デイサービス①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	58,477人日/月	65,832人日/月	69,633人日/月	73,408人日/月
	6,006人/月	7,096人/月	7,541人/月	7,991人/月
広島圏域	33,543人日/月	34,411人日/月	35,684人日/月	36,926人日/月
	2,715人/月	2,913人/月	3,016人/月	3,122人/月
広島市	30,564人日/月	31,296人日/月	32,304人日/月	33,348人日/月
	2,448人/月	2,608人/月	2,692人/月	2,779人/月
安芸高田市	675人日/月	596人日/月	607人日/月	618人日/月
	53人/月	55人/月	56人/月	57人/月
府中町	932人日/月	970人日/月	1,050人日/月	1,140人日/月
	89人/月	97人/月	105人/月	114人/月
海田町	479人日/月	520人日/月	560人日/月	590人日/月
	46人/月	52人/月	56人/月	59人/月
熊野町	561人日/月	642人日/月	642人日/月	654人日/月
	48人/月	55人/月	55人/月	56人/月
坂町	247人日/月	242人日/月	286人日/月	341人日/月
	18人/月	22人/月	26人/月	31人/月
安芸太田町	0人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月
	0人/月	6人/月	6人/月	6人/月
北広島町	85人日/月	110人日/月	200人日/月	200人日/月
	13人/月	18人/月	20人/月	20人/月
広島西圏域	3,433人日/月	4,447人日/月	4,635人日/月	4,833人日/月
	366人/月	438人/月	457人/月	478人/月
大竹市	344人日/月	675人日/月	675人日/月	675人日/月
	32人/月	45人/月	45人/月	45人/月
廿日市市	3,089人日/月	3,772人日/月	3,960人日/月	4,158人日/月
	334人/月	393人/月	412人/月	433人/月
呉圏域	4,343人日/月	4,563人日/月	5,027人日/月	5,445人日/月
	447人/月	528人/月	582人/月	631人/月
呉市	3,791人日/月	4,073人日/月	4,507人日/月	4,925人日/月
	404人/月	478人/月	529人/月	578人/月
江田島市	522人日/月	490人日/月	520人日/月	520人日/月
	43人/月	50人/月	53人/月	53人/月

カ 放課後等デイサービス②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
広島中央圏域	3,142人日/月	4,119人日/月	4,572人日/月	5,024人日/月	
	755人/月	968人/月	1,075人/月	1,182人/月	
	竹原市	149人日/月	210人日/月	222人日/月	233人日/月
		31人/月	36人/月	38人/月	40人/月
	東広島市	2,989人日/月	3,906人日/月	4,347人日/月	4,788人日/月
		720人/月	930人/月	1,035人/月	1,140人/月
大崎上島町	4人日/月	3人日/月	3人日/月	3人日/月	
	4人/月	2人/月	2人/月	2人/月	
尾三圏域	2,497人日/月	3,348人日/月	3,426人日/月	3,504人日/月	
	423人/月	512人/月	521人/月	531人/月	
	三原市	587人日/月	588人日/月	598人日/月	608人日/月
		121人/月	122人/月	127人/月	132人/月
	尾道市	1,756人日/月	2,400人日/月	2,450人日/月	2,500人日/月
		277人/月	350人/月	352人/月	355人/月
世羅町	154人日/月	360人日/月	378人日/月	396人日/月	
	25人/月	40人/月	42人/月	44人/月	
福山・府中圏域	10,932人日/月	14,299人日/月	15,589人日/月	16,921人日/月	
	1,242人/月	1,656人/月	1,802人/月	1,952人/月	
	福山市	9,918人日/月	13,087人日/月	14,148人日/月	15,208人日/月
		1,148人/月	1,543人/月	1,668人/月	1,793人/月
	府中市	981人日/月	1,177人日/月	1,408人日/月	1,678人日/月
		90人/月	108人/月	129人/月	154人/月
神石高原町	33人日/月	35人日/月	35人日/月	35人日/月	
	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月	
備北圏域	587人日/月	645人日/月	700人日/月	755人日/月	
	58人/月	81人/月	88人/月	95人/月	
	三次市	539人日/月	585人日/月	630人日/月	675人日/月
		48人/月	65人/月	70人/月	75人/月
	庄原市	48人日/月	60人日/月	70人日/月	80人日/月
		10人/月	16人/月	18人/月	20人/月

キ 保育所等訪問支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	83人日/月	133 人日/月	156 人日/月	180 人日/月
	82人/月	125 人 /月	139 人 /月	153 人 /月
広島圏域	55人日/月	65 人日/月	71 人日/月	79 人日/月
	54人/月	64 人 /月	69 人 /月	75 人 /月
広島市	52人日/月	56 人日/月	59 人日/月	62 人日/月
	51人/月	56 人 /月	59 人 /月	62 人 /月
安芸高田市	0人日/月	0 人日/月	2 人日/月	4 人日/月
	0人/月	0 人 /月	1 人 /月	2 人 /月
府中町	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
海田町	1人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	1人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
熊野町	1人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
坂町	0人日/月	2 人日/月	3 人日/月	5 人日/月
	0人/月	1 人 /月	2 人 /月	3 人 /月
安芸太田町	0人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
北広島町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	1 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	1 人 /月
広島西圏域	2人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	2人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月
大竹市	0人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
廿日市市	2人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
呉圏域	1人日/月	5 人日/月	5 人日/月	5 人日/月
	1人/月	5 人 /月	5 人 /月	5 人 /月
呉市	1人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	1人/月	4 人 /月	4 人 /月	4 人 /月
江田島市	0人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月

ク 保育所等訪問支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広島中央圏域	5人日/月	6 人日/月	7 人日/月	8 人日/月
	5人/月	6 人 /月	7 人 /月	8 人 /月
竹原市	2人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	2人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
東広島市	3人日/月	5 人日/月	6 人日/月	7 人日/月
	3人/月	5 人 /月	6 人 /月	7 人 /月
大崎上島町	0人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0人/月	0 人 /月	0 人 /月	0 人 /月
尾三圏域	3人日/月	9 人日/月	10 人日/月	11 人日/月
	3人/月	9 人 /月	10 人 /月	11 人 /月
三原市	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
尾道市	2人日/月	5 人日/月	6 人日/月	7 人日/月
	2人/月	5 人 /月	6 人 /月	7 人 /月
世羅町	0人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
福山・府中圏域	17人日/月	34 人日/月	39 人日/月	43 人日/月
	17人/月	34 人 /月	39 人 /月	43 人 /月
福山市	16人日/月	31 人日/月	36 人日/月	40 人日/月
	16人/月	31 人 /月	36 人 /月	40 人 /月
府中市	1人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1人/月	2 人 /月	2 人 /月	2 人 /月
神石高原町	0人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	0人/月	1 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
備北圏域	0人日/月	11 人日/月	21 人日/月	31 人日/月
	0人/月	4 人 /月	6 人 /月	8 人 /月
三次市	0人日/月	5 人日/月	15 人日/月	25 人日/月
	0人/月	1 人 /月	3 人 /月	5 人 /月
庄原市	0人日/月	6 人日/月	6 人日/月	6 人日/月
	0人/月	3 人 /月	3 人 /月	3 人 /月

ケ 居宅訪問型児童発達支援①（県全域、広島圏域、広島西圏域、呉圏域）

区 域	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
県全域	98 人日/月	103 人日/月	117 人日/月
	26 人 / 月	28 人 / 月	32 人 / 月
広島圏域	25 人日/月	29 人日/月	34 人日/月
	4 人 / 月	5 人 / 月	6 人 / 月
広島市	16 人日/月	16 人日/月	16 人日/月
	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
安芸高田市	0 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	0 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
府中町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
海田町	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
熊野町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
坂町	5 人日/月	5 人日/月	5 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
安芸太田町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
北広島町	0 人日/月	0 人日/月	5 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	1 人 / 月
広島西圏域	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
大竹市	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
廿日市市	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
呉圏域	0 人日/月	1 人日/月	5 人日/月
	0 人 / 月	1 人 / 月	3 人 / 月
呉市	0 人日/月	1 人日/月	2 人日/月
	0 人 / 月	1 人 / 月	2 人 / 月
江田島市	0 人日/月	0 人日/月	3 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	1 人 / 月

コ 居宅訪問型児童発達支援②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広島中央圏域	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	6 人 / 月	6 人 / 月	6 人 / 月
竹原市	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
東広島市	30 人日/月	30 人日/月	30 人日/月
	6 人 / 月	6 人 / 月	6 人 / 月
大崎上島町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
尾三圏域	12 人日/月	12 人日/月	12 人日/月
	7 人 / 月	7 人 / 月	7 人 / 月
三原市	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
尾道市	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	5 人 / 月	5 人 / 月	5 人 / 月
世羅町	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人 / 月	0 人 / 月	0 人 / 月
福山・府中圏域	16 人日/月	16 人日/月	16 人日/月
	4 人 / 月	4 人 / 月	4 人 / 月
福山市	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月
	2 人 / 月	2 人 / 月	2 人 / 月
府中市	7 人日/月	7 人日/月	7 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
神石高原町	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月
備北圏域	12 人日/月	12 人日/月	17 人日/月
	3 人 / 月	3 人 / 月	4 人 / 月
三次市	10 人日/月	10 人日/月	15 人日/月
	2 人 / 月	2 人 / 月	3 人 / 月
庄原市	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	1 人 / 月	1 人 / 月	1 人 / 月

サ 障害児相談支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	998人/月	1,196人/月	1,274人/月	1,354人/月
広島圏域	247人/月	285人/月	295人/月	306人/月
広島市	192人/月	206人/月	213人/月	220人/月
安芸高田市	8人/月	12人/月	12人/月	12人/月
府中町	20人/月	30人/月	30人/月	30人/月
海田町	9人/月	13人/月	14人/月	15人/月
熊野町	12人/月	15人/月	15人/月	16人/月
坂町	4人/月	5人/月	7人/月	9人/月
安芸太田町	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
北広島町	2人/月	3人/月	3人/月	3人/月
広島西圏域	78人/月	125人/月	131人/月	137人/月
大竹市	9人/月	15人/月	15人/月	15人/月
廿日市市	69人/月	110人/月	116人/月	122人/月
呉圏域	179人/月	233人/月	257人/月	280人/月
呉市	159人/月	211人/月	234人/月	256人/月
江田島市	20人/月	22人/月	23人/月	24人/月
広島中央圏域	80人/月	84人/月	84人/月	84人/月
竹原市	3人/月	9人/月	9人/月	9人/月
東広島市	74人/月	74人/月	74人/月	74人/月
大崎上島町	3人/月	1人/月	1人/月	1人/月
尾三圏域	168人/月	177人/月	187人/月	197人/月
三原市	77人/月	72人/月	76人/月	80人/月
尾道市	89人/月	95人/月	100人/月	105人/月
世羅町	2人/月	10人/月	11人/月	12人/月
福山・府中圏域	236人/月	279人/月	305人/月	333人/月
福山市	215人/月	255人/月	278人/月	303人/月
府中市	20人/月	22人/月	25人/月	28人/月
神石高原町	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月
備北圏域	10人/月	13人/月	15人/月	17人/月
三次市	7人/月	7人/月	9人/月	10人/月
庄原市	3人/月	6人/月	6人/月	7人/月

シ 福祉型児童入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	135人/月	138人/月	141人/月	144人/月
広島圏域	50人/月	51人/月	51人/月	52人/月
広島西圏域	3人/月	5人/月	7人/月	9人/月
呉圏域	19人/月	18人/月	18人/月	18人/月
広島中央圏域	15人/月	16人/月	17人/月	17人/月
尾三圏域	10人/月	10人/月	11人/月	11人/月
福山・府中圏域	27人/月	26人/月	25人/月	24人/月
備北圏域	11人/月	12人/月	12人/月	13人/月

ス 医療型児童入所支援

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県全域	120人/月	118人/月	119人/月	121人/月
広島圏域	53人/月	48人/月	46人/月	43人/月
広島西圏域	8人/月	13人/月	17人/月	22人/月
呉圏域	14人/月	14人/月	14人/月	14人/月
広島中央圏域	15人/月	13人/月	12人/月	11人/月
尾三圏域	8人/月	10人/月	12人/月	13人/月
福山・府中圏域	18人/月	17人/月	16人/月	16人/月
備北圏域	4人/月	3人/月	2人/月	2人/月

3 地域生活支援事業の実施見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障害者の地域生活を支援するものです。

利用者に身近な市町できめ細かく対応する市町地域生活支援事業と、専門性の高い分野や市町域を越えた広域的な対応を行う県地域生活支援事業が、連携・役割分担をし、障害者の地域生活を支援します。

(1) 市町地域生活支援事業

市町における地域生活支援事業のうち、実施が必要とされている事業等について各市町は次のとおり実施します。

事業名	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
理解促進研修・啓発事業	17市町	20市町	20市町	20市町	実施市町
自発的活動支援事業	14市町	16市町	16市町	16市町	実施市町
障害者相談支援事業	82か所	83か所	83か所	83か所	実施か所数
基幹相談支援センター	5市町	10市町	10市町	12市町	設置市町数
基幹相談支援センター等機能強化事業	16市町	19市町	19市町	19市町	実施市町数
住宅入居等支援事業	6市町	10市町	10市町	10市町	実施市町数
成年後見制度利用支援事業	39人	66人	69人	71人	年間実利用者数
成年後見制度法人後見支援事業	2市町	6市町	6市町	6市町	実施市町数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	430件	489件	497件	504件	実利用者数 ※1か月分
手話通訳者設置事業	25人	27人	27人	28人	実設置者数 ※1か月分
介護・訓練支援用具	232件	249件	251件	253件	年間支給件数
自立生活支援用具	533件	552件	553件	555件	〃
在宅療養等支援用具	565件	637件	640件	643件	〃
情報・意思疎通支援用具	505件	549件	552件	555件	〃
排泄管理支援用具	55,656件	59,711件	61,988件	64,390件	〃
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	76件	105件	106件	107件	〃
手話奉仕員養成研修事業	296人	350人	353人	370人	年間実養成者数
移動支援事業	3,920人	4,495人	4,533人	4,574人	実利用者数 ※1か月分
地域活動支援センター	1,869人	1,960人	1,974人	1,988人	実利用者数 ※1か月分
福祉ホーム	69人	75人	75人	73人	実利用者数 ※1か月分
日中一時支援事業	1,317人	1,462人	1,522人	1,586人	実利用者数 ※1か月分

(2) 県地域生活支援事業等

県では、特に、専門性の高い相談支援事業や市町域を越えた広域的な対応が必要な事業を実施します。

事業名	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考
県障害者自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	実施か所数
県相談支援体制整備事業	11人	11人	11人	11人	アドバイザー実人員
障害児等療育支援事業 (療育支援施設事業)	11か所	11か所	11か所	11か所	実施か所数
発達障害者支援センター	563人	580人	600人	620人	実相談利用者数
障害者就業・生活支援センター	7か所	8か所	8か所	8か所	設置か所数
高次脳機能センター	260人	260人	260人	260人	相談等新規実利用者数
高次脳機能地域支援センター	7か所	7か所	7か所	7か所	設置か所数
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(手話通訳者)	89人	80人	80人	80人	実養成講習修了者数
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(要約筆記者)	48人	40人	40人	40人	//
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	15人	15人	15人	15人	//
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(手話通訳者)	122件	120件	120件	120件	利用件数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(要約筆記者)	64件	65件	65件	65件	//
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1,885件	1,880件	1,880件	1,880件	//
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	実施	実施	実施	実施	実施の有無
発達障害支援地域協議会の開催	2回	2回	2回	2回	開催回数



第6章

資料

I 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 指標・関連事業一覧

1 指標一覧

章	区分	No.	項目	現状	H30年度	H31年度	H32年度
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	II 1(2)	①	あいサポーター数(累計)	173,167人 (H28年度)	190,000人	195,000人	200,000人
			あいサポートリーダー養成数(累計)	284人 (H25年度)	430人	490人	550人
			あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	650企業・団体	700企業・団体	750企業・団体
	II 2(1)	②	発達障害が診療できる医師数	158人 (H29年度)	172人	186人	200人
		③	医療従事者等に対する難病研修会	2回 (H29年度)	2回	2回	2回
	II 3(1)	④	精神科救急医療体制	24時間 365日対応 (H28年度)	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応
	II 3(3)	⑤	小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数	4か所 (H29年度)	7か所	7か所	7か所
			発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回 (H28年度)	2回	2回	2回
			発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人 (H28年度)	2人	(2人) ※前年度実績を踏まえて検討	(2人) ※前年度実績を踏まえて検討
			発達障害者支援センター実相談利用者数	563人 (H28年度)	580人	600人	620人
			発達障害者支援センター相談支援件数	1,528件 (H28年度)	1,600件	1,640件	1,680件
			発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(延)	739件 (H28年度)	800件	830件	860件
			発達障害者支援センター助言件数	652件 (H28年度)	710件	730件	760件
			発達障害者地域支援マネジャー助言件数	87件 (H28年度)	90件	100件	100件
			発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	162件 (H28年度)	170件	176件	183件
	II 3(4)	⑦	障害者虐待防止ネットワーク推進会議開催回数	1回 (H29年度)	1回	1回	1回
			県障害者虐待防止・権利擁護研修開催回数, 受講者数	2回 441人 (H29年度)	2回 500人	2回 500人	2回 500人
			国障害者虐待防止研修受講者数	4人 (H29年度)	4人	4人	4人
		⑧	成年後見制度利用支援事業利用者数	39人 (H28年度)	66人	70人	73人
			成年後見制度法人後見支援事業実施市町	2市町 (H28年度)	9市町	9市町	9市町

章	区分	No.	項目	現状	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第2章 (続き)	II 3(5)	⑨	相談支援従事者指導者養成 研修派遣人数	4人 (H29 年度)	4人	4人	4人
			発達障害関係研修修了者数 (合計)	706人 (H29 年度)	675人	675人	675人
		⑩	基礎研修	433人 (H29 年度)	400人	400人	400人
			スキルアップ研修	124人 (H29 年度)	125人	125人	125人
			教育支援研修	149人 (H29 年度)	150人	150人	150人
			ペアレントメンター養成者 数	40人 (H29 年度)	40人	40人	40人
			ペアレントメンター・コー ディネーター養成者数	34人 (H29 年度)	30人	30人	30人
第3章 経済的な自立と社会参加を促進します	II 1(1)	⑪	県内に本社のある50人以上規模の企業で雇用されている障害者の実人数	8,594人 (H29 年度)	8,987人	9,379人	9,772人
			障害者就業・生活支援センター登録者数	740人 (H28 年度)	815人	855人	897人
		⑫	障害者就業・生活支援センター相談・支援件数	4,342件 (H28 年度)	4,516件	4,606件	4,698件
			障害者就業・生活支援センター職場実習等あっせん件数	56件 (H28 年度)	62件	65件	68件
			障害者就業・生活支援センターを通じた就職件数	55件 (H28 年度)	63件	67件	71件
			障害者優先調達額	30,797千円 (H28 年度)	34,500千円	35,000千円	35,500千円
		⑬	福祉施設利用者の一般就労(障害者委託訓練修了者・施設内訓練終了者数)	2人 (H28 年度) <small>※施設内訓練終了者数は未集計</small>	4人	4人	4人
		⑭	広島障害者職業能力開発校就職率(施設内訓練修了者)	91.0% (H28 年度)	80.0%	80.0%	80.0%
			広島障害者職業能力開発校就職率(障害者委託訓練修了者)	44.4% (H28 年度)	55.0%	55.0%	55.0%
		II 1(2)	⑮	県ホームページアクセシビリティ	方針策定済 (H29 年度)	等級AA	等級AA
	音声コード貼付部数			203,000部 (H28 年度)	215,000部	221,000部	227,000部
	⑯		活字文書読上げ装置設置数(累計)	102台 (H28 年度)	113台	119台	125台
			広島県障害者ITサポートセンター講習会受講者数	63人 (H28 年度)	70人	70人	70人
⑰	広島県聴覚障害者センター利用者数		5,472人 (H28 年度)	8,000人	9,000人	10,000人	
⑱	手話通訳者養成講座修了者数		89人 (H28 年度)	80人	80人	80人	
	要約筆記者養成講座修了者数		48人 (H28 年度)	40人	40人	40人	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座修了者数		15人 (H28 年度)	15人	15人	15人	

章	区分	No.	項目	現状	H30年度	H31年度	H32年度
第3章 (続き)	II 1(3)	㉑	全国障害者スポーツ大会メ ダル獲得率(個人競技)	50.8% (H28年度)	52.6%	54.8%	57.1%
			障がい者スポーツ指導員養 成者数	598人 (H28年度)	630人	660人	690人
			東京パラリンピックへの本 県在住の出場選手数	0人 (H28年度) <small>※平成28(2016)リオ大会</small>	—	—	4人
		㉒	あいサポートアート展への 来場者数	2,160人 (H28年度)	2,600人	2,800人	3,000人
			広島県アートサポートセン ター相談、指導者等派遣件 数	172件 (H28年度)	200件	220件	240件
第4章 障害児の健やかな育成を支援します	II 1(2)	㉓	医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	—	8人	11人	23人
	II 1(3)	㉔	乳児健康診査の未受診率	—	—	3.0%	—
			1歳6か月児健康診査の未 受診率	6.1% (H27年度)	—	4.0%	—
			3歳児健康診査の未受診率	8.6% (H27年度)	—	6.0%	—

2 関連事業一覧

(1) 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

関連事業・取組	事業内容
II-1 障害への理解の促進	
(1) 障害に対する理解の促進	
障害者経済的自立支援事業 (専門家指導による技術・販売力向上事業) (障害者就労支援事業所売上向上対策事業)	「S-1 サミット」の開催や、障害者就労施設製品の販売、福祉情報の発信、県民との交流、就労実習の場である「ふれ愛プラザ」の設置・運営を支援する。
あいサポートプロジェクト実施事業	県民の障害に対する理解の促進を図るため、県民と障害者が触れ合うことができる「アート展」や「ふれあいコンサート」を開催する。
発達障害地域支援体制推進事業 (家族支援体制推進事業)	発達障害に対する県民の正しい理解促進のため、発達障害週間のイベントや、県民等を対象とした講演会等を実施する。
(2) あいサポートプロジェクトの推進	
あいサポートプロジェクト実施事業【再掲】	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートリーダーの養成研修を実施するとともに、障害者の芸術活動への参加による「アート展」、「ふれあいコンサート」を開催する。
障害者社会参加推進事業 (心のバリアフリー推進事業)	ヘルプマークやヘルプカードの普及促進を図り、県民の心のバリアフリーを推進する。
II-2 保健、医療の充実	
(1) 保健・医療提供体制の充実	
県立社会福祉施設管理事業費 (障害者リハビリテーションセンター運営委託費)	県立障害者リハビリテーションセンターの管理運営等を行う。
発達障害地域支援体制推進事業 (発達障害医療ネットワーク構築事業)	発達障害の診断ができる医師の養成及び医療機関の役割分担と連携による医療機関ネットワークを構築する。
高次脳機能障害対策事業	広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに、高次脳機能地域支援センターとのネットワークを強化する。
心身障害児対策費	新生児期に先天性代謝異常等検査を行い、異常や疾病等を早期に発見し、後の治療とあいまって障害を予防する。
精神科救急医療システム整備事業	精神科救急医療システムとして、精神科救急医療施設、精神科救急医療センター、精神科救急情報センター等を運営する。
精神保健活動事業	保健所において地域住民の精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施する。
総合精神保健福祉センター事業	精神保健福祉に関する技術的中核機関である総合精神保健福祉センターを運営する。
ひきこもり等対策事業	ひきこもり相談支援センターを運営するとともに、「こころの電話相談」や保健所による相談対応を実施する。
特定疾患対策費	難病について、治療研究を推進することで医療の確立を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
難病相談等支援事業	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。
県立障害者療育支援センター耐震等改修事業	県立障害者療育支援センターの耐震整備及び全面改修（松陽寮）を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 (県立障害者関係施設整備費)	県立障害者関係施設の保全工事、備品購入等を行う。
地域医療連携推進事業	うつ病の早期対応を行うため、かかりつけ医と精神科医の医療連携を推進する。
認知症医療・介護連携強化事業	認知症患者医療センターの運営を行い、医療と介護の連携による認知症患者への地域支援体制を構築する。

関連事業・取組	事業内容
自殺予防対策推進事業	フリーダイヤルによる電話相談窓口の設置等を行う。
精神医療審査会事業	精神科病院入院患者の人権保護のため、定期病状報告等の審査を行うとともに、入院病状審査を実施する。
(2) 医療と福祉の連携	
地域生活定着支援事業	広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰宅先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援する。
II-3 地域生活の支援体制の構築	
(1) 障害福祉サービス等の提供	
パーキング・パーミット制度運営事業 (思いやり駐車場制度)	障害のある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証を交付する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (都道府県自立支援協議会運営事業)	自立支援に係る総括・意思決定、市町の協議会への助言、障害福祉計画の策定等を協議するため、協議会及び専門部会を開催する。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴児に対し、市町が行った補聴器購入費の助成額の1/2を補助する。
障害者総合支援法関係事業 (障害者介護サービス等給付事業)	障害者の福祉の増進を図るため、市町が支弁する障害福祉サービスの給付に要する費用の一部を負担する。
重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業	障害者総合支援法に基づく重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額を超過している市町に対し財政支援を行う。
市町障害者地域生活支援事業	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
障害者社会参加促進事業 (身体障害者補助犬育成事業)	社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。
(2) 住まいの場の確保	
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
(3) 相談支援体制の構築	
障害者地域生活支援体制推進事業 (県自立支援協議会運営事業【アドバイザー派遣】)	市町に相談支援アドバイザーを派遣し、自立支援協議会の運営や地域生活支援拠点等(システム)等に関する助言を行う。
難病患者地域支援事業	難病患者のための相談、支援及び在宅療養生活の支援に係る助成を行う。
難病等相談支援事業【再掲】	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。
小児難病相談事業	小児難病患者等への総合的な支援を行うため、相談事業及び交流事業等を行う。
ろうあ者専門相談員設置費	手話等によって聴覚障害者からの各種相談に応じるため、ろうあ者専門相談員を県関係6機関に配置する。
身体障害者福祉法施行事務費 (身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の運営を行う。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援法に基づき、発達障害児(者)や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。
(4) 権利擁護の推進	
福祉サービス利用援助事業	判断能力が低下し、生活等に不安を抱える人に対して、各種サービスの利用援助、金銭管理等のサービスを提供する。
障害者虐待防止・権利擁護推進事業	障害者虐待防止法の規定に基づく県障害者権利擁護センターの運営、研修等を実施する。

関連事業・取組	事業内容
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	
社会福祉人材育成センター設置事業	広島県社会福祉人材育成センターを拠点として、福祉・介護人材のマッチングに向け、相談、職場体験、事業所の紹介、合同求人面談会等を実施する。
福祉・介護人材確保等総合支援事業	広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心とし、行政や関係団体が一体となり、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を総合的に推進する。
福祉サービス苦情解決事業	助言、相談、調査若しくはあっせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (県障害者介護給付等不服審査会設置運営経費)	市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議する広島県障害者介護給付費等不服審査会を開催する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (障害者相談支援従事者等研修事業)	相談支援従事者、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員等の研修を実施する。
障害者社会参加推進事業 (身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業)	市町が配置している身体障害者相談員及び知的障害者相談員への研修を実施する。
発達障害地域支援体制推進事業 (地域支援体制整備事業)	発達障害者とその家族が、身近な地域で障害特性に配慮した支援を受け、当事者の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進し、地域支援機能の強化を図る。

(2) 第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

関連事業・取組	事業内容
II-1 自立と社会参加の促進	
(1) 雇用・就労の促進	
障害者雇用・就業促進事業	障害者に対する就労支援のため、職場適応訓練や障害者合同面接会を実施する。また、県内企業における障害者雇用の促進のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及びビジネスモデルの推奨を実施する。
訓練手当	公共職業能力開発施設等で職業訓練を受講する者(障害者・母子家庭の母等の就職困難者)に対して、訓練手当を支給する。
障害者就職支援事業	雇用・就業を希望する障害者に対して、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。
障害者職業訓練講師事業	広島障害者職業能力開発校に日額講師や時間講師、介護訓練嘱託員、手話通訳嘱託員、精神保健福祉士嘱託員、障害者就労支援嘱託員を配置する。
障害者職業能力開発校費	主に中国四国地方の就業を希望する障害者を対象に、個々の障害者の能力や適性に合わせた訓練を広島障害者職業能力開発校(国立県営)において実施する。
あいサポートプロジェクト事業【再掲】	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートリーダーの養成研修やあいサポート企業・団体の認定を行う。
障害者経済的自立支援事業 (事業所職員スキルアップ事業) (専門家指導による技術・販売力向上事業)【再掲】 (障害者就労支援事業所売上向上対策事業)【再掲】 (農福連携による障害者の就労促進事業)	障害者の工賃向上のため、事業所職員への研修、「S-1サミット」の開催、共同受注窓口の運営、「ふれ愛プラザ」への支援、農業と福祉が連携した取組等を行う。
障害者就業・生活支援センター運営事業	支援を必要とする障害者に対して、生活支援担当職員が家庭及び職場等を訪問し、就業及び職場定着これに伴う日常生活に必要な支援を行う。

関連事業・取組	事業内容
(2) 情報の保障の強化	
HP作成管理システムの管理運営	障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用するための「アクセシビリティガイドライン」に基づき、システムによるチェックを行う。
広報紙の点字版等の作成	県内の視覚障害者に対し、県立視覚障害者情報センターを通じて、県民だよりの点字版、テープ・CD版を送付する。
テレビ広報における字幕表示	字幕表示をクローズドキャプションで実施する。
視覚障害者情報センター運営委託費	県内の視覚障害者に対し、点字刊行物及び視覚障害者用録音物の貸出などの情報提供サービスや、点訳・朗読ボランティア養成等の事業を行う。
市町障害者地域生活支援事業【再掲】	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
障害者ITサポートセンター設置事業	情報技術（IT）を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図るため、パソコン講習等を実施する。
障害者社会参加推進事業	障害者が社会の構成員として地域の中で共生し、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加推進施策を実施する。
広島県聴覚障害者センター運営事業	聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、聴覚障害者用の録音物等の製作・貸出、手話通訳者等の養成・派遣、相談、交流事業等を実施する。
(3) スポーツ・芸術文化活動の振興	
パラムーブメント推進事業 (障害者スポーツの推進)	障害者の健康の保持増進や社会参加の促進を図るとともに、競技性の向上に伴う障害者スポーツの振興など多様なニーズに対応し、もって共生社会の実現に寄与する。
パラムーブメント推進事業 (障害者芸術文化の振興)	障害者芸術文化活動に係る普及啓発、創作活動支援等を実施し活動基盤の充実・強化を図るとともに、あいサポートアート展やあいサポートふれあいコンサートの実施により発表の機会を確保し、もって共生社会の実現に寄与する。

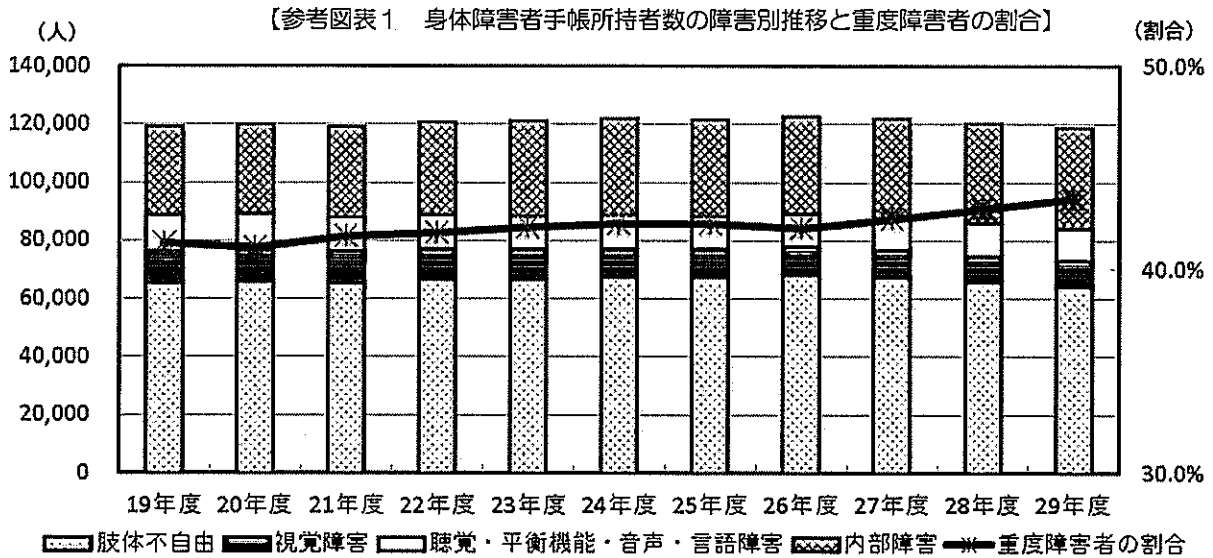
(3) 第4章 障害児の健やかな育成を支援します

関連事業・取組	事業内容
II-1 障害児の健やかな育成のための支援	
(1) 地域支援体制の構築	
障害児等療育支援事業	在宅の障害児等に対し訪問療育、外来療育や相談に応じるとともに、障害児の通う保育所等の療育技術への指導・助言などを行う。
長期療養児療育相談指導事業	長期療養児に対する専門医等による相談や訪問指導を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 (福山若草育成園運営委託費)	県立福山若草園の管理運営等を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 (わかば療育園運営委託費)	県立障害者療育支援センターの管理運営等を行う。
児童福祉施設措置費（障害）	障害児入所施設に入所させる措置に要する経費を支出する。
障害児施設給付費	障害児が利用契約に基づく支援を受けた場合に、それに要する経費を支出する。

関連事業・取組	事業内容
発達障害地域支援体制推進事業 (地域支援体制整備事業)【再掲】	発達障害者とその家族が、身近な地域で障害特性に配慮した支援を受け、当事者の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進し、地域支援機能の強化を図る。
発達障害者支援センター運営事業【再掲】	発達障害者支援法に基づき、発達障害児(者)や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
県立医療型障害児入所施設整備事業	県立医療型障害児入所施設(わかば療育園、若草療育園、若草園)について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児(者)の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
障害者地域生活支援体制推進事業 (医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各圏域及び各市町において、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等で構成される協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備を促進する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (医療的ケア児支援コーディネーター研修)	医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材や医療的ケア児に係る関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修の実施
県立医療型障害児入所施設整備事業【再掲】	県立医療型障害児入所施設(わかば療育園、若草療育園、若草園)について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児(者)の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
高次脳機能障害対策事業【再掲】	広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに、高次脳機能地域支援センターとのネットワークを強化する。
障害者虐待防止・権利擁護推進事業【再掲】	障害者虐待防止法の規定に基づく県障害者権利擁護センターの運営、研修等を実施する。
(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進	
ひろしま版ネウボラ構築事業	母子保健と子育て支援が一体となった子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」をモデル的に設置し、効果や課題の検証を行うとともに、専門職確保のための研修等を実施する。

Ⅱ 障害者等の状況

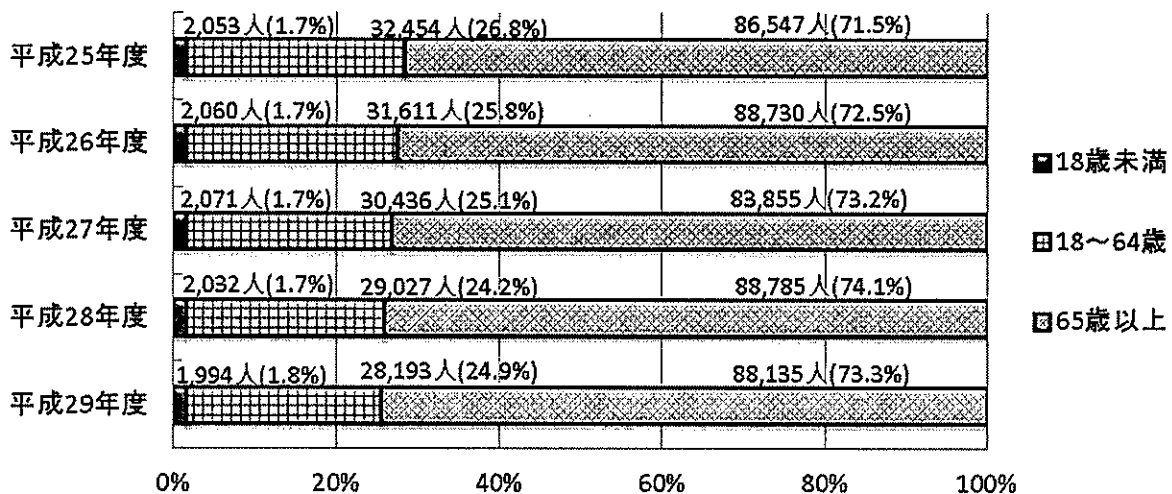
1 身体障害児（者）



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
肢体不自由	65,248	65,873	65,443	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302
視覚障害	11,057	10,933	10,633	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878
聴覚障害者等	12,346	12,209	11,904	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927
内部障害	30,015	30,318	30,859	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215
計	118,666	119,333	118,839	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322
重度障害者 (1～2級 全体に 占める割合)	48,992 41.3%	49,021 41.1%	49,489 41.6%	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

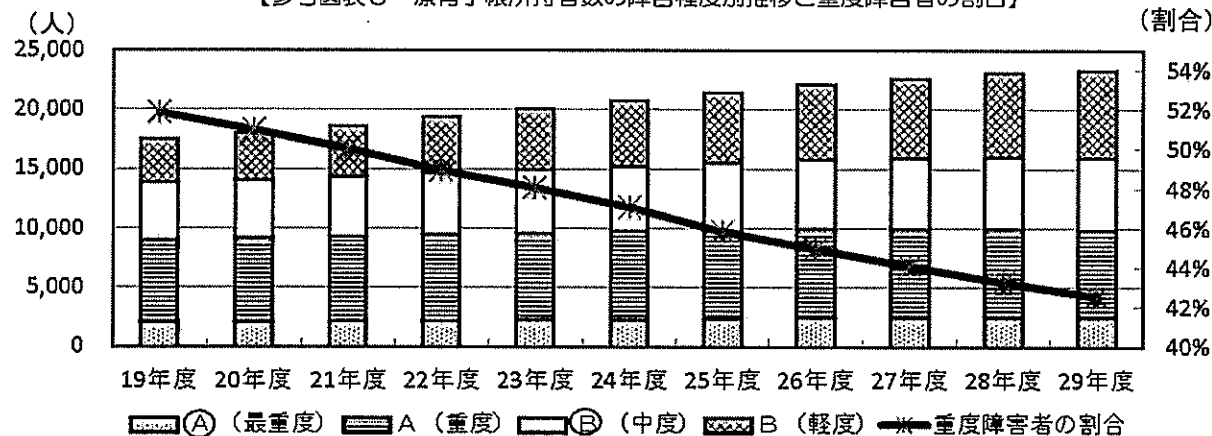
【参考図表2 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移】



※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

2 知的障害児（者）

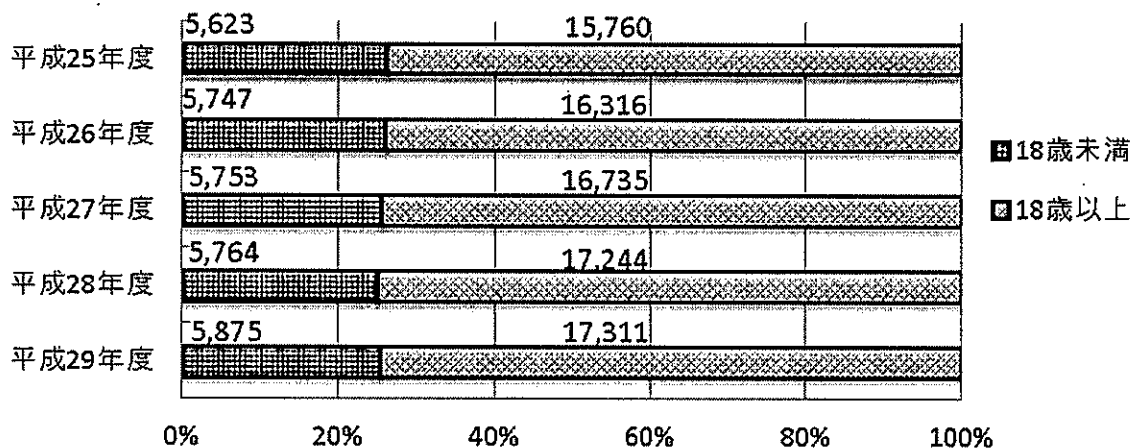
【参考図表3 療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合】



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
Ⓐ(最重度)	2,073	2,096	2,144	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492
A(重度)	6,947	7,045	7,141	7,241	7,379	7,430	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369
Ⓑ(中度)	4,823	4,924	5,068	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032
B(軽度)	3,566	3,876	4,208	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293
計	17,409	17,941	18,561	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186
Ⓐ+A (全体に占める割合)	9,020 51.8%	9,141 51.0%	9,285 50.0%	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%

※前年度3月31日現在（広島市を含む）

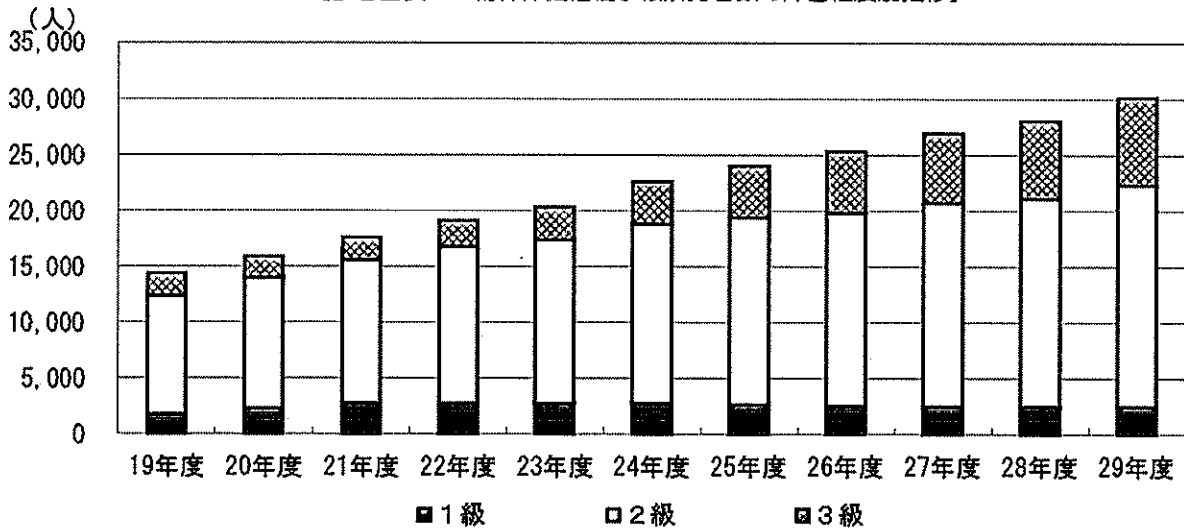
【参考図表4 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移】



※ 前年度3月31日現在（広島市を含む）

3 精神障害者

【参考図表5 精神保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移】

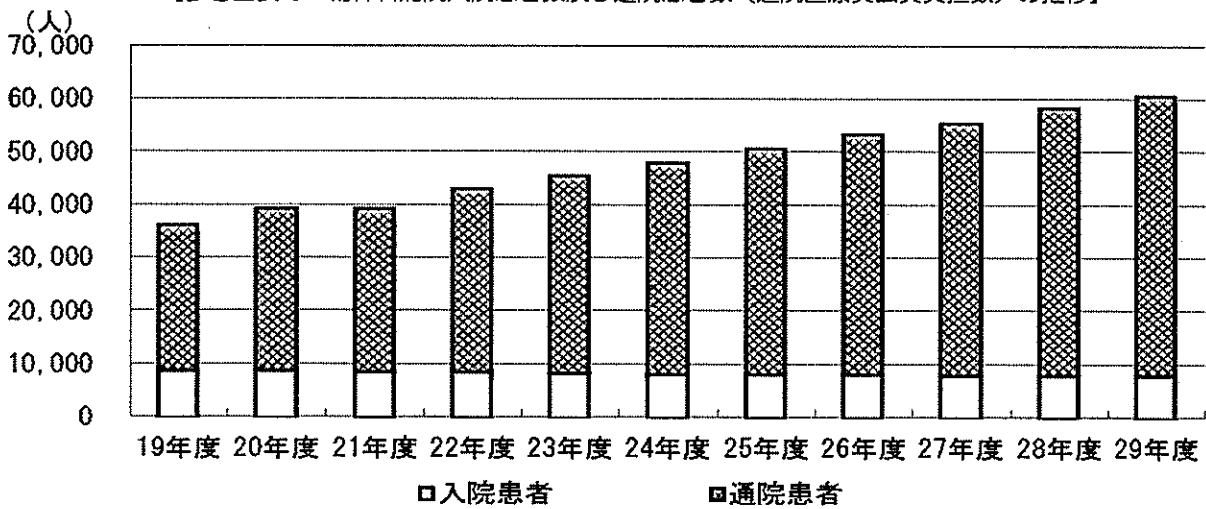


(単位: 人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	1,830	2,338	2,759	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517
2級	10,674	11,758	12,895	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898
3級	1,945	1,891	1,996	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726
合計	14,449	15,987	17,650	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141

※前年度3月31日現在(広島市を含む)

【参考図表6 精神科病院入院患者数及び通院患者数(通院医療費公費負担数)の推移】



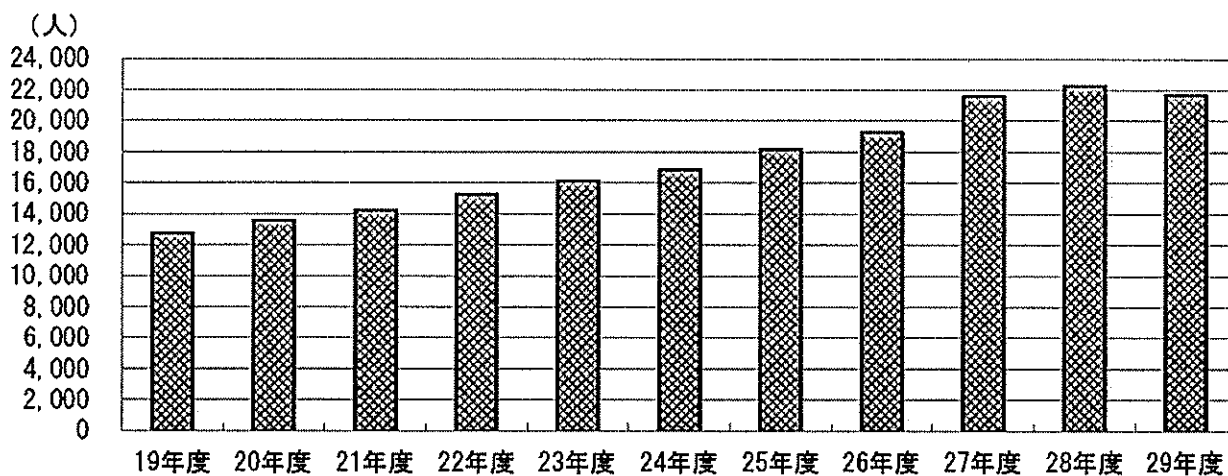
(単位: 人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入院患者	8,714	8,577	8,369	8,383	8,186	8,125	8,079	8,122	7,797	7,818	7,839
通院患者	27,322	30,500	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632
計	36,036	39,077	39,123	42,760	45,318	47,841	50,429	53,115	55,312	58,211	60,471

※各年度6月30日現在(広島市を含む)

4 難病患者

【参考図表7 特定医療費（指定難病）受給者数の推移】



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定疾患医療治療 研究事業承認数	12,728	13,520	14,180	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638

※ 前年度3月31日現在（広島市を含む）

※ 平成27年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

- なお、平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、次の330の疾患が「指定難病」として医療費助成の対象となっています。
 （「指定難病」の対象となっていないスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎についても、既に受給者証の交付を受けられている方は、引き続き医療費助成を受けることができます。）

「指定難病」対象疾患	
01 球脊髄性筋萎縮症	61 自己免疫性溶血性貧血
02 筋萎縮性側索硬化症	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
03 脊髄性筋萎縮症	63 特発性血小板減少性紫斑病
04 原発性側索硬化症	64 血栓性血小板減少性紫斑病
05 進行性核上性麻痺	65 原発性免疫不全症候群
06 パーキンソン病	66 IgA 腎症
07 大脳皮質基底核変性症	67 多発性嚢胞腎
08 ハンチントン病	68 黄色靱帯骨化症
09 神経有棘赤血球症	69 後縦靱帯骨化症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	70 広範脊柱管狭窄症
11 重症筋無力症	71 特発性大腿骨頭壊死症
12 先天性筋無力症候群	72 下垂体性 ADH 分泌異常症
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎	73 下垂体性 TSH 分泌亢進症
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	74 下垂体性 PRL 分泌亢進症
15 封入体筋炎	75 クッシング病
16 クロウ・深瀬症候群	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
17 多系統萎縮症	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	78 下垂体前葉機能低下症
19 ライソゾーム病	79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
20 副腎白質ジストロフィー	80 甲状腺ホルモン不応症
21 ミトコンドリア病	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
22 もやもや病	82 先天性副腎低形成症
23 プリオン病	83 アジソン病
24 亜急性硬化性全脳炎	84 サルコイドーシス
25 進行性多発性白質脳症	85 特発性間質性肺炎
26 HTLV-1 関連脊髄症	86 肺動脈性肺高血圧症
27 特発性基底核石灰化症	87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
28 全身性アミロイドーシス	88 慢性血栓性肺高血圧症
29 ウルリッヒ病	89 リンパ脈管筋腫症
30 遠位型ミオパチー	90 網膜色素変性症
31 ベスレムミオパチー	91 バッド・キアリ症候群
32 自己食空胞性ミオパチー	92 特発性門脈圧亢進症
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	93 原発性胆汁性肝硬変
34 神経線維腫症	94 原発性硬化性胆管炎
35 天疱瘡	95 自己免疫性肝炎
36 表皮水疱症	96 クローン病
37 膿疱性乾癬(汎発型)	97 潰瘍性大腸炎
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	98 好酸球性消化管疾患
39 中毒性表皮壊死症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
40 高安動脈炎	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
41 巨細胞性動脈炎	101 腸管神経節細胞減少症
42 結節性多発動脈炎	102 ルピンシュタイン・ティビ症候群
43 顕微鏡的多発血管炎	103 CFC 症候群
44 多発血管炎性肉芽腫症	104 コステロ症候群
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105 チャーシ症候群
46 悪性関節リウマチ	106 クリオピリン関連周期熱症候群
47 バーシャー病	107 全身型若年性特発性関節炎
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	108 TNF 受容体関連周期性症候群
49 全身性エリテマトーデス	109 非典型溶血性尿毒症症候群
50 皮膚筋炎/多発性筋炎	110 ブラウ症候群
51 全身性強皮症	111 先天性ミオパチー
52 混合性結合組織病	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
53 シェーグレン症候群	113 筋ジストロフィー
54 成人スチル病	114 非ジストロフィー性ミオニー症候群
55 再発性多発軟骨炎	115 遺伝性周期性四肢麻痺
56 ペーチェット病	116 アトピー性脊髄炎
57 特発性拡張型心筋症	117 脊髄空洞症
58 肥大型心筋症	118 脊髄髄膜瘤
59 拘束型心筋症	119 アイザックス症候群
60 再生不良性貧血	120 遺伝性ジストニア

「指定難病」対象疾患	
121	神経フェリチン症
122	脳表へモジテリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸策スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノクッス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状 20 番染色体体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	PCDH19 関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗鱗
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER 症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	有馬症候群
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X 症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリズ症候群
186	ロスモンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンブソン症候群
197	1 p36 欠失症候群
198	4 p 欠失症候群
199	5 p 欠失症候群
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22 p11.2 欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱 X 症候群関連疾患
206	脆弱 X 症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺動脈低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症

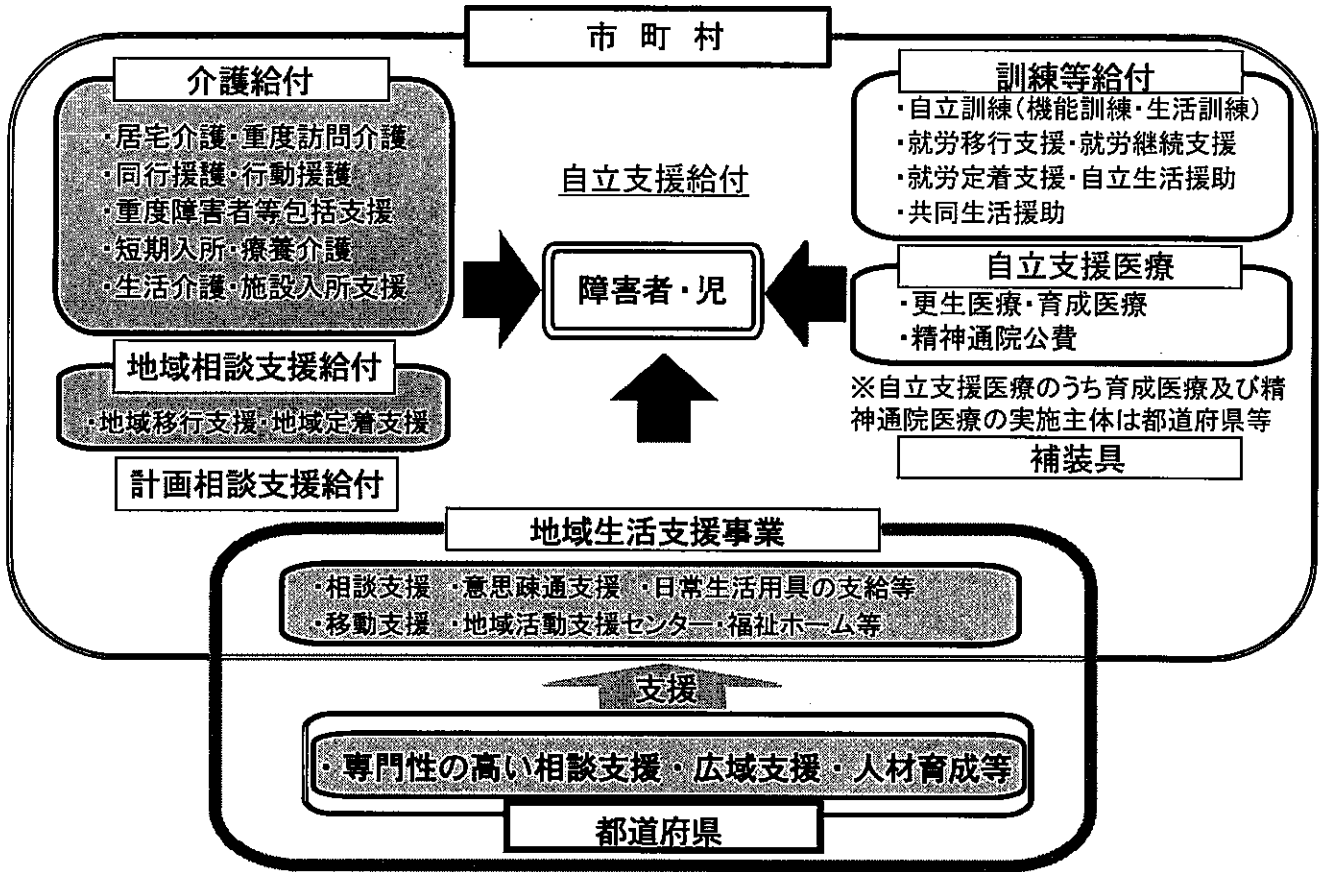
「指定難病」対象疾患	
241 高チロシン血症 1 型	291 ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
242 高チロシン血症 2 型	292 総排泄腔外反症
243 高チロシン血症 3 型	293 総排泄腔遺残
244 メーブルシロップ尿症	294 先天性横隔膜ヘルニア
245 プロピオン酸血症	295 乳幼児肝巨大血管腫
246 メチルマロン酸血症	296 胆道閉鎖症
247 イソ吉草酸血症	297 アラジール症候群
248 グルコーストランスporter-1 欠損症	298 遺伝性肺炎
249 グルタル酸血症 1 型	299 嚢胞性線維症
250 グルタル酸血症 2 型	300 IgG4 関連疾患
251 尿素サイクル異常症	301 黄斑ジストロフィー
252 リジン尿性蛋白不耐症	302 レーベル遺伝性視神経症
253 先天性葉酸吸収不全	303 アッシャー症候群
254 ポルフィリン症	304 若年発症型両側性感音難聴
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	305 遅発性内リンパ水腫
256 筋型糖原病	306 好酸球形副鼻腔炎
257 肝型糖原病	307 カナバン病
258 ガラクト-1-エプimerase 欠損症	308 進行性白質脳症
259 アシロ-1-エプimerase 欠損症	309 進行性ミオクローヌスてんかん
260 シトステロール血症	310 先天異常症候群
261 タンジール病	311 先天性三尖弁狭窄症
262 原発性高カイロミクロン血症	312 先天性僧帽弁狭窄症
263 脳髄黄色腫症	313 先天性肺静脈狭窄症
264 無βリボタンパク血症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
265 脂肪萎縮症	315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX 1 B 関連腎症
266 家族性地中海熱	316 カルニチン回路異常症
267 高IgD 症候群	317 三頭酵素欠損症
268 中條・西村症候群	318 シトリン欠損症
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	320 先天性グリコシルホスファチジルイノリトール （GPI）欠損症
271 強直性脊椎炎	321 非ケトーシス型高グリシン血症
272 進行性骨化性線維異形成症	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
274 骨形成不全症	324 メチルグルタコン酸尿症
275 タナトフォリック骨異形成症	325 遺伝性自己炎症疾患
276 軟骨無形成症	326 大理石骨症
277 リンパ管腫症/ゴーム病	327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限 る。）
278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	328 前眼部形成異常
279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	329 無虹彩症
280 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	330 先天性気管狭窄症
281 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	
282 先天性赤血球形成異常性貧血	
283 後天性赤芽球癆	
284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
285 ファンコニ貧血	
286 遺伝性鉄芽球性貧血	
287 エプスタイン症候群	
288 自己免疫性後天性凝固因子欠病変	
289 クロンカイト・カナダ症候群	
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	

5 発達障害児（者）

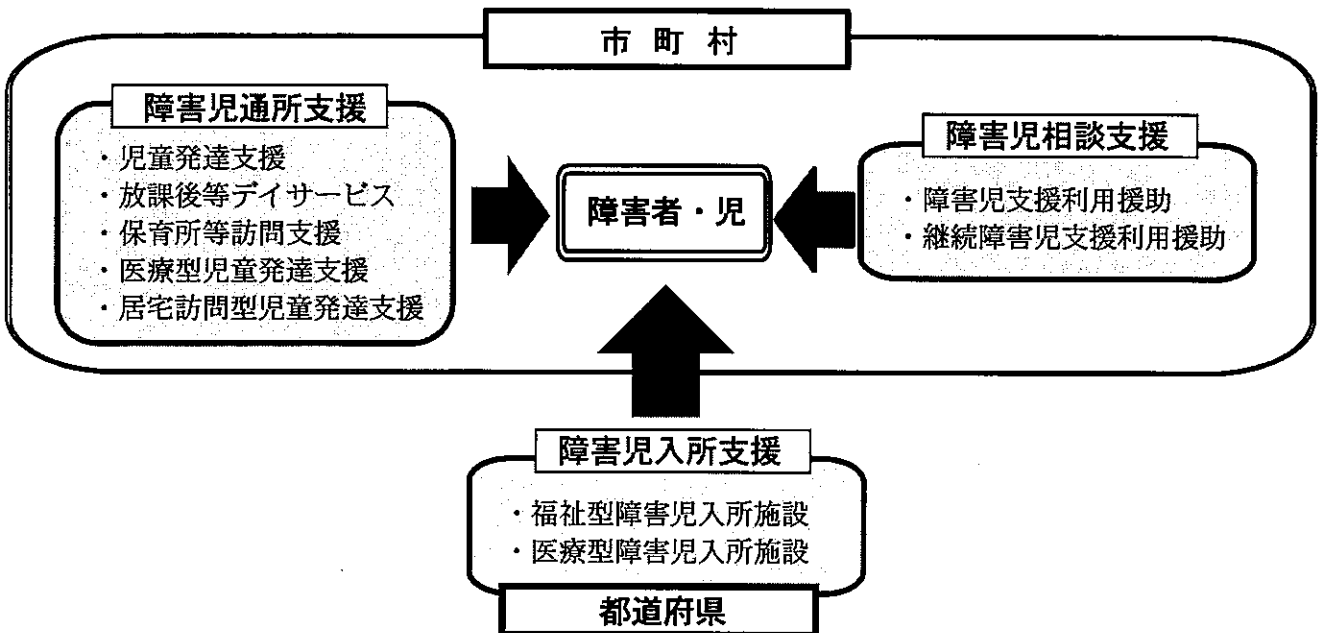
広島県の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24年（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推計値）は6.5パーセントという結果が出ています。

Ⅲ 障害者・障害児に対する福祉サービスの体系等

1 障害者総合支援法によるサービスの体系図



2 児童福祉法によるサービスの体系図



3 障害福祉サービス等の種類と内容（平成30（2018）年3月現在）

◆ 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援※	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助※	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
相談支援	計画相談支援（サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援（継続サービス利用支援）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。

※就労定着支援、自立生活援助については、平成30年（2018）年4月からサービス開始予定。

◆ 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
市町地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、相談支援機能の強化を図ることを目的として、基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、必要な費用の全部または一部を補助します。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や、法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進に関する事業を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通をはかることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。
	福祉ホーム運営事業	住居を必要としている障害者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。	
県地域生活支援事業等	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など高い専門性を要する相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を行います。
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区域を越えて移動する等の場合に、意思疎通支援を行う者の広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。

注) 市町地域生活支援事業には、その他に訪問入浴サービス事業、レクリエーション活動等支援事業などがあります。

◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	○児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の支援拠点として「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」等を行います。
	医療型児童発達支援	○児童発達支援 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	居宅訪問型児童発達支援※	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（又は利用予定）の障害児に対して、訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。医療型は、医療も提供します。
	医療型障害児入所支援	
障害児相談支援	障害児相談支援 （障害児支援利用援助）	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 （継続障害児支援利用援助）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。

※居宅訪問型児童発達支援については、平成30年（2018）年4月からサービス開始予定。

IV 雇用支援機関・制度等の種類と内容

	種類	内容
雇用支援機関等	公共職業安定所	職業紹介、職業指導等の業務を行う国の機関で、障害者には、職業相談、就職のあっせん、就職後のアフターケア及び職業訓練のあっせん等を行い、事業所には、障害者の採用等に係る相談に応じます。
	障害者職業センター	地域の職業リハビリテーションネットワークの中核として、障害者職業カウンセラーを配置し、公共職業安定所等の関係機関との緊密な連携の下、職業リハビリテーションサービスを実施しています。障害者に対しては、職業相談・職業評価や就職前の職業指導、職場適応指導等を実施し、事業所には、障害者の受入れや受入れ後の相談等の支援を行います。
	障害者就業・生活支援センター	障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及び生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなどを行う機関で、県が指定する社会福祉法人等が運営しています。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	障害者雇用納付金の申告納付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付等を行うほか、障害者の雇用啓発活動、障害者雇用に関する各種講習会の開催等を行っています。
	広島障害者職業能力開発校	障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するため、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、施設内等で職業訓練を実施しています。
制度等	障害者委託訓練	広島障害者職業能力開発校において、障害者の就職促進及び雇用の継続を図るため、雇用・就業を希望する障害者に対し、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。
	職場適応訓練	障害者の採用を希望する事業主が、訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事が事業主に委託する訓練制度で、事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。
	障害者トライアル雇用事業	事業所で原則3か月間のトライアル雇用を行い、適性や業務遂行可能性を見極め、企業と労働者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。事業主に対してはトライアル雇用奨励金が、対象者には事業所から賃金が支給されます。
	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	就職前（実習期間）、就職と同時に、又は就職後において、障害者職業センターがジョブコーチを派遣して、障害者が職場に適應できるように、障害者、事業主双方に支援を行います。
	ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）	特別支援学校において、就職指導の充実のために、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業とのマッチング、企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、保護者等を対象とする研修会の講師などの業務を専任で行う者です。
	就労支援員	就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業を行う者が、配置すべき従業者で、職場開拓や職場実習の指導等の支援を行います。
	障害者多数雇用事業者認定制度	県が、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、物品の調達に当たり、当該事業者に対する受注機会の拡大を図る制度です。
	障害者雇用支援合同会議	障害者の一般就労への移行を促進するため、就労支援の関係者の連携を図り、就労支援の取組の推進等、統一的な施策を進めていくための合同会議である。広島県においては、広島県障害者自立支援協議会を位置づけています。

V 指定障害福祉サービス等事業所数（圏域別）

1 訪問系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	計
広島	312	303	75	11	0	701
広島西	21	19	9	1	0	50
呉	50	46	22	6	0	124
広島中央	38	36	17	13	0	104
尾三	49	47	22	10	0	128
福山・府中	83	79	33	21	1	217
備北	21	20	6	3	0	50
計	574	550	184	65	1	1,374

2 日中活動系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	生活介護	自立訓練（機能）	自立訓練（生活）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	療養介護	計
広島	80	4	9	23	42	108	1	267
広島西	12	0	0	1	2	11	3	29
呉	23	0	3	11	6	30	1	74
広島中央	25	1	3	10	5	22	4	70
尾三	27	0	3	14	6	40	0	90
福山・府中	51	0	0	16	26	59	1	153
備北	14	1	1	2	2	12	1	33
計	232	6	19	77	89	282	11	716

3 障害児通所支援事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	支援の種類					計
	児童発達支援（センター）	児童発達支援（センターを除く）	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	
広島	6	40	2	177	6	231
広島西	2	2	0	23	2	29
呉	1	12	0	21	2	36
広島中央	1	8	1	26	4	40
尾三	3	14	0	21	6	44
福山・府中	3	25	1	62	10	101
備北	1	3	0	7	1	12
計	17	104	4	337	31	493

4 居住系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	障害者支援施設	グループホーム	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	指定医療機関	短期入所	計
広島	26	39	4	1	0	58	128
広島西	4	8	0	1	2	20	35
呉	3	10	0	1	0	18	32
広島中央	12	13	2	3	1	19	50
尾三	5	19	0	0	0	17	41
福山・府中	9	20	2	1	0	23	55
備北	5	8	1	1	0	13	28
計	64	117	9	8	3	168	369

VI 用語解説

あ 行

■ 一般就労移行者 (P41)

目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことをいい、就労継続支援A型の利用者を含みません。

■ 医療保護入院 (P24)

入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはありませんが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる入院制度のことをいいます。

■ 音声コード (P52)

印刷物の活字情報を2次元コード化し、印刷物に貼付することで、音声情報を提供できるようにしたものです。

か 行

■ 高次脳機能障害 (P22)

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられます。

■ 工賃 (P49)

福祉的就労を行っている事業所が、雇用契約を締結していない利用者に対して「生産活動に係る収入から生産活動に係る経費を控除した額に相当する額」として利用者に支払うものです。

■ こころの電話 (P20)

臨床心理士などによるこころの健康に関する問題や悩みごとなどの電話相談窓口のことです。電話番号：082-892-9090

■ コメディカルスタッフ (P21)

医師や歯科医師以外の医療協同従事者の総称で、看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士などを指します。

さ 行

■ サービス管理責任者 (P36)

指定障害福祉サービス事業所などにおいて、利用者の個別支援計画の策定・評価など、サービス提供のプロセス全体の管理を行う人をいいます。

■ 実雇用率 (P43)

算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合を指します。

- 児童発達支援管理責任者（P36）
指定障害児通所・入所施設において、利用児の個別支援計画の策定・評価など、支援のプロセス全体の管理を行う人をいいます。
- 重症神経難病患者（P21）
筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病、脊髄小脳変性症など、神経の病気の中ではっきりした原因や治療法がないもの（神経難病）に罹患し、症状が重い患者のことをいいます。
- 障害者差別解消支援地域協議会（P16）
障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者にとって身近な地域（県、市町）において設置することができることとされ、ネットワークを構築し情報の共有化や専門知識を持ち寄り、主体的な取組を行うための協議を行う組織をいいます。
- 障害児保育（P73）
障害児保育施設で、障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所、幼稚園や幼保連携型認定こども園で健常児と一緒に保育する場合があります。
- 精神科救急医療施設（P27）
緊急に治療を必要とする精神疾患を有する方に対して24時間対応で診療（入院も含む）に応じることができる精神科の病院をいいます。県内の西部、東部ブロックで輪番制をとっています。
- 精神科救急情報センター（P27）
精神疾患のある方やその家族の方から電話相談（24時間応需）を受け付け、情報を提供し、必要に応じて各医療機関との連携を行っています。
- 相談支援専門員（P25）
指定相談支援事業所などにおいて、障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス利用計画の作成をはじめ全般的な相談支援を行う人をいいます。

た 行

- 地域生活移行者（P11）
成果目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含みます。
- デイジー版（P51）
音声データをデジタル化したCD-ROM版図書のことで、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴です。

な 行

- 難病対策センター（P23）
難病医療専門員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など、難病対策の拠点として設置しているものです。
- ノーマライゼーション（P17）
障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいいます。

は 行

■ 発達障害 (P17)

発達障害者支援法第2条の規定によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■ ひきこもり相談支援センター (P20)

ひきこもりに関する本人、家族等からの相談窓口（電話、面接、訪問等）です。電話番号：西部センター082-942-3161、中部・北部センター082-893-5242、東部センター0848-66-0367

■ 広島いのちの電話 (P20)

こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休で対応しています。電話番号：082-221-4343

■ ひろしまS-1サミット (P17)

平成23（2011）年度から毎年開催している、障害者就労支援事業所で製造しているお菓子の品評会のことです。平成24（2012）年度からスイーツ、スナック、施設、作業所の頭文字のSと県外からの参加も呼び掛けてグランプリを競うことから「サミット」と命名しました。

■ 広島県地域生活定着支援センター (P24)

高齢や障害を有するなどの理由により、矯正施設退所後、福祉的支援を必要とする者に対して、保護観察所と協働して福祉サービスなどを利用できるよう支援する機関のことです。

■ 広島県福祉サービス運営適正化委員会 (P35)

福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより、利用者の権利を擁護することを目的として社会福祉法に基づき設置された第三者機関です。委員は、中立公正な立場から多様な事例に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験者で構成されています。

■ ひろしま版ネウボラ (P73)

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する子育て・見守り拠点です。

■ ふれ愛プラザ (P17)

紙屋町地下街「シャレオ」にある福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペースのことをいいます。

■ 放課後児童クラブ (P72)

昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室など身近な社会資源を利用して、その育成、指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設です。

■ 法定雇用率 (P43)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた、事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合を指します。平成27（2015）年3月現在、一般の民間企業 2.0 パーセント、特殊法人等 2.3 パーセント、国・地方公共団体 2.3 パーセント、教育委員会 2.2 パーセントとなっています。

Ⅶ 障害福祉計画・障害児福祉計画作成に係る検討組織

1 広島県障害者施策推進協議会 (平成30(2018)年 月 日現在)

氏 名	所属及び職名	備考
井 上 一 成	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
井 本 健 一	広島県建築士会 副会長	
岡 本 英 登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小 田 龍 雄	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
金 子 麻由美	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 副会長	
上 川 克 己	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事	
衣 笠 正 純	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事	
草 道 敏 子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
藏 田 義 雄	広島県市長会 (東広島市長)	
國 生 拓 子	広島大学大学院 教授	
後 藤 淳 子	広島難病団体連絡協議会 会長	
皐 月 利 夫	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
関 川 章 子	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
寺 尾 明	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
西 村 いづみ	県立広島大学 講師	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平 石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
山 崎 純 治	広島「障害者職業センター」 所長	
渡 邊 弘 司	一般社団法人広島県医師会 常任理事	会 長
菊 間 秀 樹	広島県健康福祉局長	

※ 敬称略，県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体

2 広島県障害者自立支援協議会

(平成30(2018)年 月 日現在)

氏名	所属及び職名	備考
安藤 公二	県立障害者リハビリテーションセンター総合相談課 課長	
石井 知行	一般社団法人広島県精神科病院協会 会長	会長
大歳 雅司	東広島市福祉部障害福祉課 課長	
岡本 智恵子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 会長	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
片岡 信彦	広島労働局職業安定部職業対策課 課長	
金子 百合子	広島県精神障害者支援事業所連絡会 幹事	
鎌田 淳	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
河野 克典	三原市保健福祉部社会福祉課 課長	
後藤 淳子	広島難病団体連絡協議会 会長	
近藤 啓太	高次脳機能センター 副高次脳機能センター長	
副島 宏克	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 会長	
西山 堅太郎	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平岡 辰士	社会福祉法人静和会 府中地域障害者生活支援センターは〜と&は〜と 所長	
前川 昭夫	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長	
山田 正史	社会福祉法人つつじ 理事長	
横藤田 誠	広島大学大学院 社会科学部 教授	
米川 晃	広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会 会長	
岩崎 和浩	広島県健康福祉局障害者支援課 課長	
海島 照美	広島県健康福祉局健康対策課 課長	
柴田 勉	広島県商工労働局雇用労働政策課 課長	
井本 昌一郎	広島県商工労働局職業能力開発課 課長	
西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課 課長	

※ 敬称略, 県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体

VI 障害福祉計画の策定経過

策定経過

平成29（2017）年	
5月22日	計画策定に係る基本的な考え方を市町へ提示
6月2日	平成29年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について協議）
6月7日	平成29年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について協議）
8月9日～8月25日	障害福祉サービス等の実施に係る事業所アンケート調査の実施
9月1日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の一次集計
9月15日～9月29日	障害保健福祉圏域連絡会議の開催
11月30日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の二次集計
12月13日	平成29年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の素案を協議）
12月20日	平成29年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の素案を審議）
平成30（2018）年	
1月18日	平成29年度第3回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案を協議）
1月23日	平成29年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案を審議）
1月 日～2月 日	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
3月末	計画

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

平成30（2018）年1月23日開催の広島県障害者施策推進協議会で審議された「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画（案）」を公表し、意見募集を実施しました。

実施期間	平成30（2018）年1月 日～平成30（2018）年2月 日
公表場所	広島県行政情報コーナー，広島県ホームページ 広島県健康福祉局障害者支援課，各厚生環境事務所（支所）
受付方法	郵便，ファックス，電子メール，電子申請
御意見あった主な項目	